

平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。
昭和33年8月10日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

前 文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本 文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

鎌倉市環境基本条例

平成6年12月27日
条例第10号
改正 平成13年3月26日条例25

鎌倉市環境基本条例をここに公布する。

鎌倉市環境基本条例

鎌倉市環境保全基本条例(昭和47年3月条例第26号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、世界的文化遺産に恵まれた本市の環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全についての施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を、市民参画の下に、総合かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目 的として、すべての者の積極的な取組によって、行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で 極めて重要であることから、すべての事業活動及び日常生活活動 において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全についての総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。2 前項に定めるもののほか、市は、基本理念にのっとり、市の施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負 荷の低減その他環境の保全に積極的に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に資するため必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動について環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全についての施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全 についての施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 観光旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全 についての施策に協力する責務を有する。

(市の施策)

第8条 市は、環境の保全に関し、次に掲げる事項についての施策を実施するものとする。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

(2) 歴史的風土その他の歴史的、文化的遺産を保存し、及び活用することにより伝統と文化の香り高い歴史的、文化的 環境を確保すること。

(3) 地域性豊かな都市景観及び居住環境を形成することにより、潤い と安らぎのある良好な都市環境を創造すること。

(4) 野生動植物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系を保持するとともに、森林、農地、水辺地等を適正に保全し、及び緑化の推進を図ることにより人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。

(5) 廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が徹底される社会を構築すること。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全についての施策の総合的かつ計 画的な推進を図るため、環境の保全についての基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全についての目標及び施策の 方向その他必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、鎌倉市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを 公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(行動指針の策定等)

第10条 市は、環境基本計画に基づき、事業者及び市民と協 働して、市、事業者及び市民がそれぞれの役割に応じて環境の 保全に資するよう行動するための指針を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するもの とする。

(規制、助成等の措置)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全について、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第12条 市は、関係機関と協力して、環境の保全についての教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及 び市民が環境の保全についての理解を深めるとともに、これ らの者の環境の保全に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の支援)

第13条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)の環境の保全に資する自発的な活動が促進されるようにするため、必要な措置を講 ずるものとする。

(情報の提供)

第14条 市は、第12条の環境の保全についての教育及び学習の振興並びに前条の自発的な活動の促進に資するため、個人 及び法人の権利及び利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全についての必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究等)

第15条 市は、国際機関、国、他の地方公共団体及び民間団 体等その他関係機関と協力して、環境の保全についての調査 研究その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、環境の保全についての施策を推進するために 必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境審議会)

第17条 市長の附属機関として、鎌倉市環境審議会(以下「審 議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全についての基本的事項又は重要事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、環境の保全に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

5 委員は、事業者、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合 の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営につ いて必要な事項は、規則で定める。

(推進体制)

第18条 市長は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全についての施策を推進するための体制を 整備するものとする。

2 市は、民間団体等と協働して、環境の保全についての施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成13年3月26日条例25)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において委員に委嘱されている者(市職員を除く。)の任期及び当該委員に係る定数については、なお従前の例による。

ご 利 用 に 際 し て

1. とくに注意書きがない限り、会計年度間(4月1日から翌年3月31日まで)、令和6年度(2024年度)末日(令和7年(2025年)3月31日)の状況を表しています。
2. 表の記載において記号は、「-」…該当数値なし、「0」…単位未満、「…」…不詳、「△」…減を表しています。
3. 内訳の数値を0合計したものが総計と合わない、または比率の合計が100%とならない場合がありますが、これは単位未満について端数処理をしたためです。
4. 「第2章 人の健康の保護と生活環境の保全」の記述に関する詳細なデータは、「令和6年度鎌倉市環境調査データ集」をご参照ください。
5. 本書及び鎌倉市環境調査データ集は、ホームページでもご覧いただけます。(紙資源節約)
(かまくら環境白書)
<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankyo/kankyouhakusho.html>
(鎌倉市環境調査データ集)
<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kan-hozen/edata.html>
6. ご意見、ご感想は下記までお寄せください。
鎌倉市環境部環境政策課
〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号
電話 0467-61-3421 FAX 0467-23-8700
E-mail kankyo@city.kamakura.kanagawa.jp

目 次

序 章

1 鎌倉市環境基本計画の体系と「かまくら環境白書」	1
2 令和6年度における「環境」をめぐる動き	2

第1章 地球環境の保全

1 地球環境(目標の項目①)	3
----------------	---

第2章 人の健康の保護と生活環境の保全

1 大気(目標の項目②)	10
2 水・土(目標の項目③)	19
3 化学物質・放射性物質(目標の項目④)	23
4 音(目標の項目⑤)	25

第3章 歴史的文化的環境の確保

1 歴史的遺産(目標の項目⑥)	29
-----------------	----

第4章 良好な都市環境の創造

1 緑・水辺(目標の項目⑦)	34
2 景観(目標の項目⑧)	41
3 美化(目標の項目⑨)	45

第5章 健全な生態系の保全、人と自然とのふれあいの確保

1 生態系の保全(目標の項目⑩)	49
2 自然とのふれあい(目標の項目⑪)	57

第6章 循環型社会の構築

1 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用(目標の項目⑫)	61
2 健全な水循環の推進(目標の項目⑬)	67
3 エネルギーの有効利用(目標の項目⑭)	70

第7章 災害と環境への取り組み

1 災害により想定される環境負荷への取り組み(目標の項目⑮)	77
--------------------------------	----

第8章 鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画

1 温暖化緩和策	78
2 温暖化適応策	82

第9章 鎌倉市環境教育行動計画

1 環境教育(目標の項目⑯)	83
----------------	----

第10章 鎌倉市環境基本計画の推進体制

1 鎌倉市環境基本計画の推進体制	116
------------------	-----

第11章 令和6年度鎌倉市役所の環境マネジメント報告書

1 令和6年度鎌倉市役所の環境マネジメント報告書	117
--------------------------	-----

資 料	128
-----	-----

鎌倉市の概要等(気象、人口、産業、土地利用、交通、財政、組織)	128
---------------------------------	-----

令和6年度 河川水質調査地点図(BOD)	132
令和6年度 自動車騒音常時監視調査結果図	133
鎌倉市環境基本計画目標達成状況	134
図・表索引	137

序 章

1 鎌倉市環境基本計画の体系と「かまくら環境白書」

鎌倉市環境基本計画は、環境基本条例の3つの理念（注1）を実現することを目指して平成17年度（2005年度）までの計画として平成8年（1996年）2月に策定しました。この計画を受け、その後の環境問題に関する状況の変化や新たな課題に対応するため、平成18年（2006年）3月にその一部を改訂し、第2期環境基本計画を策定しました。また、平成27年度（2015年度）をもって第2期環境基本計画が最終年度となったため、平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までを計画期間とする第3期鎌倉市環境基本計画を策定しました。4つの基本方針（注2）を掲げ、鎌倉市の環境保全を市民、事業者、滞在者そして行政が協力・連携して、総合的、計画的に推進していくため、次の表のとおり8つの目標の柱と16の目標の項目にまとめました。

8つの目標の柱		16の目標の項目	
1	地球環境の保全	①	地球環境
2	人の健康の保護と生活環境の保全	②	大気
		③	水・土
		④	化学物質・放射性物質
		⑤	音
3	歴史的・文化的環境の確保	⑥	歴史的遺産
4	良好な都市環境の創造	⑦	緑・水辺
		⑧	景観
		⑨	美化
5	健全な生態系の保全、人と自然とのふれあいの確保	⑩	生態系の保全
		⑪	自然とのふれあい
6	循環型社会の構築	⑫	廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用
		⑬	健全な水循環の推進
		⑭	エネルギーの有効利用
7	災害と環境への取り組み	⑮	災害により想定される環境負荷への取り組み
8	環境教育の推進	⑯	環境教育

「かまくら環境白書」令和7年度（2025年度）版では、計画の16の目標の項目ごとに令和6年度（2024年度）における状況や取組をまとめるとともに、その評価を行いました。

（注1）鎌倉市環境基本条例における3つの理念

- 1 環境の保全は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組によって行わなければならない。
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び日常活動において推進されなければならない。

（注2）4つの基本方針

- 1 環境の恵みを将来世代に継承します。
- 2 環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会を築きます。
- 3 自然環境や歴史的遺産など鎌倉の個性を尊重し、共生していきます。
- 4 鎌倉から地球環境保全をすすめます。

2 令和6年度（2024年度）における「環境」をめぐる動き

私たちが日常で利用する自動車による大気汚染や騒音などの交通公害、一般家庭などからの排水による河川の汚濁、廃棄物の問題などいわゆる都市生活型公害、さらに地球温暖化といった地球規模の問題、人の営みやそれを支える施設が水の健全な循環に影響を与えているという水循環に関わる問題など、環境問題は多様化・複雑化が進んでいます。また、こういった様々な環境問題に対して、自ら主体的に行動し、多様なアプローチから持続可能な社会を構築していける環境保全の担い手を育てることも重要であると考えられています。

（地球温暖化対策計画）

C O P 21 で採択されたパリ協定や平成 27 年（2015 年）7 月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が平成 28 年（2016 年）5 月に閣議決定されました。

計画では、令和 12 年度（2030 年度）に平成 25 年度（2013 年度）比で 26%削減するとの中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として令和 32 年（2050 年）までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置づけており、我が国が地球温暖化対策を進めていく上での礎となるものです。

国はこの計画を 5 年ぶりに改定し、令和 3 年（2021 年）10 月 22 日に閣議決定し、日本が令和 32 年（2050 年）カーボンニュートラルの実現を目指すとともに、令和 3 年（2021 年）4 月に、令和 12 年度（2030 年度）において、温室効果ガス 46%削減（2013 年度比）を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明したことを踏まえて、新たな令和 12 年度（2030 年度）目標の裏付けとなる対策・施策の記載を行いました。

その後、令和 7 年（2025 年）2 月 18 日に、前回の計画の 2050 年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指す改定が行われました。

●国際的な動向

令和 6 年度（2024 年度）は 11 月 11 日から 11 月 24 日までの間、国連気候変動枠組条約第 29 回締約国会議（COP29）が、アゼルバイジャン共和国・バクーで開催されました。主な成果として、気候資金に関する新規合同数値目標について、「2035 年までに少なくとも年間 3,000 億ドル」とする途上国支援目標が決定されました。また、パリ協定第 6 条の国際的な炭素クレジット取引に関する詳細運用ルールが決定され、炭素クレジット取引の完全運用化が実現することになりました。

第1章 地球環境の保全

1 地球環境（目標の項目①）

目標：将来の世代も安全で快適に暮らせるよう、持続可能な地球環境の実現をめざします。

◆目標達成するための指標

鎌倉市域における令和12年度（2030年度）の二酸化炭素排出量を、平成25年度（2013年度）に比べ46%削減する（地球温暖化緩和策）。

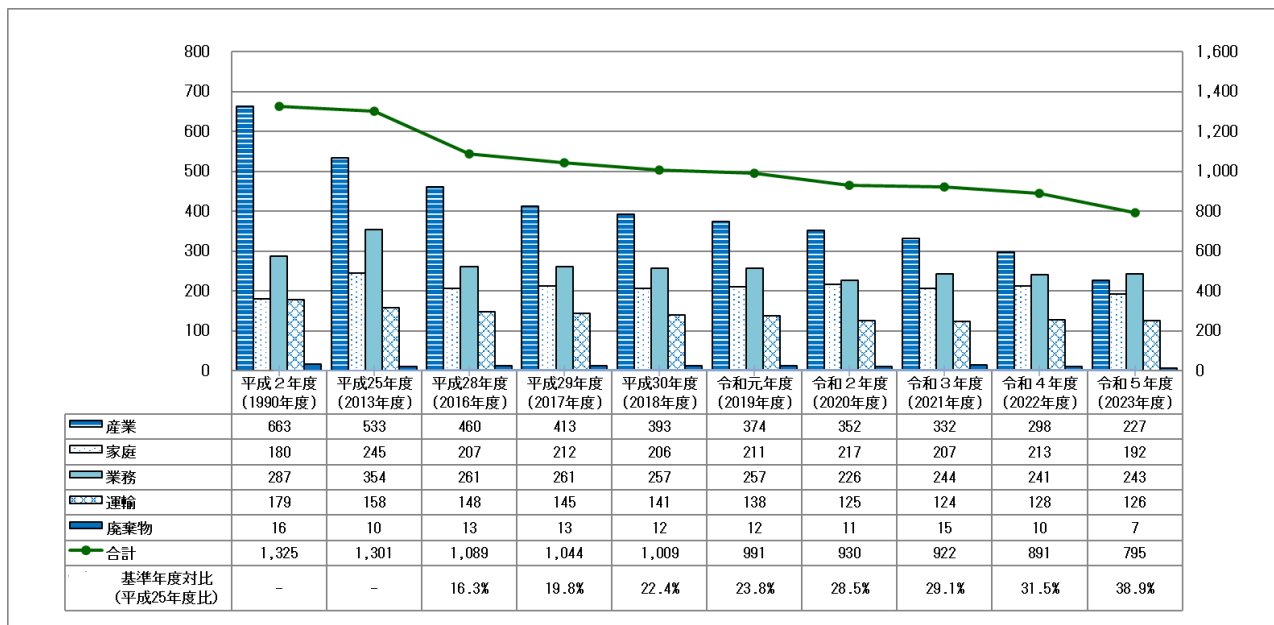
気候変動適応を推進し、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指す（地球温暖化適応策）。

我が国で排出される温室効果ガスのうち、92パーセント以上が二酸化炭素です。

本市の二酸化炭素排出量の推移は基準年度である平成25年度と比較すると年々、減少傾向にあり、令和5年度では38.9%の二酸化炭素排出量を削減しています。

しかし、部門別二酸化炭素排出量の推移をみると、産業部門、業務部門、運輸部門、廃棄物部門の二酸化炭素排出量は、平成2年度（1990年度）に比べ減少しているのに対し、家庭部門は増加しています。原因として、家庭部門においては世帯数の増加、電化製品の種類の増加、電化製品の保有台数の増加、電化製品の大型化など様々な要因が考えられ、さらなる省エネの取組に加え、エネルギーマネジメントなどによるエネルギー消費のスマート化の推進をいかに進めていくかが温室効果ガス削減に向けて重要となると考えます。

単位：千t-CO₂



グラフ1-1 鎌倉市の部門別二酸化炭素排出量の推移（出典：環境省自治体排出量カルテ）

※環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト」部門別CO₂排出量の現況推計のデータ、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（Ver. 1.0）（平成29年3月）」（以下「算定手法編」といいます。）の標準的手法に基づくCO₂排出量推計データに基づき統計資料の按分により地方公共団体別部門・分野別の排出量を推計した値です。なお、一般廃棄物のCO₂排出量は、環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」の焼却処理量から推計しています。

※二酸化炭素以外の温室効果ガスは工業や農業プロセスから排出される割合が高いため、工業及び農業が盛んではない鎌倉市では温室効果ガスの大部分が二酸化炭素であることがデータでも示されています。そのため、二酸化炭素のみを計算の対象としています。

※統計資料が遡及改訂されたことにより、既に公表している排出量についても再計算し、数値を修正しています。

(1) 温室効果ガス等排出量の現状

●わが国の状況

＜環境政策課＞

国は平成 22 年(2010 年) 1 月、気候変動枠組条約事務局に令和 2 年(2020 年)の温室効果ガス排出削減量について平成 2 年(1990 年)比で 25%削減する旨を提出し、地球温暖化対策に係わる中長期ロードマップに中期目標値 25%削減を掲げて取組を進めてきました。

しかし、平成 23 年(2011 年) 3 月の東日本大震災の発生により原子力発電が稼働停止し、火力発電の稼働割合が増加したことなどに伴い電力排出原単位が上昇し 25%削減の目標達成が困難な状況になり、平成 25 年(2013 年)11 月、国は平成 17 年(2005 年)比で 3.8%削減と経済成長との両立をめざした現実的な目標を発表しました。

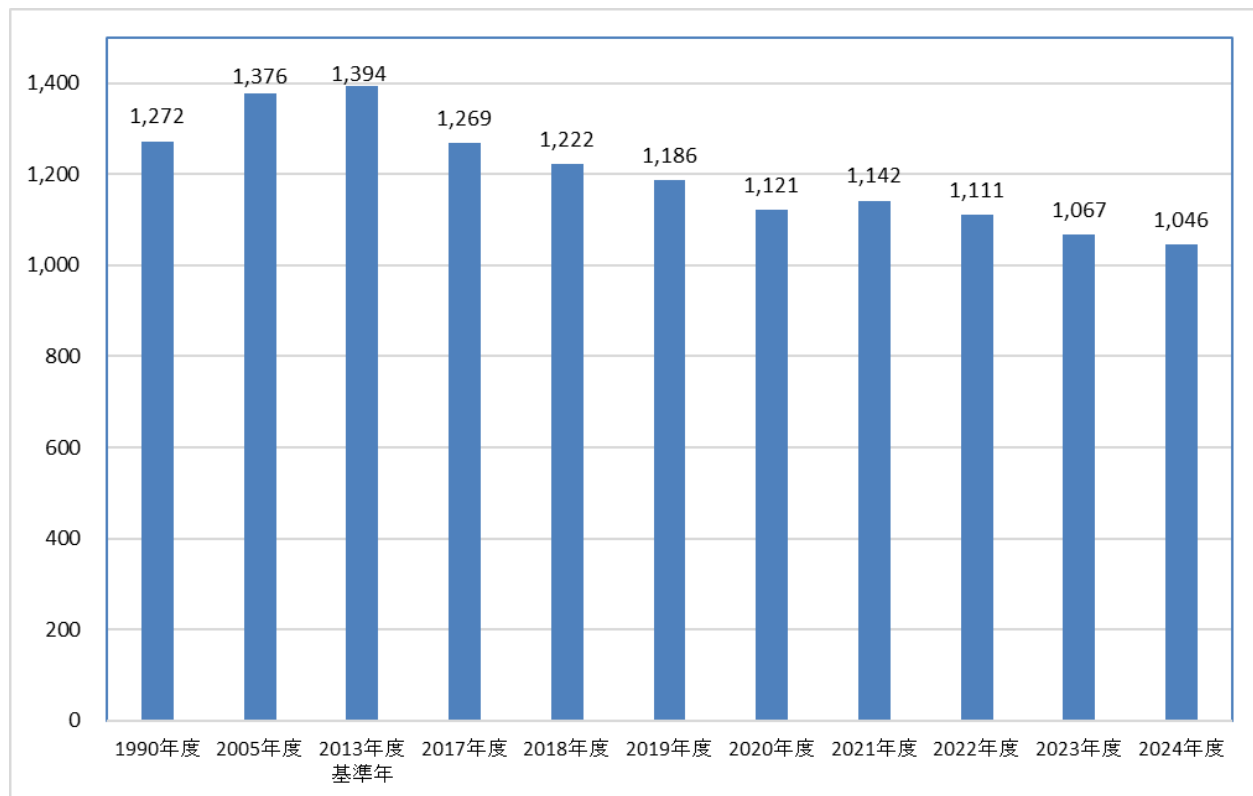
平成 27 年(2015 年)には、気候変動に関する令和 2 年(2020 年)以降の新たな国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されたことを受けて国では平成 29 年(2017 年)に「地球温暖化対策計画」を策定し、その中で令和 12 年度(2030 年度)における温室効果ガス排出量を平成 25 年度比で 26%削減することを中期目標としました。なお、令和 7 年(2025 年) 4 月現在の目標は 46%となっています。

令和 6 年度(2024 年度)の我が国の温室効果ガス総排出量は、10 億 4,600 万 t-CO₂で、平成 25 年度(2013 年度)と比べて、24.9% (3 億 4,710 万 t-CO₂) 減少し、平成 17 年度(2005 年度)比においても 23.9% (3 億 3000 万 t-CO₂) の減少となりました。(出典：環境省 2024 年度の我が国の温室効果ガス排出量及び吸収量(詳細))

平成 25 年度(2013 年度)と比べて減少した要因としては、エネルギー消費量の減少及び電力の脱炭素化(再エネ拡大及び原発再稼働)に伴う電力由来の CO₂排出量が減少したこと等が挙げられます。

令和 6 年度(2024 年度)までのわが国の温室効果ガス排出量の推移は、グラフ 1-2 のとおりです。

単位：百万 t-CO₂



グラフ 1-2 我が国の温室効果ガス排出量の推移

※環境省、「環境省_2024 年度の温室効果ガス排出量(確定値)について」,

＜<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg-mrv/emissions/index.html>＞, (2026 年 4 月)

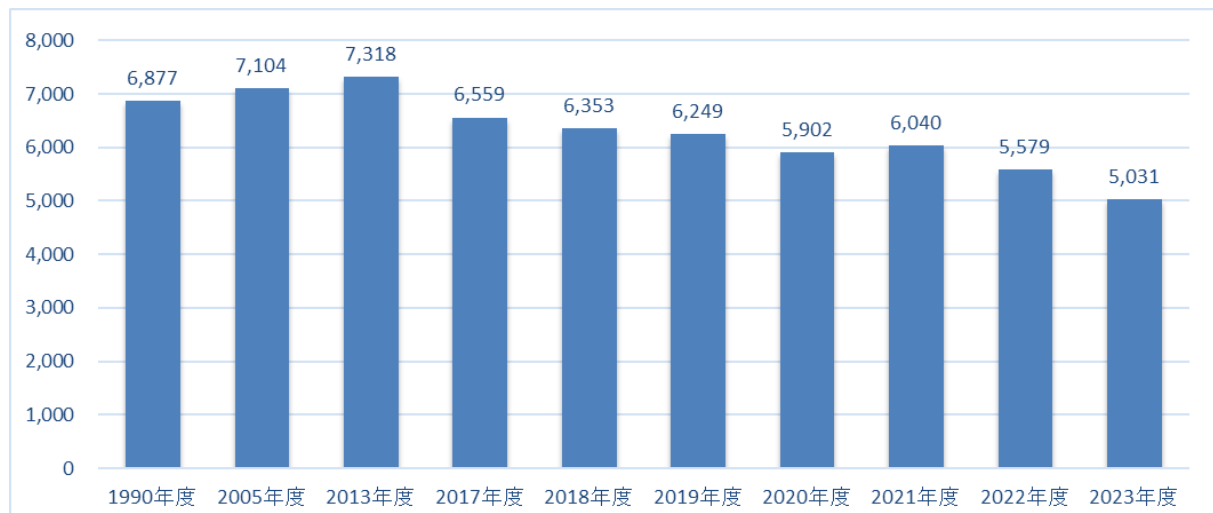
※統計資料が遡及改訂されたことにより、既に公表している排出量についても再計算し、数値を修正しています。

●神奈川県 の状況

<環境政策課>

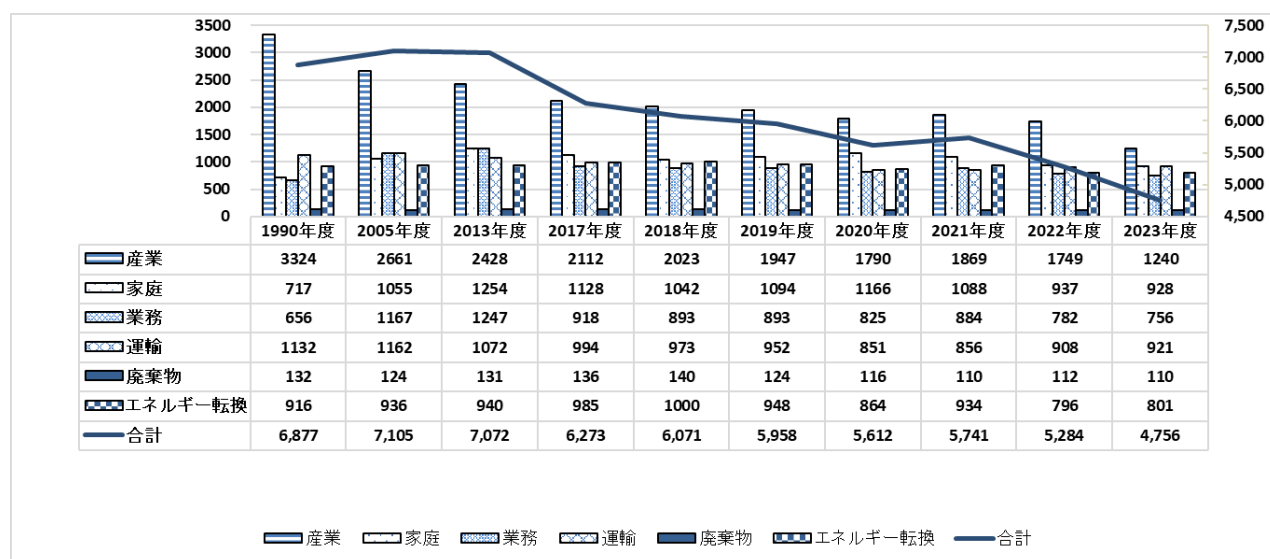
令和5年度（2023年度）の二酸化炭素排出量は5,031万t-CO₂で、前年度に比べて9.8%（548万t-CO₂）減少しました。令和5年度（2023年度）の排出量が前年度と比べて減少したのは、産業部門において、大規模排出事業者が設備を休止したことが主な要因と考えられます。部門別二酸化炭素排出量の推移はグラフ1-4のとおりです。

単位：万t-CO₂



グラフ1-3 神奈川県の二酸化炭素排出量の経年変化

単位：万t-CO₂



グラフ1-4 神奈川県の部門別二酸化炭素排出量の推移

※グラフ1-3, 1-4 出典：神奈川県，「2023年度県内の温室効果ガス排出量(速報値)推計結果概要」

<<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f417443/index.html>>，（2026年3月）

※統計資料が遡及改訂されたことにより、既に公表している排出量についても再計算し、数値を修正しています。

(2) 地球温暖化対策の推進

●鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）の推進

＜環境政策課＞

平成 20 年(2008 年) 6 月の改正で追加された、地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 第 3 項に規定された地方公共団体実行計画（区域施策編）として、国、県の地球温暖化対策と整合を図りながら、平成 20 年（2008 年）3 月に策定した鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画を引き継ぎ発展させた計画として策定しました。この計画について、令和 4 年(2022 年)には、令和 3 年(2021 年) 4 月に国が 2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指すことを表明したことや、同年 6 月に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律などを踏まえて見直しを行い、温暖化緩和策の目標として「鎌倉市域における令和 12 年度(2030 年度)の二酸化炭素排出量を、平成 25 年度(2013 年度)に比べ 46%削減する」、温暖化適応策の目標として「気候変動適応を推進し、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指す」と新たな目標を掲げました。

なお、地球温暖化対策の取り組みとして、令和 6 年度（2024 年度）は次の事業に取り組みました。

- ・環境月間／省エネ月間パネル展示
- ・省エネナビ・エコワットの貸出
- ・児童向け環境教育事業（らんま先生の eco 実験パフォーマンスショー）
- ・地球温暖化に関するアンケート実施
- ・鎌人いち場へ出展
- ・子ども向け自然観察会

●鎌倉市における環境マネジメントシステム導入の状況

＜環境政策課＞

①ISO14001 認証取得事業所

「ISO14001」は、地球温暖化防止のほか幅広い視点からの環境保全に関する方針・目標・計画などを定め、これを実行・記録・点検し、方針などを見直すシステム(環境マネジメント)の国際規格です。現在、全国で約 12,000 事業所がこの規格を認証取得しており、市内でも 7 事業所程度が認証取得しています。認証取得事業所の状況は、公益財団法人日本適合性認定協会のホームページで確認できます。

②エコアクション 21（E A 21）認証登録事業所

環境活動評価プログラムの「エコアクション 21」は、環境省が策定した環境マネジメントの簡易な方法で、国際標準化機構の「ISO14001」規格をベースとしており中小事業所でも取り組みやすい環境マネジメントシステムです。現在、全国で約 7,500 事業所がこの規格を認証取得しています。市内では 4 事業所が認証登録されています。

市内の「エコアクション 21」認証登録事業所の状況は、エコアクション 21 中央事務局のホームページで確認できます。

③かまくらエコアクション 21 参加登録事業所

「かまくらエコアクション 21」は、鎌倉市独自の登録制度で、環境省が策定した「エコアクション 21」に準拠する形で、環境マネジメントシステムを構築し、環境活動レポートを作成した事業所が鎌倉市に登録し、市から登録証明書を無料で交付するものです。

登録にあたっては専門のアドバイザーが無料で経営に合わせた取り組みをわかりやすくサポートします。規模の小さな事業所の環境への取組としては十分効果的であり、「エコアクション 21」あるいは「ISO14001」導入へのワンステップとして取組を開始することもできます。

令和 7 年(2025 年) 3 月末現在、表 1-1 のとおり 4 事業所から環境活動レポートの提出がありました。

表 1-1 かまくらエコアクション 21 環境活動レポート提出事業者

	かまくらエコアクション21 参加登録事業所名	業 種	登録年月日
1	リネックス有限会社	サービス業(廃棄物処理業)	平成18年7月11日
2	湘南モノレール株式会社	鉄道業	平成19年4月4日
3	公益財団法人鎌倉市公園協会	市内公園管理	平成19年8月9日
4	Internet株式会社	製造業	平成28年12月26日

●グリーン購入・グリーン契約（環境配慮契約）

＜環境政策課＞

「グリーン購入」とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。また、「グリーン契約」とは、製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約です。

国や地方自治体などに環境配慮製品を優先調達させることを目的とした「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号、通称グリーン購入法）が平成 13 年（2001 年）4 月に施行されました。

また、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成 19 年法律第 56 号、通称環境契約法）が平成 19 年（2007 年）11 月に施行されました。このなかで、国の基本方針に基づき、政府機関、地方公共団体などへ調達方針（地方公共団体は努力目標）を作成・公表することが求められています。

鎌倉市役所では、平成 14 年（2002 年）12 月に「鎌倉市グリーン購入基本方針」を策定し、平成 26 年（2014 年）3 月の電気の供給を受ける契約の内容の見直しを含め、4 回の一部見直しを行いました。

平成 15 年度（2003 年度）に 81 品目ではじめたグリーン購入の対象品目を、令和 6 年度（2024 年度）は 287 品目としました。令和 6 年度（2024 年度）の分野別の調達率は表 1-2 のとおりです。

表 1-2 市役所における令和 6 年度調達物品に対するグリーン適合品調達率

分野	調達率	分野	調達率
紙類	91.1%	制服・作業服	21.6%
文具類	85.1%	インテリア・寝装寝具	32.6%
オフィス家具等	53.0%	作業手袋	40.8%
画像機器等	73.7%	その他繊維製品	21.9%
電子計算機等	93.4%	設備	—
オフィス機器等	73.7%	防災備蓄用品	66.7%
移動電話	—	公共工事（資材）	91.7%
家電製品	75.0%	公共工事（建設機械）	100.0%
エアコンディショナー等	100.0%	公共工事（工法）	—%
温水器等	100.0%	公共工事（目的物）	—%
照明	93.8%	役務	85.5%
自動車等	100.0%	ごみ袋等	84.2%
消火器	100.0%		

(3) その他地球環境問題への対応

●使用木材の適正な選定

＜公的不動産活用課＞

違法伐採による生産国における森林の減少・劣化からの生物多様性の喪失や、地球温暖化の進行が、世界的な問題となっており、合法性のある木材の使用を推進していくことが、地球環境の保全に寄与するとされています。

鎌倉市でも、建築工事等の際にコンクリートの型枠や下地材、仕上げ材等の木材について、グリーン購入調達方針に基づいた材料の調達を働きかけるなどして、合法性のある木材の使用を推進しています。

●特定フロン回収事業

＜環境センター＞

特定フロン等については、地球温暖化防止の観点からも回収事業を進めています。

名越・今泉のクリーンセンターで回収されたフロンは、専用のボンベに一時保管後、ボンベが満杯になると、専門事業者が分解処理を行っています。なお、特定フロン処理量の推移は表 1-5 のとおりです。

表 1-3 特定フロン処理量の推移

	CFC-12 (kg)	HCFC-22 (kg)	混合 (kg)	HFC-134a (kg)
令和 3 年度	—	4.6	—	7.1
令和 4 年度	—	8.6	—	22.4
令和 5 年度	—	5.1	—	20.4
令和 6 年度	17.5	2.0	1.9	23.4

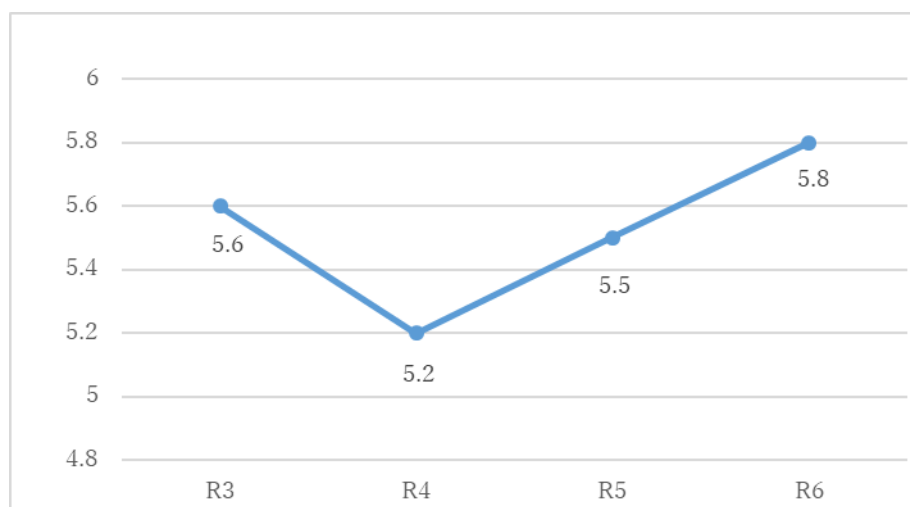
※CFCはクロロフルオロカーボンを表し、HCFCはハイドロクロロフルオロカーボン、HFCはハイドロフルオロカーボンを表します。CFCが削減されるとオゾン層の保護に寄与し、HFCを削減することで地球温暖化対策に寄与します。特定フロン処理量は、家電リサイクル法の対象外の家電から回収し、処理したものです。
令和 6 年度（2025 年度）の混合処理は、CFC-500（R-500）として処理したものです。

●酸性雨の状況

＜環境保全課＞

酸性雨とは、水素イオン濃度指数（pH）が 5.6 以下の雨をいい、主に工場のばい煙や自動車の排出ガスなどに含まれる硫黄酸化物、窒素酸化物が原因とされています。

本市では平成 6 年度（1994 年度）から簡易測定による調査を実施しており、市役所中庭で雨水の採取を行っています。令和 6 年度（2024 年度）の測定結果はグラフ 1-5 のとおりです。



グラフ 1-5 pH 測定結果

(4) 地球市民としての環境活動

●かながわ地球環境保全推進会議（現 かながわ脱炭素推進会議）への参加 <環境政策課>

かながわ地球環境保全推進会議は、地球サミットにおける「アジェンダ 21」の採択を受け、わが国で初めて採択されたローカルアジェンダ「アジェンダ 21 かながわ」の推進母体として平成 5 年（1993 年）に設置されました。

その後、推進会議では、県民、企業、NPO 等、行政の協働によって、神奈川地球環境保全行動指針国内外の環境問題に関する状況の変化に対応するために、平成 15 年（2003 年）に「新アジェンダ 21 かながわ～持続可能な社会への道しるべ（新アジェンダ）」が新たに採択されました。

平成 23 年（2011 年）5 月には、東日本大震災にともなう電力需給の逼迫を踏まえた節電と地球温暖化防止の取組みを推進するため、「緊急アジェンダ宣言（行動宣言）-東日本大震災にともなう地球温暖化防止緊急行動指針-」を採択し、「マイアジェンダ登録・節電バージョン」の普及に取り組みました。

平成 27 年（2015 年）7 月に改訂新アジェンダ 21 かながわ「私たちの環境行動宣言 かながわエコ 10 トライ」を採択し、「マイエコ 10 宣言」の普及を図っています。「エコ 10（てん）」は、行動宣言の項目が 10 個あること及び地球環境保全に取り組むきっかけとして、一人ひとりが 90 の行動メニューから、まずは 10 個の行動メニューを選んで「マイエコ 10（てん）宣言」をつくり、実践することを行っています。

※マイエコ 10 宣言は令和 6 年 3 月末をもって、新規受付を終了しています。

行動宣言の項目は次のとおりです。

- 1 再生可能エネルギーの利用や省エネルギーの取組を拡大します
- 2 3R の取組を拡大します
- 3 廃棄物の適正処理を徹底します
- 4 きれいな空気と星空をつくります
- 5 将来にわたってきれいで豊かな水を確保します
- 6 里地里山、森林、水辺の豊かな自然を守る取組を拡大します
- 7 農林水産業への理解を深め、地産地消の取組を拡大します
- 8 みんなが参加して環境と共生するまちをつくります
- 9 環境に配慮したライフスタイルや事業活動を拡大します
- 10 環境への関心を高め、学び、行動する人を増やします

なお、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日に神奈川県地球保全推進会議が改組されてかながわ脱炭素推進会議となりました。産学官民の各団体から構成される「運営委員会」と、脱炭素に係る議論等を行う連携・共創の場「かながわ脱炭素共創プラットフォーム」から構成されています。

●地域間交流

<環境政策課>

令和 6 年度（2024 年度）は 6 市 2 町（平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、寒川町、大磯町）の担当者による情報交換会を厚木市にて開催し、温暖化対策のための補助金に係る令和 7 年度予算要求等の状況や、そのほか各市町からの提出議題について情報交換を行いました。

第2章 人の健康の保護と生活環境の保全

1 大気（目標の項目②）

目標：誰もが深呼吸を楽しめるまちにします。

◆目標達成するための指標

二酸化窒素などの大気汚染物質	環境基準の達成
ベンゼンなどの有害大気汚染物質	環境基準の達成
大気中のダイオキシン類	環境基準の達成

鎌倉市における大気環境は、例年どおりほぼ横ばいの状況が続いています。二酸化窒素などの大気汚染物質は、環境基準を達成しています。また、大気中のダイオキシン類は、環境基準を達成しています。ベンゼンなどの有害大気汚染物質においては、市内での測定はありませんが、県内のすべての測定地点で、環境基準を達成しています。ただし、光化学オキシダントについては、県内他都市と同様に環境基準を達成していませんでした。引き続き、県の常時監視の動向を注視していきます。

（1）工場等からの固定発生源対策の推進

大気汚染は、燃料その他、物の燃焼や化学処理、機械処理などにより排出される物質に起因し、その主な発生源は、工場・事業場（固定発生源）や自動車（移動発生源）などです。

大気汚染状況の判断基準として、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条に規定する環境基準（人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準）があります。

鎌倉市役所屋上で測定した二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダントについては、光化学オキシダントを除いて、環境基準を達成していました。

環境基準、各物質の測定データは、「かまぐらの環境（令和6年度（2024年度）鎌倉市環境調査データ集）」第3章 公害の現況と対策 I 大気、III 化学物質をご参照ください。

●神奈川県生活環境の保全等に関する条例における取組

＜環境保全課＞

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）では、公害の防止など環境全般に関する規定のほか、様々な環境問題に対応するものとなっています。

条例の施行後、地域住民等の環境問題に対する意識の高まりなど社会的状況の変化や大気・水質の環境改善が認められている状況等を踏まえ、環境保全における事業所の自主的な取組や県民・事業者の相互理解を促進するため、神奈川県は条例を改正し平成23年（2011年）7月22日に公布、平成24年（2012年）10月1日に施行しました（令和2年10月改正により制度が一部変更）。

この制度は、指定事業所の環境配慮の実効性をより明確にするために、環境管理事業所の自主管理能力の評価手法を改め、環境管理事業所の要件に適合した場合に認定をし、さらに、環境への配慮を自主的かつ積極的に推進している当該事業所を「優良環境管理事業所」として認定することにしました。

改正した条例に基づく、令和6年度（2024年度）の市内の指定事業所数、環境管理事業所認定数、優良環境管理事業所認定数は、表2-1のとおりです。

※指定事業所とは、公害を生じさせるおそれがある事業所で、規則で定める作業を行うものです。

※環境管理事業所・優良環境管理事業所とは、一定の環境管理・監査を行っている事業所が、県への申請に基づき認定を受けたものです。優良環境管理事業所については、設備の変更等を行う場合、手続が簡略化されます。

表 2-1 指定事業所数等年度末現在数

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
指定事業所	111	110	109	108
環境管理事業所	1	1	1	1
優良環境管理事業所	3	3	3	3

※指定事業所数は、神奈川県提供

●一般環境大気測定

＜環境保全課＞

①一般環境大気測定局による測定

鎌倉市役所屋上には神奈川県の一般環境大気測定局があり、二酸化窒素などの大気汚染状況を常時監視しており、環境基準の適合状況は表 2-2 のとおりです。

表 2-2 一般環境大気測定局における環境基準の適合状況

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
二酸化硫黄 SO ₂	○	○	○	○
二酸化窒素 NO ₂	○	○	○	○
浮遊粒子状物質 SPM	○	○	○	○
微小粒子状物質 PM2.5	○	○	○	○
光化学オキシダント OX	×	×	×	×

※環境基準に対して○は適合、×は不適合、―は未実施を示す。

※微小粒子状物質 PM2.5 は平成 25 年（2013 年）11 月より測定開始。

② 鎌倉市による測定

市では、神奈川県の一般環境大気測定局と同じく市役所屋上において、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの有害大気汚染物質について測定を行っていました。有害大気汚染物質の測定は経年環境基準を遵守できていることから事業の見直しにより令和元年度（2019 年度）をもって廃止となっています。令和元年度（2019 年度）までの環境基準の適合状況については表 2-3 のとおり、いずれも環境基準を達成していました。

表 2-3 一般大気的环境基準の適合状況

項 目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
ベンゼン	○	○	○	○
トリクロロエチレン	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	○	○	○	○
ジクロロメタン	○	○	○	○

※環境基準に対して○は適合、×は不適合を示します。

※ジクロロメタンは平成 13 年（2001 年）4 月 20 日、その他のものは平成 9 年（1997 年）2 月 4 日に環境基準が設定されています。

●大気のダイオキシン類調査

＜環境保全課＞

市では大気環境中のダイオキシン類等について、市役所屋上で、平成 10 年度（1998 年度）から調査を実施してきましたが、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）の施行により、平成 12 年度（2000 年度）からは神奈川県が実施しています。

令和 5 年度（2023 年度）のダイオキシン類の濃度調査結果は、表 2-4 のとおり、環境基準を達成していました。（隔年実施のため令和 6 年度測定なし）

表 2-4 ダイオキシン類濃度調査結果

単位：pg-TEQ/m³

項 目	濃 度			環境基準
	夏季	冬季	年平均値	
ダイオキシン類	0.050	0.013	0.031	0.6 以下

※平成 12 年（2000 年）1 月 15 日にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、同法においてポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナー PCB）の 3 物質がダイオキシン類と規定されています。また、同法に基づき環境庁告示第 68 号をもってダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準が、0.6pg-TEQ/m³ 以下と規定されています。

※p g（ピコグラム）：重量を表す単位で、1 兆分の 1 グラムを指します。

※TEQ（毒性等量）：ダイオキシン類の中で最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの量に換算した量を表します。

●クリーンセンターの排出ガスのダイオキシン類調査

＜環境センター（名越・今泉クリーンセンター担当）＞

市では、名越クリーンセンターの排出ガス等に含まれているダイオキシン類の濃度を調査しています。（一般廃棄物最終処分場の地下水等のダイオキシン類測定結果については、22 ページの「一般廃棄物最終処分場周縁地下水のダイオキシン類調査」でまとめています。）

調査の結果、表 2-5 のとおり、排出ガスのダイオキシン類濃度は、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた基準を達成していました。

（名越・今泉両クリーンセンターでは、ダイオキシン類等削減対策工事として、既設炉の排出基準（5 ng-TEQ/m³N）より低い 1 ng-TEQ/m³N を目指した改修を行いました。なお、今泉クリーンセンターでは、焼却停止に伴い、平成 27 年（2015 年）3 月 31 日をもって 2 号炉を廃止しました。）

表 2-5 排出ガスのダイオキシン類測定結果

単位：ng-TEQ/ m³N

		名越クリーンセンター		今泉クリーンセンター		排出基準
調査年月日	令和 6 年 10 月 10 日	令和 6 年 10 月 9 日	－			
	1 号炉	2 号炉	1 号炉	2 号炉		
排出ガス	0.0240	0.0580	廃止	廃止	5 以下	

※m³N：排出ガス等の体積を表す便宜的単位。温度 0℃、1 気圧に換算した気体の立方メートル単位の体積。

※n g（ナノグラム）：重量をあらわす単位で 10 億分の 1 グラムを指します。

※排出ガス：ごみ焼却施設から排出されるガス。

●山崎浄化センターの汚泥焼却排ガスのダイオキシン類調査

＜浄化センター＞

山崎浄化センターでは、汚泥焼却排ガスに含まれているダイオキシン類の測定をしています。

令和 6 年度（2024 年度）の測定結果は、表 2-6 のとおりで、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた基準を満たしていました。

表 2-6 汚泥焼却排ガスのダイオキシン類測定結果

単位：ng-TEQ/ m³N

検体	測定値	排出基準
汚泥焼却施設排ガス	0.000011	5 以下

※m³N：排出ガス等の体積をあらわす便宜的単位。温度 0℃、1 気圧に換算した気体の立方メートル単位の体積。

※n g（ナノグラム）：重量をあらわす単位で 10 億分の 1 グラムを指します。

●光化学スモッグの発生状況

＜環境保全課＞

光化学スモッグは、工場の煙突や自動車から排出される窒素酸化物、炭化水素などに太陽からの紫外線が当たることにより発生する光化学オキシダントによるものです。

光化学オキシダントが環境基準(1時間値が0.06ppm)の2倍以上となり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるときに発令される光化学スモッグ注意報の状況をみると、表2-7のとおり、令和6年度(2024年度)には県内で12回の発令があり、鎌倉市を含む湘南地域では3回の発令がありました。

表2-7 注意報発令日数及び被害者数の推移

項目 \ 年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
発令日数県全体(日)	6	4	2	12
湘南地域(日)	2	0	1	3
被害者数県全体(人)	3	0	0	7
湘南地域(人)	0	0	0	3
本市(人)	0	0	0	0

～PM2.5(微小粒子状物質)への対応について～

鎌倉市では、神奈川県においてPM2.5の高濃度予報が発令された場合には、注意喚起を促すために防災行政用無線、防災・安全情報メール等でお知らせすることとしています。

また、神奈川県ではPM2.5の常時監視を行い、測定結果等をホームページに掲載しています。

鎌倉市内では市役所屋上及び岡本にて測定を行っており、令和6年度(2024年度)の結果は以下のとおりです。

- ・市役所：長期基準 $8.3\mu\text{g}/\text{m}^3$ (適合)、短期基準 $19.8\mu\text{g}/\text{m}^3$ (適合)であり、環境基準を達成しています。
- ・岡本：長期基準 $7.8\mu\text{g}/\text{m}^3$ (適合)、短期基準 $19.0\mu\text{g}/\text{m}^3$ (適合)であり、環境基準を達成しています。

※PM2.5(微小粒子状物質)とは…大気中に浮遊している粒子のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小な粒子を“微小粒子状物質(PM2.5)”といいます。粒子状物質は主に呼吸器系に沈着して健康に影響を及ぼすため、さらに小さな微小粒子状物質(PM2.5)は肺の奥まで達し、呼吸器系・循環器系及び肺がんの疾患が懸念されています。

(2) 自動車交通公害対策の推進

●自動車排出ガス等環境調査

＜環境保全課＞

神奈川県は自動車排出ガス測定局は岡本の大船フラワーセンター前にて二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質について常時監視を行っており、全ての項目において、環境基準を達成していました。令和6年度（2024年度）の環境基準の適合状況は表2-8のとおりです。なお、平成15年（2003年）10月1日から、県内では、神奈川県生活環境の保全等に関する条例によりディーゼル車の運行規制を実施しています。

表2-8 自動車排出ガス測定局における環境基準の適合状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
二酸化窒素 NO ₂	○	○	○	○
一酸化炭素 CO	○	○	○	○
浮遊粒子状物質 SPM	○	○	○	○
微小粒子状物質 PM2.5	○	○	○	○

※環境基準に対して○は適合、×は不適合、－は未実施。微小粒子状物質（PM2.5）は平成25年（2013年）11月より測定開始。

●鎌倉地域の地区交通計画

＜都市計画課＞

鎌倉地域の地区交通計画は、自動車利用の抑制と公共交通の活用による安全で快適な地域づくり、歩行空間と居住環境の再生による市民生活と観光が共生できるまちづくり、活力と賑わいのある歩いて楽しい古都鎌倉の観光地づくりを目標として、現在ある道路や駐車場などを活用した交通需要マネジメント（TDM）施策を推進してきました。

交通事業者、駐車場事業者などの協力により、平成13年（2001年）10月から「七里ガ浜パーク&レールライド」及び「鎌倉フリー環境手形」、同年12月から「由比ガ浜パーク&ライド」、平成18年（2006年）4月から「江の島パーク&レールライド」、平成20年（2008年）3月から「稲村ガ崎パーク&レールライド」令和3年（2021年）7月から「大船・江の島パーク&ライド」及び「大船・鎌倉パーク&ライド」を開設しました。利用状況は、表2-9のとおりです。

表2-9 パーク&ライド等の利用状況

施策名	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	実施日数	利用状況	実施日数	利用状況	実施日数	利用状況	実施日数	利用状況
七里ガ浜パーク&レールライド	209	469	303	1,061	304	566	303	826
由比ガ浜パーク&ライド	0	0	0	0	213	325	300	544
江の島パーク&レールライド	209	954	303	1,936	304	1,492	303	1,549
稲村ガ崎パーク&レールライド	209	908	303	2,298	289	1,539	0	0
大船・江の島パーク&ライド	225	240	365	662	366	562	365	557
大船・鎌倉パーク&ライド	214	28	365	106	366	33	365	29
鎌倉フリー環境手形A	126	942	362	4,654	363	4,679	364	4,516

※パーク&ライドの単位は「台」、鎌倉フリー環境手形の単位は「枚」。

※由比ガ浜パーク&ライドは令和5年（2023年）9月1日から再開。

※稲村ガ崎パーク&レールライドは令和6年（2024年）3月17日から休止。

① 七里ガ浜パーク&レールライド

鎌倉地域から西へ約4km離れた七里ガ浜にある国道134号沿いの駐車場(350台)を利用し、徒歩約1分の江ノ電七里ヶ浜駅で電車に乗り換え、鎌倉地域へ入ってもらうシステムです。駐車料金と電車料金を合わせて手頃な価格とすることにより、混雑する鎌倉地域の外側で公共交通への乗り換えを促すものです。

運用開始日	平成13年(2001年)10月6日(土)
運用日等	7・8月を除く毎日(チケット発売時間:10時~16時)
利用対象	普通乗用車
利用料金	自動車1台当たり1,850円 【内訳】 ○5時間分の駐車料金 ○江ノ電全線(藤沢駅~鎌倉駅)の1日フリー切符2枚 【特典】 ○協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス 【その他】 ○5時間を超えた場合の駐車料金は350円/30分 ○同乗者のフリー切符の追加購入は、大人1枚800円・小人1枚400円 ○駐車場は、一般駐車場利用者との共用
事業主体	江ノ島電鉄㈱・鎌倉プリンスホテル

② 由比ガ浜パーク&ライド

鎌倉地域の南側に位置する国道134号沿いの県営由比ガ浜地下駐車場(188台)を利用し、徒歩約8分の江ノ電和田塚駅、由比ヶ浜駅で電車に乗り換え、鎌倉地域へ入ってもらうシステムです。5時間分の駐車料金と江ノ電(鎌倉駅~長谷駅)及び指定5路線のバスが1日乗り放題のきっぷが1枚セットされています。

運用開始日	平成13年(2001年)12月1日(土)
運用日等	1月1日~3日、7・8月を除く毎日(チケット発売時間:9時~15時)
利用対象	普通乗用車
利用料金	○自動車1台当たり1,700円 【内訳】 ○5時間分の駐車料金 ○江ノ電(鎌倉駅~長谷駅)と指定5路線のバスが1日乗り放題のきっぷ1枚 【特典】 ○協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス 【その他】 ○5時間を超えた場合の駐車料金は210円/30分 ○2名以上でご利用の方は、別途「フリー切符」を追加購入するか、「鎌倉フリー環境手形」(大人900円・こども450円)を購入 ○駐車場は、一般駐車場利用者との共用
事業主体	神奈川県・江ノ島電鉄㈱・㈱江ノ電バス・京浜急行バス㈱・日本パーキング㈱ ㈱パーキングサポートセンターグループ(グループ代表:日本パーキング㈱)

③ 江の島パーク&レールライド

鎌倉市と接する藤沢市片瀬にある国道134号沿いの駐車場(200台)を利用し、徒歩約10分の江ノ電江ノ島駅で電車に乗り換え、鎌倉地域へ入ってもらうシステムです。

運用開始日	平成18年(2006年)4月29日(土)
運用日等	7・8月を除く毎日(チケット発売時間:6時50分~17時)
利用対象	普通乗用車

利用料金	自動車 1 台当たり 2,020 円 【内訳】 ○ 5 時間分の駐車料金 ○ 江ノ電全線（藤沢駅～鎌倉駅）の 1 日フリー切符 2 枚 【特典】 ○ 協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス 【その他】 ○ 5 時間を超えた場合の駐車料金は通常期 30 分 200 円、繁忙期 30 分 250 円（詳細は駐車場 HP） ○ 同乗者のフリー切符の追加購入は、大人 1 枚 800 円・小人 1 枚 400 円 ○ 駐車場は、一般駐車場利用者との共用
事業主体	江ノ島電鉄(株)

④ 稲村ガ崎パーク&レールライド（※発売休止中）

稲村ガ崎の国道 134 号沿いの駐車場(50 台)を利用し、徒歩約 3 分の江ノ電稲村ヶ崎駅で電車に乗り換え、鎌倉地域へ入ってもらうシステムです。6 時間分の駐車料金と江ノ電の 1 日フリー切符が 2 枚セットされています。

運用開始日	平成 20 年（2008 年） 3 月 1 日(土)
運用日等	7・8 月を除く毎日（チケット発売時間：6 時 50 分～17 時）
利用対象	普通乗用車
利用料金	自動車 1 台当たり 1,890 円 【内訳】 ○ 6 時間分の駐車料金 ○ 江ノ電全線（鎌倉駅～藤沢駅間）の 1 日フリー切符 2 枚 【特典】 ○ 協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス 【その他】 ○ 6 時間を超えた場合の駐車料金は 400 円／1 時間 ○ 同乗者の 1 日乗車券の追加購入は、大人 1 枚 800 円・小人 1 枚 400 円 ○ 駐車場は、一般駐車場利用者との共用
事業主体	神奈川県道路公社・江ノ島電鉄(株)

⑤ 大船・江の島パーク&ライド

鎌倉や江の島の玄関口である大船駅付近の「NPC 大船駅前パーキング（253 台）」に車を停めて、「湘南モノレールの 1 日フリーきっぷ」を購入して観光していただくことで、駐車料金の割引が受けられるシステムです。

運用開始日	令和 3 年（2021 年） 7 月 1 日(木)
運用日等	毎日(割引処理対応時間：10 時 00 分～23 時 00 分)
利用対象	普通乗用車
利用方法	①「NPC 大船駅前パーキング」に駐車する※駐車券は必ず持参する必要があります ②湘南モノレールの「1 日フリーきっぷ」を購入して、観光スタート ③お帰りの際、湘南モノレール大船駅の駅員に、「駐車券」と「1 日フリーきっぷ」を提示して、駐車券の割引処理を受け、駐車場で精算する 【割引額】 平日：200 円引き（例：最大料金：900 円→700 円） 休日：300 円引き（例：最大料金：1,100 円→800 円） ○ 駐車場は、一般駐車場利用者との共用 ○ 大船・鎌倉パーク&ライドと併用利用が可能
事業主体	日本パーキング(株)・湘南モノレール(株)

⑥ 大船・鎌倉パーク&ライド

鎌倉や江の島の玄関口である大船駅付近の「NPC 大船駅前パーキング（253 台）」に車を停めて、対象の市内 5 つの文化施設のうち、1 施設でも利用すると、観覧料等の割引と駐車料金の割引が受けられるシステムです。

運用開始日	令和 3 年（2021 年） 7 月 1 日（木）
運用日等	毎日（ただし、市内文化施設の休館日を除く）
利用対象	普通乗用車
利用方法	①「NPC 大船駅前パーキング」に駐車する※駐車券は必ず持参する必要があります ②各自、公共交通機関等をご利用のうえ、対象の市内 5 つの文化施設の中から、目的の施設（1 施設でも OK）を来訪する（市内文化施設の開館状況につきましては事前にお調べいただくことをお勧めいたします） ③対象の市内文化施設を利用する際に、「駐車券」を提示して、観覧料等の割引を受け、駐車サービス券を貰う 〔割引対象となる市内文化施設〕 鎌倉国宝館 鎌倉歴史文化交流館 鎌倉市鐙木清方記念美術館 鎌倉文学館＜現在休館中＞ 鎌倉市川喜多映画記念館 ④お帰りの際、駐車場で駐車券とともに駐車サービス券をご使用のうえ、精算する 【割引額】 〔観覧料等の割引〕 対象の市内文化施設の観覧料等が 50 円引き 〔駐車料金の割引〕 平日・休日ともに 200 円分の駐車サービス券を付与 ○駐車場は、一般駐車場利用者との共用 ○大船・江の島パーク&ライドと併用利用が可能
事業主体	日本パーキング㈱

⑦ 鎌倉フリー環境手形

鎌倉地域内の電車及びバスの乗車料金をセットにして手頃な価格の乗車券を販売することにより、出発地から公共交通を利用してもらうとするシステムです。鎌倉駅を起点とし、主な観光スポットへ向かう 5 つの指定バス路線及び電車の一定区間が一日自由に乗り降りできます。

種類	鎌倉フリー環境手形
発売開始日	平成 13 年（2001 年） 10 月 1 日（月）
発売日	1 月 1 日を除く通年
料金	900 円（小人 450 円）
発売場所	○江ノ電：鎌倉駅、長谷駅 ○京浜急行バス：鎌倉営業所、鎌倉駅前案内所
切符の概要	利用範囲 《電車》 ○江ノ電鎌倉駅～長谷駅 《バス》 ○鎌倉駅～北鎌倉駅 ○鎌倉駅～大塔宮 ○鎌倉駅～浄明寺 ○鎌倉駅～大仏前 ○鎌倉駅～名越 【特典】協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス
事業主体	江ノ島電鉄㈱・㈱江ノ電バス・京浜急行バス㈱

●オムニバスタウン計画

＜都市計画課＞

オムニバスタウン計画は、鎌倉の環境と市民生活とが調和したバス交通の創造を基本理念として、利用者の立場に立ったバスサービスの充実、バス走行環境の総合的向上、移動制約者（高齢者や障害者等）が利用しやすいバス交通の実現などの基本方針に基づき、施策を推進してきました。

ミニバスについては、平成 12 年（2000 年）から「鎌倉駅西口線」、平成 13 年（2001 年）から「新鎌倉山循環線」及び「小動線」（平成 22 年（2010 年）4 月から休止中）、平成 15 年（2003 年）から「城廻循環線」、平成 16 年（2004 年）から「教養センター循環線」の運行を開始しました。

●公用車の低公害車導入

＜公的不動産活用課＞

鎌倉市では、大気汚染物質や騒音の排出が少なく、環境への負荷が少ない、次世代自動車と呼ばれている電気自動車やハイブリッド自動車の導入を推進しています。

令和 6 年度（2024 年度）の鎌倉市における低公害車所有数は、電気自動車 16 台、ハイブリット自動車 7 台の計 23 台です。導入状況は、表 2－10 のとおりです。

表 2－10 公用車の低公害車導入状況

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
電気自動車	7 台	7 台	13 台	16 台
ハイブリッド自動車	5 台	5 台	5 台	7 台
プラグインハイブリッド自動車	0 台	0 台	0 台	0 台
マイルドハイブリッド自動車	0 台	0 台	0 台	0 台
合計	12 台	12 台	18 台	23 台
導入率	5.4%	5.4%	8.4%	10.2%

2 水・土（目標の項目③）

目標：生物がすみやすい水や土壌の環境を広めます。

◆目標達成するための指標

河川水質	環境基準の達成
海域水質	環境基準の達成
地下水質	環境基準の達成
ダイオキシン類（水質、底質、土壌）	環境基準の達成
河川の水生生物	水質階級Ⅱ以上

令和6年度（2024年度）の河川の水質状況は前年度と比較し、大きな変動はありませんでした。

河川水質は「人の健康の保護に関する項目」のうち、測定した項目はすべて環境基準を満たしています。また「生活環境の保全に関する項目」においては、pH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質量）及びDO（溶存酸素量）の4項目が環境基準を達成しています。

海域水質の測定データについては、神奈川県ホームページに掲載されている「神奈川県水質調査年表」を参照してください。（令和3年度（2021年度）から環境基準の達成に関する通知が実施されていません。）

地下水質（定点調査、メッシュ調査）、ダイオキシン類（水質、底質）は環境基準を達成しています。

令和6年度（2024年度）末時点での下水道整備状況は、市街化区域で99.6%、市街化調整区域で28.3%です。（表2-13参照）

河川の水生生物による水質調査は、関谷川（柏尾川の支流）において水質階級Ⅱ（令和元年度（2019年度）実施）です。令和6年度（2024年度）においては、河川の水生生物による水質調査において水質階級による評価は実施していません。

※pH：溶液の酸性、アルカリ性を示す尺度。7が中性で、0に近づくほど酸性が強く、14に近づくほどアルカリ性が強い。

※BODはBiochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略。

※水質階級とはⅠ～Ⅳの区分があり、水質階級ごとに29種類の指標生物（水のよごれの程度の判定基準となる生物）が決められています。調査した川に多く見られた指標生物の種類によって、水質階級を判定します。水質階級Ⅱはきれいな水となります。

（1）水質の改善

水質汚濁の原因としては、工場などの事業活動による排水と一般家庭からの生活排水があります。事業活動による排水で水質に影響を与えるおそれのあるものとして、カドミウム、シアン、鉛などの有害物質と食物残さなど有機物による汚濁物質があります。こうした物質が排出されないように事業活動による排水は、法律等により厳しく規制されています。

一方、生活排水の汚染源には有機物質が挙げられますが、公共下水道の普及とともに、水質汚濁は改善されてきています。今後も、水環境を把握するために適宜監視を行っていきます。

●市内5河川水質調査(BOD)

＜環境保全課＞

水質調査の主な項目はBOD、COD等の生活環境の保全に関する項目など全7項目で、令和6年度（2024年度）における水質汚濁の指標となるBODの環境基準との適合状況は表2-11のとおりです。

「人の健康の保護に関する項目」及び「生活環境の保全に関する項目」について水質調査を実施しました。その結果、調査を実施した5河川のうち5河川で、環境基準を達成していました（巻末資料の調査マップ参照）。

※BOD：Biochemical oxygen demand（生物化学的酸素要求量）の略。

※COD：Chemical oxygen demand（化学的酸素要求量）の略。

表 2-11 BOD(生物化学的酸素要求量)環境基準適合状況

河川名	令和 6 年度	河川名	令和 6 年度
大 塚 川	○	小袋谷川	○
新 川	○	砂 押 川	○
山 崎 川	○		

※環境基準に対して○は適合、×は不適合。

※環境基準の類型指定については、大塚川・新川・山崎川・小袋谷川・砂押川はD類型(BOD 8mg/L 以下)。

●水質の改善

＜下水道経営課＞

公共下水道は、市街地における雨水を排除し、汚水进行处理するための施設で、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質の保全を図る上で不可欠です。

市が実施した水質調査の結果においても、下水道整備が進んだことから、河川の水質の改善が見られています。令和 6 年度（2024 年度）末現在の水洗化普及・接続状況は表 2-12 のとおりですが、今後、更なる河川水質の改善には、市街化調整区域における下水道の普及率とともに、全市内の下水道の接続率を高めていくことが重要です。

令和 6 年度（2024 年度）末、下水道事業計画区域内における市街化調整区域及び市街化区域の下水道整備率は表 2-13 のとおりです。

表 2-12 水洗化普及・接続状況（令和 6 年度末）

処 理 区	行政区域内 人口(a)	処理区域内 人口(b)	水洗化人口 (c)	普及率 (b/a)×100	処理区域内 接続率 (c/b)×100
鎌倉処理区	69,211 人	68,465 人	66,929 人	99%	98%
大船処理区	100,819 人	97,762 人	88,798 人	97%	91%
計	170,030 人	166,227 人	155,727 人	98%	94%

表 2-13 市街化区域と市街化調整区域の下水道整備状況（令和 6 年度末）

	市街化区域	市街化調整区域
事業認可時期	昭和 33 年 3 月	平成 20 年 6 月
整備面積	2,593.4ha	18.0ha
整備率	99.6%	28.3%

●水質保全のための啓発

＜環境保全課＞

地元の河川において水辺の生き物の観察や水質調査を体験することは、環境問題を身近なものとして捉えることができ、今後の環境保全行動へ向けた有効かつ重要な啓発手法の一つです。市としては、学校教育等との連携など、多様な展開を図りつつあります。

令和 5 年度（2023 年度）は、環境保全団体と市の共同で市立関谷小学校 6 年生（68 名）が関谷川で水質調査と水生生物調査を行いました。なお、河川の水生生物による水質調査において水質階級による評価は実施していません。

* 令和 6 年度（2024 年度）については、雨天のため調査は行っていません。

(2) 土壌・地下水汚染対策の推進

●水質・土壌等のダイオキシン類調査

<環境保全課>

県ではダイオキシン類対策特別措置法の施行により、平成12年度(2000年度)からダイオキシン類の調査を実施しています。令和6年度(2024年度)の測定結果は表2-14から表2-17のとおりです。

表2-14 河川(水質)のダイオキシン類測定結果

単位: pg-TEQ/L

	滑川	神戸川	環境基準
測定値	0.068	0.080	1以下

表2-15 河川(底質)のダイオキシン類測定結果

単位: pg-TEQ/g

	滑川	神戸川	環境基準
測定値	0.89(令和4年度)	1.1(令和4年度)	150以下

表2-16 土壌のダイオキシン類測定結果

単位: pg-TEQ/g

	笛田	環境基準
測定値	2.0(令和元年度)	1,000以下

表2-17 地下水のダイオキシン類測定結果

単位: pg-TEQ/L

	岩瀬	環境基準
測定値	0.041(令和元年度)	1以下

●一般廃棄物最終処分場周縁地下水のダイオキシン類調査

<環境施設課>

市では、名越クリーンセンターの排出ガスに含まれるダイオキシン類調査のほか、一般廃棄物最終処分場周縁地下水のダイオキシン類についても調査を実施しています。令和6年(2024年)6月に実施した調査の結果は表2-18のとおり、環境基準を達成しています。

なお、焼却残さは、平成12年(2000年)4月以降、溶融固化処理等をしており、関谷最終処分場に埋立てを行っていません。溶融固化等処理されたものは、道路の路盤材などに加工され、利用されています。

表2-18 最終処分場周縁地下水のダイオキシン類測定結果

単位: pg-TEQ/L

検 体	調査結果	環境基準
観測井戸 NO.1 地下水	0.055	1以下
観測井戸 NO.2 地下水	0.056	1以下
観測井戸 NO.3 地下水	0.13	1以下
観測井戸 NO.5 地下水	0.068	1以下

●山崎浄化センターの放流水のダイオキシン類調査

＜浄化センター＞

山崎浄化センターでは、放流水に含まれているダイオキシン類の測定をしています。令和6年度（2024年度）の調査の結果は、表2-19のとおりで、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた基準を満たしていました。

表2-19 山崎浄化センター放流水のダイオキシン類測定結果 単位：pg-TEQ/L

検 体	測 定 値	排 出 基 準
放流水	0.00011	10 以下

※pg(ピコグラム)：重量をあらわす単位で1兆分の1グラムを指します。

（３）地盤沈下の監視

●地盤沈下調査

＜環境保全課＞

地盤沈下は、地下水を過剰に採取することにより生ずると言われています。本市では昭和52年（1997年）から柏尾川周辺の工業地域（調査対象面積3.589km²、測量延長9.805km）の水準測量調査を行っています。

平成25年度（2013年度）より地盤沈下調査は隔年にて実施されています。

なお、令和5年度（2023年度）の調査水準点数は15点で、有効水準点数15点、沈下した水準点15点、隆起した水準点0点、不動水準点0点となりました。直近2年間における沈下点の変動量は全て10mm未満、最大沈下点の変動量は6.3mmでした。

※地盤沈下調査のデータは、「かまぐらの環境（令和6年度鎌倉市環境調査データ集） 第3章 公害の現状と対策 V地盤沈下」をご参照ください。

3 化学物質・放射性物質（目標の項目④）

目標：化学物質及び放射性物質の安全対策を徹底します。

◆目標達成するための指標

揮発性有機化合物（VOC）	排出量の削減
大気・水質・土壌中の有害な化学物質	環境基準の達成
大気・水質・土壌・底質中のダイオキシン類	環境基準の達成

化学物質は私たちの生活を豊かにし、また便利で快適な毎日の生活を維持するうえで欠かせないものとなっています。日常の生活や事業活動において多くの化学物質を利用し、それらを大気や水、土壌を通じて排出しています。

このような中、どのような化学物質がどこからどれだけ排出されているかを知るとともに化学物質の排出量や化学物質による環境リスクを減らす制度の一つとして「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 86 号。以下「P R T R 法」）が制定されました。市民、事業所、行政などが化学物質による環境リスクに関する正確な情報を共有しつつ、相互に意思疎通を図るというリスク・コミュニケーションが重要視されています。

令和 6 年度（2024 年度）に本市事業所から届出された届出排出量（大気、公共用水域など）は 3,770（kg/年）で、前年度に比べ 537（kg/年）減少、（令和 5 年度 4,307 kg/年）また、届出移動量（下水道、廃棄物）は 7,172（kg/年）で前年度に比べ 6,644（kg/年）増加しました（令和 5 年度 13,816 kg/年）。

※排出量及び移動量は、届出のあった各事業所における令和 5 年度（2023 年度）の実績値の合計。

ダイオキシン類（大気・水質・底質・土壌・地下水）は、環境基準を達成しています。また、ベンゼンなどの有害大気汚染物質は経年環境基準を遵守できていることが確認されました。これに伴う事業の見直しにより、令和元年度をもって、市での結城大樹汚染物質の測定は廃止としました。

※基準、各物質の測定データは、「かまぐらの環境（令和 6 年度鎌倉市環境調査データ集）第 3 章 公害の現況と対策 Ⅲ化学物質」をご参照ください。

（1）化学物質に関する情報の収集・提供

●化学物質等に関する情報の収集・提供

＜環境保全課＞

P R T R 法に基づき、事業者は個別事業所ごとの化学物質の環境への排出量・移動量を把握し国へ届出をしています。国は、そのデータを用途別に集計し、また P R T R 法の届出義務対象外の排出源からの排出量も推計し併せて公表しています。

神奈川県では、国から通知されたデータをもとに各市町村別等に詳細なデータ推計をし、結果を公開しています。

神奈川県における排出割合を見ると製造業からの届出排出量・移動量は、全体の 96.3%を占めています。総届出排出量・移動量において割合が大きい化学物質は、トルエン、キシレン、エチルベンゼンで全体の 51.1%を占めています。

国への令和 6 年度（2024 年度）における鎌倉市内の報告事業所数は 14 事業所で、届出排出量は 3,770（kg/年）でした。

また、届出移動量は、7,172（kg/年）でした。

届出排出量のほとんどは、大気や公共用水域へ排出され、届出移動量は廃棄物や下水道へ移動します。

※届出排出量及び移動量は、届出のあった各事業所における令和 5 年度（2023 年度）の実績値の合計です。

表 2-20 市内における届出排出量及び届出移動量（令和6年度報告事業所）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業所数	15	16	16	14
届出排出量（kg/年）	4,929	5,197	4,307	3,770
届出移動量（kg/年）	5,626	11,568	13,816	7,172

（２）化学物質対策

●建築材料等の使用制限

＜公的不動産活用課＞

市の建物の新築や改修等に際し、室内空気中の化学物質の抑制に関する特記仕様書を設けています。建築材料の使用制限の原則、施工中の安全管理、測定について定め、厚生労働省の指針値等により措置や監督を行いシックハウス対策に努めています。

●アスベスト対策

＜環境保全課・各施設管理者＞

平成17年（2005年）に兵庫県尼崎市においてアスベストに起因する健康被害が発生しているとの新聞報道がなされた以降、各メディアが健康への影響を連日報じ、社会的に大きな問題となりました。このことから、鎌倉市においても全庁的に情報の共有化を図るとともに、市民からの問い合わせへの対応や、市の管理施設における吹き付け材の使用状況を調査することについて基本的な方針を協議し、平成8年度（1996年度）以前に竣工した建築物において文部科学省と厚生労働省の調査基準に準拠し調査を実施しました。

その結果、8施設についてアスベスト含有が認められました。令和5年度（2023年度）末において7施設については、アスベストの除去が済み、残りの1施設、野村総合研究所跡地本館については、閉鎖をしています。

平成20年（2008年）1月に、今まで国内で使われていないとされてきた3種類のアスベスト（アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト）の使用が確認され、また、同年6月には、平成17年当時、公式なアスベスト含有率測定方法がなかった「バーミキュライト（ひる石）」という物質について、日本工業規格による測定方法が定められました。

そのため、市では平成17年度（2005年度）に市が管理する施設の調査を実施していますが、改めてアスベストの含有が確認されなかった本庁舎関連の16施設19箇所（平成20年度（2008年度））及び学校関連施設13施設38箇所、分析調査を実施しました。その結果、3施設についてアスベスト含有が認められ、全ての施設で除去工事を実施しました。

なお、令和5年度から主な市有公共建築物の石綿含有保温材等の調査を行っています。
アスベスト等有害化学物質を適正に管理・処分します。

（３）放射性物質に関する情報の収集・提供

●放射性物質に関する情報の収集・提供

＜総合防災課・各施設管理者＞

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所事故に起因する放射性物質の問題が新たな懸案となりました。

平成23年度から、市では、子ども関連施設（市立・私立保育園等）、公園、浄化センターや一般廃棄物処理施設等において、空間放射線量の測定や、給食食材等の放射性物質濃度の測定を継続して実施しています。

空間放射線量の測定及び給食食材の検査において、国の定める基準値以下でも放射性物質が検出された場合には産地や食材の変更等、その都度対応を行うこととしています。測定結果と対応については、市のホームページで公開しています。

また、平成24年（2012年）1月23日から、市民向けに簡易放射線測定器の貸し出しを実施しています。

4 音（目標の項目⑤）

目標：自然が醸し出す音に親しめるまちにします。

◆目標達成するための指標

環境騒音	環境基準の達成
自動車騒音	環境基準の達成（面的評価の向上）

騒音は工場・事業場・建設作業などの固定発生源と自動車による移動発生源から発生するものとに大別されます。移動発生源では自動車などの交通騒音が依然として全県的な問題となっています。本市では、市域における騒音環境の実態を把握するため、自動車騒音常時監視調査と環境騒音調査を実施しています。なお、騒音には、用途地域や時間帯ごとに自動車騒音の限度値や環境基準等が定められています。

環境中の騒音は、環境基準と比較して 100%（昼間・夜間）の適合率です（表 2-24 参照）。

騒音規制法に基づく自動車騒音の状況監視に係る事務については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律に基づき、平成 24 年度（2012 年度）から都道府県及び市（特別区）が該当事務を行うこととなりました。そのため、本市では平成 24 年度（2012 年度）から騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準に沿った測定評価に変更し、幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）に対する騒音測定評価と幹線道路に面する地域の住居等の面的評価を行いました。

令和 6 年度（2024 年度）における自動車騒音の測定結果は、3 つの評価区間で昼夜ともに環境基準に適合していました。対象区間の住居等の面的評価は、全戸数（2,338 戸）に対して 2,330 戸（99.7%）が昼夜ともに環境基準を達成していました。（表 2-22、23 参照）

（１）工場、事業所、建設作業における騒音振動対策の推進

●騒音に対する配慮

＜環境保全課＞

これまでの調査の結果、生活環境に影響を及ぼす主な騒音は自動車などの移動発生源によるもので、道路に面する地域ではその影響が顕著に見られます。自動車交通に伴う騒音は、車両の改良、道路構造の改善など、まちづくりと一体となった沿道環境の整備を図ることが求められます。また、建設工事現場からの騒音についても苦情が寄せられています。工事において騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）に規定される特定建設作業を行う際には事前の届出が義務付けられており、適正な騒音・振動対策のもとで作業が行われるよう指導を行っています。さらに、身近な生活騒音問題については、一人ひとりの自覚や近隣とのコミュニケーションを図ること、相手の立場を尊重した思いやりの気持ちを持つことが大切です。

（２）交通騒音振動対策の推進

近年の生活環境における騒音は、道路交通騒音が大きな比重を占めています。道路交通騒音の調査結果は、例年ほぼ横ばいで推移しています。

●自動車騒音常時監視調査

＜環境保全課＞

自動車騒音常時監視は、市内の幹線交通を担う道路に面する地域を対象に、自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間や道路構造などにより評価区間に分割し、その評価区間ごとに、対象となる地域内の住居等の環境基準適合状況を面的に評価（以下「面的評価」という。）します。

市では、平成 24 年度（2012 年度）から毎年度、5 カ年計画を策定し、幹線交通を担う道路に面する地域の住居等の面的評価を実施しています。

※自動車騒音常時監視：道路を走行する自動車の運行に伴って発生する騒音に対して、地域がさらされる年間を通じての平均的状況を継続的に把握することを言います。

※面的評価：道路を一定区間に区切り、その区間の道路に面する地域（道路端から 50m）について、沿線の特定点で測定した結果をもとに、道路からの距離、車速、交通量などを考慮して、環境基準の達成状況を把握しています。

表 2-21 令和6年度対象路線

路線名	起点	終点	評価区 間延長 (km)	車線数	道路 構造	遮音壁等 の有無	低騒音舗 装の有無
藤沢鎌倉線	鎌倉市手広六丁目 3 (藤沢・鎌倉市境)	鎌倉市笛田一丁目 3 (手広交差点)	0.6	2	平面	無	無
藤沢鎌倉線	鎌倉市笛田一丁目 3 (手広交差点)	鎌倉市長谷二丁目 16	3.8	2	平面	無	無
阿久和鎌倉線	鎌倉市関谷 (横浜・鎌倉市境)	鎌倉市関谷	1.1	4	平面	無	無
阿久和鎌倉線	鎌倉市関谷	鎌倉市岡本	1.6	2	平面	無	無
阿久和鎌倉線	鎌倉市岡本	鎌倉市岡本二丁目 21	0.1	2	平面	無	無
阿久和鎌倉線	鎌倉市岡本一丁目 22 (横浜・鎌倉市境)	鎌倉市岡本二丁目 2	0.9	2	平面	無	無

表 2-22 令和6年度騒音測定結果

単位：dB

路線名	測定場所 (用途地域)	道路近傍				背後地 騒音レベル (LAeq)	
		騒音レベル (LAeq)		環境基準 (要請限度)			
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
		6-22 時	22-6 時	6-22 時	22-6 時	6-22 時	22-6 時
藤沢鎌倉線	鎌倉市常盤 (準住居地域)	69	64	70 以下 (75 以下)	65 以下 (70 以下)	51	44
阿久和鎌倉線	鎌倉市植木 (第一種住居地域)	65	59			41	36
阿久和鎌倉線	鎌倉市岡本一丁目 22 (第一種住居地域)	66	61			43	41

※環境基準は「幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）」とした。

※要請限度は「幹線交通を担う道路に近傍する区域に係る要請限度（特例）」とした。

環境基準の達成状況（令和6年度（2024年度）対象の面的評価結果）

全体（2,338 戸）では昼夜ともに基準値以下は 2,330 戸（99.7%）、昼間のみ基準値以下は 0 戸（0.0%）、夜間のみ基準値以下は 0 戸（0.0%）、昼夜とも基準値超過は 8 戸（0.3%）となりました。（表 2-23 参照）

表 2-23 令和6年度対象の面的評価結果

	昼夜ともに 基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜ともに 基準値超過	
	戸数	割合（%）	戸数	割合（%）	戸数	割合（%）	戸数	割合（%）
全戸数 (2,338 戸)	2,330	99.7	0	0.0	0	0.0	8	0.3
近接空間 (970 戸)	968	99.8	0	0.0	0	0.0	2	0.2
非近接空間 (1,368 戸)	1,362	99.6	0	0.0	0	0.0	6	0.4

※重複計上を含まない戸数（評価対象路線同士が交差する併走する区間について重複する戸数を差し引いた戸数）としています

(3) 近隣騒音等に関する対策の推進

●近隣問題対策の推進

＜環境保全課＞

令和6年度（2024年度）に寄せられた全苦情件数56件のうち騒音に関する苦情件数は26件で、全体の約46%を占めています。原因は建設作業による工事音、事業者の作業音、飲食店の客の声等さまざまです。建設現場における重機については、特定建設作業の届出書提出時や騒音苦情の連絡があった際に、近隣への配慮や日曜・休日作業禁止などの作業時間帯遵守を指導しています。

そのほかには、大気汚染に関する苦情が10件、振動に関する苦情が12件と続いています。

苦情に対しては早急な解決に向けた調査を行うほか、市広報紙やホームページによる呼び掛けを実施するなど、苦情等の未然防止に努めています。

●環境騒音調査

＜環境保全課＞

環境騒音調査は、平成30年度（2018年度）まで市内全域の主要道路に面しない一般地域に38カ所の調査地点を設けて、簡易的な騒音レベルの測定調査を実施していましたが、直近5年間においては、全て環境基準を満たしていたため、令和元年度（2019年度）からは調査地点の見直しを行いました。現在は、市内5つの行政区域に23の調査地点を設け、毎年度1つの区域について騒音レベルの測定評価を行うこととしました。令和6年度（2024年度）は鎌倉地域5地点の測定を実施しました。環境基準適合状況は表2-24のとおりです。全調査地点の測定結果から、測定値が環境基準を達成した地点の割合で環境騒音の評価をすると、昼の時間帯に調査を行った5地点及び夜の時間帯に調査を行った2地点での環境基準への適合状況は100%でした。

昼間の調査では、主に自動車音、話し声や日常生活で発生する家庭音、鳥のさえずりなどの自然音が主に確認され、夜間の調査では、自動車音、虫の音などの自然音が確認されました。

表2-24 環境騒音の環境基準適合状況

No.	調査地点	類型	調査結果	
			昼	夜
1	材木座2 - 9 - 1	A	○	—
2	極楽寺3 - 1 - 7	A	○	○
13	御成町11 - 12	C	○	○
14	笹目町6 - 46	C	○	—
15	材木座3 - 16 - 22	C	○	—

※環境基準に対して○は適合、×は不適合、—は未調査を示す。

類型…A類型：専ら住居の用に供する地域 B類型：主として住居の用に供する地域。

C類型：相当数の住居と併せ商業、工業等の用に供する地域。

昼夜…昼間：6:00～22:00 夜間：22:00～翌6:00

●深夜花火の禁止

＜環境保全課＞

鎌倉の海岸には、市民をはじめ毎年多くの観光客が訪れており、海水浴やマリンスポーツ、海沿いの散歩やサイクリングなど、様々に海を楽しんでいます。

一方、夏の深夜に、若者などにより音の大きい花火が行われることがあり、近くの住民の安眠を妨げるなどの被害が続出しました。こうした状況を改善するため、市は平成16年（2004年）3月に「鎌倉市深夜花火の防止に関する条例」を制定しました。

これにより、夜10時から翌朝6時まで、市内全域において、海岸など公共の場所での打上げ花火等は禁止になりました。地域の住民の生活に被害が著しく、対策を講ずる必要があるとして、平成16年（2004年）7月1日には七里ヶ浜海岸の一部（鎌倉高校前から七里ヶ浜有料駐車場東端までの海岸部分の砂浜と駐車場）を「深夜花火特別対策区域」に指定しました。

特別対策区域では、看板の設置、ポケットティッシュの配布による啓発を図るとともに、7月から8月までの2箇月間のうち、5日間（金、土曜日の午後9時半から午後11時00分までの1時間半）、地域住民の協力のもと深夜花火の防止のため、夜間合同パトロールを実施しました。

また、令和6年度（2024年度）は7月12日から9月7日までの20日間（午後9時から翌朝5時まで）に、警備員によるパトロールも同時に行いました。

周知啓発については、啓発看板の設置、市内歩道橋2箇所への横断幕の設置、啓発用ポケットティッシュの配布、ポスターの掲示及び配布を行いました。なお、令和6年度（2024年度）における「鎌倉警察署管内」・「鎌倉市役所」への深夜花火における苦情件数及び110番件数（7、8月）は、市への苦情0件、警察への苦情（110番通報を含む）は1件でした。



写真 2-1 啓発用の看板(七里ガ浜 国道134号沿い)

●航空機騒音に関する情報収集・国への要請

＜環境保全課＞

市では、航空機騒音に関する情報収集・提供を行っています。米軍機騒音に関する苦情をまとめ、県へ報告しています。特に、横須賀基地に米軍原子力空母が寄港し、米軍によるFCLP（陸上空母離着陸訓練）が実施されている期間は騒音被害が多く発生する場合があります。神奈川県政策局基地対策部基地対策課は、市町村の苦情状況を取りまとめ、それらの資料等をもとにして、基地周辺9市（大和市、綾瀬市、座間市他）とともに米軍や政府等への抗議及び空母艦載機着陸訓練を硫黄島で全面实施すること等の要請を行うことにより、騒音の削減に努めています。

第3章 歴史的文化的環境の確保

1 歴史的遺産（目標の項目⑥）

目標：古都鎌倉の歴史的遺産と共生するまちづくりを進めます。

◆目標達成するための指標

歴史的風致維持向上計画の推進	歴史的風致の維持向上に関する事業の実施
世界遺産への登録	中長期的な目標として世界遺産への登録の実現
史跡の公有地化	史跡整備計画予定地等の公有地化

歴史的風土その他歴史的、文化的遺産を鎌倉の環境を形成する大きな要素のひとつとしてとらえ、これを保存し、活用することにより伝統と文化の香り高い歴史的、文化的環境を確保しています。

（１）歴史的遺産とこれを取りまく自然環境の保全

●歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区の指定

＜都市計画課・都市景観課・みどり公園課＞

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)は、「わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もつて国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上発展に寄与すること」を目的としています。令和6年度(2024年度)末現在、歴史的風土保存区域は、朝比奈地区約142ha、八幡宮地区約308ha、大町・材木座地区約174ha(逗子市分約6.8haを含む)、長谷・極楽寺地区約207ha、山ノ内地区約158haの合計約989ha(逗子市分約6.8haを含む)が国により指定されています。また、歴史的風土保存区域のうち、枢要な部分を構成している13地区約573.6haについては、県により歴史的風土特別保存地区に指定(都市計画決定)されています。

〔歴史的風土特別保存地区の指定面積及び買入れ面積〕

歴史的風土特別保存地区内において行為許可を受けることができず、その土地の利用に著しい支障をきたす場合、所有者は県に買入れの申出を行うことができます。令和6年度(2024年度)の買入れはありませんでした。

表 3-1 歴史的風土特別保存地区の指定面積及び取得状況

歴史的風土特別保存地区名	指定面積(ha)	令和6年度買入面積(m ²)	取得面積累計(ha)
建長寺・浄智寺・八幡宮	約172.0	—	約40.9
永福寺跡	約5.7	—	—
護良親王墓	約2.0	—	約0.9
瑞泉寺	約119.0	—	約73.0
浄妙寺	約8.1	—	約1.3
妙本寺・衣張山	約67.0	—	約19.0
大仏・長谷観音	約110.0	1,919.67	約52.2
寿福寺	約18.0	—	約1.7
円覚寺	約29.0	—	約1.9
朝比奈切通し	約7.0	—	約0.6
名越切通し	約20.0	—	約9.1

極楽寺	約 9.8	—	約 5.7
稲村ヶ崎	約 6.0	—	約 0.1
合 計	約 573.6	1,919.67	約 206.4

(2) 歴史的遺産の指定の推進

●文化財保護法等に基づく文化財(史跡等)の指定

＜文化財課＞

中世の一時期にわが国の政治・文化の中心として栄えた鎌倉市は、文化財の数も多く、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、神奈川県文化財保護条例(昭和30年神奈川県条例第13号)、鎌倉市文化財保護条例(昭和35年3月条例第7号)に基づき指定された文化財は、令和6年度(2024年度)末現在、表3-2に示すとおりです。

また、国登録有形文化財として、鎌倉文学館本館や、鎌倉国宝館本館等が登録されています。

表 3-2 指定文化財件数一覧

単位：件

種別		国 宝	国指定	県指定	市指定	合 計
有形文化財	建 造 物	1	22	8	33	64
	絵画	4	29	9	54	96
	彫刻	1	38	23	87	149
	工芸	6	19	15	29	69
	書跡	3	24	2	19	48
	典籍	—	—	—	5	5
	古 文 書	—	26	—	18	44
	考古資料	—	4	2	18	24
	歴史資料	—	2	—	5	7
無形文化財		—	—	—	2	2
民俗文化財(資料)	有形	—	—	2	23	25
	無形	—	—	1	—	1
記 念 物	史跡	—	31	2	9	42
	名勝	—	3	—	—	3
	天然記念物	—	—	—	29	29
合	計	15	198	64	331	608

(3) 文化財の保護・活用

●国指定史跡の公有地化

＜文化財課＞

国指定史跡である永福寺跡、鶴岡八幡宮境内(御谷地区)、北条氏常盤亭跡、東勝寺跡等について公有地化を進めています。令和6年度(2024年度)末現在の取得状況は表3-3のとおりで、取得計画面積における史跡の公有地化面積は、累計238,500.03㎡です。

表 3-3 国指定史跡の公有地化の状況

史跡名	指定年月日	指定面積 (㎡)	取得計画面積 (㎡)	既取得面積 (㎡)	取得率
永福寺跡	昭和 41 年 6 月 14 日	87,463.54	70,833.08	61,965.41	87.48%
鶴岡八幡宮境内 (御谷地区)	昭和 42 年 4 月 24 日	192,617.05	31,127.25	31,127.25	100%
	計画外面積→		7,655.35	7,655.35	100%
亀ヶ谷坂	昭和 44 年 6 月 5 日	32,925.16	3,666.62	3,666.62	100%
北条氏常盤亭跡	昭和 53 年 12 月 19 日	139,679.27	112,813.17	99,506.49	88.20%
名越切通	昭和 41 年 4 月 11 日	62,265.11	8,383.94	8,383.94	100%
東勝寺跡	平成 10 年 7 月 31 日	50,156.40	8,983.29	8,448.03	94.04%
朝夷奈切通	昭和 44 年 6 月 5 日	97,104.17	1,782.72	1,782.72	100%
大町釈迦堂口遺跡	平成 22 年 8 月 5 日	16,195.12	15,909.91	15,909.91	100%
仮粧坂	昭和 44 年 6 月 5 日	113,027.88	54.31	54.31	100%
合計	—	—	261,209.64	238,500.03	91.31%

●文化財保護法に基づく埋蔵文化財の発掘調査の状況

<文化財課>

埋蔵文化財については、市内の広い範囲にわたって縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良・平安時代、鎌倉・室町時代の遺跡が存在し、発掘調査が行われています。令和 6 年度（2024 年度）に国庫補助を受けて鎌倉市が実施した緊急調査の状況は、表 3-4 のとおり、4 件で、調査面積は 445.83 ㎡でした。

表 3-4 国庫補助に基づく緊急発掘調査

遺跡名	所在地	面積(㎡)
佐助ヶ谷遺跡	佐助一丁目	178.41
今小路西遺跡	扇ガ谷一丁目	73.56
小町大路東遺跡	大町一丁目	109.05
若宮大路周辺遺跡群	御成町	84.81
合 計		445.83

●文化財の保存・修理

<文化財課>

国、県、市では、指定文化財の所有者が修理等を実施する際に補助を行っています。令和 6 年度（2024 年度）の文化財保存修理事業は、表 3-5 のとおりです。

表 3-5 令和 6 年度文化財保存修理事業

補助対象文化財	事業内容
国宝 建長寺絹本淡彩蘭溪道隆像	横折れや経年劣化による絵具剥落等の修理
国指定重要文化財 光明寺本堂	平成 29～30 年度に行った調査の結果を受けた本格修理
国指定重要文化財 建長寺仏殿	耐震対策工事、屋根銅板の葺替え、敷瓦の更新
国指定重要文化財 円覚寺絹本著色五百羅漢像	肌裏打ち、表具裂・軸首の新調等

国指定重要文化財 円覚寺文書	折れ、割れの補修及び屋郎箱の新調など
国指定史跡 浄智寺境内	境内の環境整備（崖地の整備、植栽管理等）
国指定名勝 瑞泉寺庭園	庭園の保存修理（環境調査、保存修理の試験施工等）
国指定史跡 瑞泉寺境内	境内の環境整備（危険木伐採等）
国指定史跡 円覚寺境内	境内の環境整備（危険木伐採等）
国登録有形文化財 坂井家住宅和館及び洋館	耐震診断など
市指定有形文化財 妙本寺祖師堂	一部屋根瓦の更新等の修理
市指定有形文化財 円覚寺正統院宿竜殿	床下部分のシロアリ被害に対する修理

また、毎年度4月1日における市指定文化財の所有者、管理者などを対象にして、指定文化財の日常的な保存管理に係る補助金を交付しており、令和6年度（2024年度）の交付件数は193件でした。

さらに、文化財を災害から守るため昭和47年（1972年）に発足した、鎌倉文化財防災連絡協議会が実施する消防設備保守点検等の事業に、補助金を交付しています。なお、この協議会は国・県・市の指定文化財建造物等を所有する30団体で構成されています。

●天然記念物の樹木の保護

<文化財課>

市では鎌倉市文化財保護条例に基づき樹木等を天然記念物に指定し、保護しています。鎌倉市指定の天然記念物は、鶴岡八幡宮や建長寺のビャクシンなど29件があります。

●文化財の保護についての普及、啓発の推進

<文化財課>

市内にある文化財を紹介し、郷土への理解を深め、文化財愛護精神の啓発を図るため、「鎌倉の埋蔵文化財28」を刊行し、遺跡調査速報展を開催しました。

●市民団体による史跡案内

<市民・事業者>

NPO法人鎌倉ガイド協会は、鎌倉及び鎌倉周辺を訪れる人々や在住者に、史跡、文化財等の案内、解説をし、理解していただくことにより地域の魅力を伝え、観光の振興、文化の普及、社会教育及びまちづくりの推進に寄与することを目的として活動しています。

当協会は、協会が独自に企画して案内する「史跡めぐりガイド」、鎌倉近辺の観光ガイドを希望される方を対象として実施する「一般ガイド」、小中学校や旅行会社からの依頼により案内する「総務ガイド」を行っています。

当協会では、毎年会員を対象とした研修会を毎月開催して、史跡や自然を学び、歴史的遺産や自然環境の保全、美しい街づくりなど環境の保全・啓発に努めています。

又、当協会は、鎌倉を訪れ、鎌倉観光をされる人々に古都鎌倉の良さや自然環境の大切さを伝えていきます。そのために、「ごみ」の持ち帰り、植物を大切に、周囲の環境を壊さないようにする等の啓発を行っています。併せてガイドコース下見時にはガイド数名がトングを持参して、道路・寺社境内のゴミ拾いを積極的に行っています。また鎌倉市、その他が主催する清掃活動への参加、植樹の協力、散策路の整備、歩行中の人や近隣の皆様、社寺等に迷惑のかからないようにするなど、環境に対する保全と啓発活動を行っています。

（４）歴史的遺産と共生するまちづくりの推進

●世界遺産条約登録事業

＜歴史まちづくり推進担当＞

- ・世界遺産登録に結びつく新たなコンセプトの構築に向けて、調査・研究を行いました。
- ・世界遺産の構成資産候補の社寺や史跡等の現況把握（モニタリング）調査を実施しました。
- ・世界遺産登録の啓発を目的として、神奈川県教育委員会と本市の共催により、「文化財保護ポスター事業」の「世界遺産登録をめざす鎌倉」部門を実施しました。

●日本遺産事業

＜観光課＞

鎌倉の日本遺産のストーリーや構成文化財、その他鎌倉に所在する貴重な歴史的遺産等の周知を図るとともに、日本遺産を通じて鎌倉の歴史的・文化的価値や魅力を、国内外からの来訪者に対して広く発信しています。

第4章 良好な都市環境の創造

1 緑・水辺（目標の項目⑦）

目標：緑と水辺を身近に感じられるまちにします。

◆目標達成するための指標

都市公園等の施設緑地の面積	令和23年度（2041年度）に約191ha
1人当たりの都市公園等の施設緑地の面積	令和23年度（2041年度）に約12.2㎡

水と緑は都市において憩いの場を創出し、まちに潤いを与えます。市民や事業者の努力でまちの緑化が進んでいますが、今後も、行政は親水性に考慮した河川などの水辺の整備や緑化推進への支援をまちづくりの中で進めていく必要があります。

樹林地、水辺地、農地、公園などの緑地を適正に確保することは、潤いと安らぎのある都市環境を形成するだけでなく、地球温暖化対策や騒音などの軽減、さらには、災害に強いまちづくりにも寄与します。

また、神奈川県内の都市部ではヒートアイランドや地球温暖化の影響を受け気温上昇が見られます。

豊かな緑と海に恵まれた本市においては、顕著な状況は現われていませんが、従来見られなかった南方系の昆虫が見られることがあります。

ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化の対策の一つとして鎌倉市の都市環境を穏やかなものにしていく丘陵の緑と海の重要性を考慮し、骨格的な丘陵の樹林地・三大緑地と海岸線及びその周辺の緑の保全は重要です。

令和6年度（2024年度）末、都市公園等の施設緑地の面積は178.31ha、1人当たりの都市公園等の施設緑地の面積は10.48㎡です。

（1）保全すべき緑地の確保

●近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区の指定

＜都市計画課・みどり公園課・都市景観課（風致担当）＞

首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）は、「首都圏の近郊整備地帯において良好な自然の環境を有する緑地を保全し、首都圏の秩序ある発展に寄与すること」を目的としています。令和6年度（2024年度）末現在、近郊緑地保全区域は「円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域」として、横浜市分と合わせて約1,096haが国により指定され、このうち鎌倉市分は約294haです。また、本市域における近郊緑地保全区域のうち、枢要な部分を構成している約131haについては、「鎌倉近郊緑地特別保全地区」として県により指定（都市計画決定）されています。

●特別緑地保全地区の指定

＜都市計画課・みどり公園課・都市景観課（風致担当）＞

特別緑地保全地区は、良好な自然環境を形成している緑地を、快適で住みよいまちづくりを目指して将来にわたり保全していくために、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条に基づいて都市計画に定める地域地区です。令和6年度（2024年度）末現在、12地区（城廻、岡本、昌清院、玉縄城址、常盤山、寺分一丁目、天神山、手広・笛田、等覚寺、梶原五丁目、上町屋、植木）、面積約52.4haを指定（都市計画決定）しています。

●市民の身近な森づくり事業

＜みどり公園課＞

緑地の質の向上が必要な特別緑地保全地区及びその候補地のうち、特に災害リスクを低減する効果や道路付近などで多くの市民の利益となる樹林地を優先して伐採などの維持管理作業を実施しています。令和6年度（2024年度）は、常盤山特別緑地保全地区において事業を実施しました

●緑地保全契約の締結等による保全の推進

＜みどり公園課＞

緑地保全契約は、鎌倉市緑地保全事業推進要綱に基づき、市街地に広がるまとまりのある緑地を保全するため、所有者の同意を得て締結するものです。緑地の所有者等に対しては、保全の支援のため、奨励金を交付しています。なお、令和6年度（2024年度）末現在の契約面積は約47.4haになります。

●保存樹木、保存樹林等の指定

＜みどり公園課＞

保存樹木・樹林制度は、鎌倉市の風致の維持に寄与する美観的に優れた樹木・樹林・生け垣を保全するもので、所有者等の承諾を得て指定し、その保全の支援のため奨励金を交付しています。令和6年度（2024年度）末現在の保存樹木の指定は322本、保存樹林の指定は約229.4ha、保存生け垣面積の指定は約8,547㎡になります。

●緑地保全基金の充実

＜みどり公園課＞

「鎌倉市緑地保全基金」は、鎌倉市緑地保全基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和61年3月条例第21号）に基づき、市内の豊かな緑地の保全を目的とする事業の推進を図るために、昭和61年（1986年）4月に設置されたものです。市費による積立て、運用利子の積立て、寄附金による積立てが歳入の原資となり、緑地の買入れ及び緑地保全契約の奨励金の交付等が歳出の内訳となります。令和6年度（2024年度）末の市費積立などの累計は表4-1のとおりです。

令和6年度（2024年度）末までに約52.5haの緑地と約73.1haの公園用地を基金の処分により買入れました。

表 4-1 緑地保全基金の状況

単位：円

市費積立	運用利子積立	寄附金等積立	基金処分	基金現在額
11,850,000,000	940,890,732	787,143,548	13,416,001,622	162,032,658

●保安林の指定

＜みどり公園課＞

森林法（昭和26年法律第249号）は「森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、国土の保全と国民経済の発展とに資すること」を目的としています。この法律に基づいて、令和6年度（2024年度）末現在、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、潮害防備保安林、保健保安林、風致保安林として、5種約280ha（重複指定含む）の保安林が、国または県により指定されています。

●農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域の指定

＜農水課＞

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）は、「農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与すること」を目的としています。この法律に基づき神奈川県知事が定める農業振興地域整備基本方針により、「農業振興地域」として関谷・城廻地区115haが指定されており、農業振興地域整備計画が定められています。この計画において46.9haが「農用地区域」となっており、農用地区域では、開発行為が規制されています。

●生産緑地地区の指定

＜都市計画課・農水課＞

生産緑地法（昭和49年法律第68号）では、「農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資すること」を目的として、市街化区域内にある農地等を「生産緑地地区」として都市計画に定めることができます。令和6年度（2024年度）末現在、120カ所、約15.3haを生産緑地地区として指定（都市計画決定）しています。また、そのうち99カ所を特定生産緑地として指定公示しています。

(2) 都市公園等の整備

●都市公園等の整備

＜みどり公園課＞

市内の都市公園等の整備状況は表4-2のとおりです。令和6年度（2024年度）末で258か所、合計面積178.31haの公園が整備されており、市民1人当たりの公園面積は10.48㎡となっています。

主な公園としては、総合公園である「鎌倉海浜公園(7.0ha)」、風致公園である「六国見山森林公園(6.9ha)」、「夫婦池公園(6.6ha)」、「散在ガ池森林公園(12.9ha)」、「鎌倉中央公園(24.6ha)」、地区公園である「源氏山公園(9.5ha)」、「笛田公園(5.9ha)」、都市林である「鎌倉広町緑地(48.0ha)」、近隣公園である「岩瀬下関防災公園(0.9ha)」、「笛田一丁目公園(0.5ha)」などがあります。さらに、街区公園が239か所(合計面積21.8ha)、都市緑地が8か所(合計面積7.22ha)あります。このほか市が所有する緑地が120.24haあります。

表 4-2 都市公園等の整備状況

	箇所数	面積(ha)	1人当たり面積(㎡)
令和3年度	255	170.68	9.88
令和4年度	255	178.19	10.36
令和5年度	256	178.21	10.42
令和6年度	258	178.31	10.48

●鎌倉広町緑地

＜みどり公園課＞

市南西部に位置する、約48.1haのまとまりのある樹林地等について、平成15年（2003年）12月に主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園である「都市林」としての基本構想を確定しました。この基本構想では、基本理念として①歴史ある鎌倉の緑を市民とともに後世へ継承する。②多様度の高い自然環境特性の保全を図りつつ、良好な自然環境の形成を目指し、古都のイメージを支える都市林として保全・育成を図る。③自然の回復力や再生、遷移等のメカニズムを活用しながら、生き物の生息空間の創出やきめ細かな管理等により、人が介在した自然な空間の保全・創出を目指す。④野生生物の保全、里地・里山の保全、生態的ネットワークの形成といった広町地区に求められる役割への対応とこれらの社会的な課題への貢献を目指す。の4つを定めています。また、「古都鎌倉の緑を継承し、人と自然が織り成す、多様で良好な都市林の保全創出をめざす古都の自然ふれあい都市林—広町の森」を基本コンセプトとし、自然環境の多様性の保全など5つの基本方針をうたっています。そして、この基本構想で定めた基本理念、基本コンセプト及び基本方針に基づき平成16年（2004年）8月に（仮称）鎌倉広町緑地基本計画を、平成17年（2005年）7月に基本設計を策定しました。また平成17年（2005年）6月に都市計画緑地として都市計画決定し、同年12月に第一工区(約35.0ha)、平成25年（2013年）4月に第二工区(約13.1ha)の事業認可を取得しました。



写真 4-1 鎌倉広町緑地

約48haの用地取得と平成25年度から二箇年度に渡る整備工事が完了したことから、平成27年（2015年）4月より用地取得が完了した部分（約48ha）について開園しました。

今後は、鎌倉広町緑地の全面開園に向けて、残りの用地取得を進めながら、市民との協働により、田畑の復元、森の手入れ、自然観察、散策路の保全作業に取り組んでいきます。

平成 18 年（2006 年）7 月に「山崎・台峯緑地の優れた自然環境を守り後世に伝える」ことを基本理念とした基本構想を確定しました。

この基本構想で定めた基本理念に基づき、平成 19 年（2007 年）6 月に基本計画を、同年 12 月に基本設計を確定しました。

確定した基本設計では、動植物に配慮したうえで一部に里山を復元し、継続調査を行いながら貴重な自然環境を保全していくことや自然環境と谷戸景観に配慮し、必要最小限の管理用施設を区域の周縁部に設置することとしました。

山崎・台峯緑地のうち、都市計画公園部分（風致公園）の都市計画については、平成 19 年（2007 年）11 月に変更決定、平成 20 年（2008 年）1 月に事業認可を取得しています。その後、区域内の用地の取得を進め、平成 28 年度（2016 年度）から整備工事に着手し、令和 2 年度（2020 年度）には一部開園、令和 4 年（2022 年）5 月 16 日には約 26.5ha へ区域を拡大しました。

また、山崎・台峯緑地のうち、都市計画緑地部分（都市緑地）の都市計画については、平成 31 年（2019 年）2 月に決定、令和元年（2019 年）7 月に事業認可を取得しており、区域内の用地の取得を進めています。



写真 4-2 山崎・台峯緑地

●開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づく空地の確保

<道水路管理課><市街地整備課>

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成 14 年 9 月条例第 5 号）では、『商業系地域その他計画的な市街地整備を行う上で特に重要と認める地区においては、良好な市街地環境を形成し、又は歩行者空間の拡充に供するための空地を規則で定める基準により確保しなければならない。』とされています。令和 6 年度（2024 年度）における鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づく「まちづくり空地」の設置実績は、0 件でした。

（3）緑化の推進

●風致地区・開発事業区域内での緑化

<都市景観課（風致担当）・みどり公園課>

鎌倉市風致地区条例、鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づき、風致地区内行為許可申請、開発許可申請等に当たり、敷地・接道部分の緑化の誘導を行っています。この緑化誘導は、将来において高木、中木、低木等が一体となって良好な環境を形成すること、接道部分は特に緑視効果を高めること等を基準にしています。令和 6 年度（2024 年度）の緑化指導の件数は 55 件です。

●接道緑化の奨励

<みどり公園課>

まち並みのみどりの奨励事業では、鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱（昭和 55 年告示第 6 号）に基づき、敷地の接道部分に生け垣を設置し、又は樹木を植栽する人に対し、その費用の一部を補助するものです。令和 6 年度（2024 年度）は表 4-3 のとおり 9 件、距離にして 78.96m の接道緑化に対し補助を行いました。これまでの実績は、接道距離にして 17,340.5m に達しており、緑豊かなまち並みの景観の創造に寄与しています。

表 4-3 まち並みのみどりの奨励事業

年 度	項 目	件 数(件)	延 長(m)		本 数(本)
			総 延 長	道 路 面	
令和 3 年度		8	80.4	77.4	141
令和 4 年度		2	12.7	9.7	19
令和 5 年度		9	87.5	83.8	154
令和 6 年度		9	81.8	79.0	171
累計		1,382	25432.0	17,340.5	69,284

※累計には「いけがき設置奨励事業(昭和 55 年度～平成 12 年 6 月)」の実績が含まれています。

●公園、道路などの公共用地の緑化

＜施設管理者＞

良好な環境を保全するため、公園・道路・緑地・学校その他公共用地の緑化に努めています。昭和 47 年度（1972 年度）からの実績は、延べ 173 施設、延べ 114,690 本となっています。

（４）市民との連携の推進

●トラスト運動「鎌倉風致保存会」との連携

＜市民・事業者＞＜みどり公園課＞

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)制定の契機ともなった市民運動は、わが国初のナショナル・トラスト団体「公益財団法人鎌倉風致保存会」として存続しています。

財団には令和 6 年度（2024 年度）末で 343 人の会員がおり、その会員が中心となって様々な活動を展開しています。令和 6 年度には、日本のナショナル・トラスト発祥の地となった御谷山林の手入れをはじめ、十二所果樹園などで緑地保全活動を行いました。

市では鎌倉市風致保存基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和 58 年 3 月条例第 27 号)により、毎年寄附を受け入れています。令和 6 年度（2024 年度）に寄せられた寄附金 2,890,000 円を基金に積み立て、同額を基金から公益財団法人鎌倉風致保存会に寄附しています。昭和 58 年度（1983 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの寄付金積立額（市費積立、運用利子積立を除く）の累計は 216,725,107 円です。

●鎌倉市緑化まつりの開催

＜市民・事業者＞＜みどり公園課＞

平成 28 年度（2016 年度）から従来の開催形式を改め、既存イベントの同時開催、または、緑化啓発イベント各種を「緑化まつり」と冠した一連の取組として開催しています。

（５）公園・緑地等の管理

●樹林管理事業による樹林の維持管理への支援

＜みどり公園課＞

「樹林管理事業」は、歴史的風土保存区域、特別緑地保全地区、近郊緑地保全区域などを対象にして、毎年度地区を定めて樹林の所有者・管理者の申請により、市が自然林の枝払いや人工林の間伐などを行うものです。令和 6 年度（2024 年度）は、浄明寺・十二所、大町・材木座地区で行いました。

（６）親水性に配慮した河川、海浜などの水辺の整備・保全

●クリーンアップかまくら―海・まち―の実施

＜市民・事業者＞＜環境保全課＞

鎌倉市は、「みんなでつくるごみの散乱のない美しいまち」に向け、毎年「クリーンアップかまくら」を実施しています。令和６年度（2024年度）の実施状況は表４－４のとおりです。

なお、クリーンアップかまくら「海の部」については、令和４年度まで、鎌倉の海を守る会と実施していました。

表４－４ クリーンアップ実施状況

		参加人数	ごみ収集量
春 季	「海の部」	411 人	770 kg
	「まちの部」	221 人	731 kg
秋 季	「海の部」	441 人	870 kg
	「まちの部」	223 人	848 kg

●道路、河川などの清掃

＜作業センター＞

道路、側溝、河川などを清掃しています。河川清掃は、市内主要河川の雑草の繁茂や散乱ごみ状況を調査するとともに、水の流れに支障をきたしている場所を委託と直営方式により清掃しています。この清掃実績は表４－５のとおりです。

表４－５ 河川清掃実績

年 度	(委託)		(直営)	
	清掃河川数	清掃距離(m)	清掃河川数	清掃距離(m)
令和３年度	53	29,338	78	8,346
令和４年度	52	29,293	74	7,264
令和５年度	56	29,604	40	4,280
令和６年度	50	29,031	13	1,397

●海岸清掃

＜環境保全課＞

海岸清掃については、その実施を計画的・効率的に行うため、神奈川県及び相模湾沿岸自治体（８市５町）を中心に企業・団体等の参画を得て、平成３年（1991年）４月１日に（公財）かながわ海岸美化財団を発足させ、海岸清掃実施主体の一元化を図っています。美化財団では、横須賀市の走水海岸から湯河原町の湯河原海岸までの相模湾を中心とする延長約 150km の海岸清掃を実施し、海岸の美化を推進しています。なお、鎌倉市内の海岸でのごみの処理状況は表４－６のとおりです。

表４－６ 鎌倉市内の海岸でのごみの処理状況

単位：トン

	可燃ごみ	不燃ごみ	海 藻	合 計
令和３年度	156	17	142	315
令和４年度	84	27	200	311
令和５年度	95	24	205	324
令和６年度	246	24	189	459

●河川維持管理協力団体による河川清掃

＜市民・事業者＞＜道水路管理課＞

自然環境の保全等を目的に活動している団体が河川維持管理協力団体として、市長の委嘱を受け、市内の河川について、良好な環境を維持するため清掃等維持管理作業並びに環境実態調査等を実施しています。

令和6年度（2024年度）に活動した団体と河川名は表4-7のとおりです。

表 4-7 維持管理協力団体

協力団体名	河川名
鎌倉自主探鳥会グループ	佐助川
かまくら環境会議	扇川
鎌倉ホタル保存会	逆川
関谷川をきれいにする会	関谷川
明月川・谷戸の会	明月川

※関谷川をきれいにする会については第2四半期で活動終了

2 景観（目標の項目⑧）

目標：風格ある古都の景観を継承します。

◆目標達成するための指標

鎌倉市景観計画の適切な運用

景観重要建造物等の保全に関する事業の拡大・運用

鎌倉の都市景観は、豊かな自然環境の中で、先人たちが永年にわたり守り、育て、つくり上げてきたものです。時代を重ねた都市景観は、まちの顔であり、積極的に継承・発展させながら、より魅力的で快適なものへと高めていくことが求められています。

古都としての風格を基調とし、地域性豊かな都市景観の実現を図り、潤いと安らぎのある快適なまちづくりに寄与することを目的として、平成 7 年（1995 年）9 月に鎌倉市都市景観条例を制定しました。

その後、平成 16 年（2004 年）6 月の景観法制定を受け、平成 19 年（2007 年）1 月に市全域を対象とした景観計画の策定、都市景観条例を改正・施行し、これまでの景観施策に法的根拠を持たせました。さらに平成 20 年（2008 年）3 月には鎌倉駅及び北鎌倉を中心とした市街地約 232ha を景観地区に指定しました。

（1）良好な都市景観の誘導

●景観形成地区の指定(地区レベルの景観誘導)

＜都市景観課＞

「景観形成地区」は地域性豊かな都市景観の形成を図るため、市民の皆さんと行政が互いに知恵を出し合いながら、地区ごとの景観づくりの方針や基準を定め、そのルールに従ってまちづくりを進める制度です。これまでの地区指定等の状況は表 4-8 のとおりです。

表 4-8 景観形成地区の指定状況

	地区の名称	地区指定	景観形成の方針等
		基準等策定	
1	由比ガ浜通り(下馬～六地藏) 景観形成地区※	平成 10 年 7 月 10 日	・安全で快適な歩行空間づくり ・魅力的な建物づくり ・品のあるにぎわいの演出 ・歴史的資産の保全と活用
		平成 13 年 8 月 1 日	
2	浄明寺胡桃ヶ谷(住友) 景観形成地区	平成 11 年 1 月 11 日	・ゆとりある住宅地環境の維持、向上 ・建築物の色彩配慮 ・建物用途の混在防止 ・敷地内及び接道部の緑化 ・広告物等や自動販売機の制限
		平成 12 年 3 月 15 日	
3	鎌倉芸術館周辺景観形成地区 ※	平成 14 年 4 月 15 日	・建物色彩の周囲との調和 ・オープンスペースや敷地内の緑化 ・道路、ストリートファニチャー等色彩の配慮 ・広告物の周辺との調和
		平成 14 年 7 月 15 日	
4	由比ガ浜中央景観形成地区※	平成 17 年 1 月 28 日	・にぎわいの演出 ・歴史的資産の保全と活用 ・広告物の周辺との調和 ・安全で快適な歩行空間の確保
		平成 18 年 11 月 7 日	

※印のある地区は、平成 19 年 1 月 1 日から、景観法に基づく特定地区計画を策定しています。

●景観法に基づく届出制度

＜都市景観課＞

鎌倉市では、平成8年（1996年）から市の都市景観条例に基づき、一定規模以上の建築物の建築などに対して、そのデザイン等に関する協議を行ってきました。景観法の制定を受けて、平成19年（2007年）1月1日には、鎌倉市景観計画を策定し、景観法に基づく届出制度に移行させました。策定後10年を迎えた平成29年（2017年）には鎌倉市景観計画の改定を行いました。令和6年度（2024年度）の届出状況は、表4-9のとおりです。

表 4-9 景観法に基づく届出状況

種 別	内 容	件 数
宅地開発	300 m ² 以上の土地の区画形質変更など	29
建 築 物	共同住宅、商業ビルの新築など	29
工 作 物	電柱、崖崩れ防止擁壁の新設など	199

●景観地区における建築物の認定制度

＜都市景観課＞

平成20年（2008年）3月1日に、鎌倉駅及び北鎌倉駅周辺を中心とした市街地を対象に景観地区を指定し、建築物の高さの最高限度と屋根・外壁の色彩等の制限を定めました。これに伴い、景観地区において建築物の建築等を行う場合には、事前に市に申請書を提出し、この制限への適合について、市長の認定を受けることが必要になりました。令和6年度（2024年度）の申請件数は114件です。

●景観配慮協議の位置付け

＜都市景観課＞

平成29年（2017年）7月の改正都市景観条例の施行に合わせ、届出や認定に係る行為について、従来事業者と市との間で行われていた事前相談を、景観配慮協議として法的に位置付けました。令和6年度（2024年度）の景観配慮協議件数は28件です。

●風致地区の指定

＜都市計画課・都市景観課＞

鎌倉市風致地区条例（平成25年条例第22号）は、「都市の風致を維持すること」を目的としています。令和6年度（2024年度）末現在、鎌倉風致地区は、第2種約2,033ha、第3種約156ha、第4種約5haの合計約2,194haが指定され、地区内の行為が規制されています。

●屋外広告物の適正な規制誘導

＜都市景観課＞

良好な屋外広告景観の形成を図るため、市では平成11年（1999年）4月から、屋外広告物の掲出許可と違反屋外広告物の除却について神奈川県から事務委任を受け、屋外広告物の掲出に対する適正な規制誘導を行ってきましたが、令和4年（2022年）4月1日付けで鎌倉市屋外広告物条例を施行し、市の実態にあった屋外広告物の規制誘導を図っています。

令和6年度（2024年度）の屋外広告物の許可物件数は1149件、違反屋外広告物除却件数は、151件です。市では、平成15年（2003年）9月に「違反屋外広告物除却協力員制度」を創設し、違反屋外広告物への迅速な対応により、違反屋外広告物を掲出させない環境づくり、まちづくりを目指しています。

●景観重要建築物等の保存・活用(都市景観資源)

＜都市景観課＞

鎌倉市には、中世からの歴史を持つ寺社仏閣の他に、明治から昭和の始めのころに建てられた建築物が数多く残されています。これらは、鎌倉における近代の暮らしを彷彿させるとともに地域の景観を印象づける重要な役割を果たしています。

市では平成2年（1990年）7月に鎌倉市洋風建築物の保存のための要綱を定め、貴重な景観資源であるこれらの歴史的建造物の保存と活用に努めてきました。この制度は鎌倉市都市景観条例及び鎌倉市景観重要建築物等の保存等に関する要綱に引き継がれ、表4-10のとおり「景観重要建築物等」として保存と活用を進めています。

表 4-10 景観重要建築物等一覧

指定 No	建築物の名称	所在地	指定年月	備 考
第 1 号	鎌倉文学館（旧前田家別邸）	長 谷	平成 2 年 10 月	公共施設
第 2 号	伊藤邸（旧望洋楼）	—	平成 2 年 12 月	住 宅
第 3 号	篠田邸（旧村田邸）	由比ガ浜	平成 3 年 3 月	住 宅
第 4 号	寸松堂	笹目町	平成 4 年 2 月	店舗併用
第 5 号	日本基督教団鎌倉教会会堂	由比ガ浜	平成 4 年 3 月	教 会
第 6 号	ハリス記念鎌倉幼稚園	由比ガ浜	平成 4 年 3 月	教育施設
第 7 号	かいひん荘 鎌倉	由比ガ浜	平成 4 年 8 月	ホテル
第 8 号	旧里見淳邸	西御門	平成 6 年 2 月	住 宅
第 9 号	平成 15 年指定解除	—	—	—
第 10 号	川合邸	—	平成 7 年 1 月	住 宅
第 11 号	鎌倉聖ミカエル教会聖堂	小 町	平成 7 年 1 月	教 会
第 12 号	鎌倉市長谷子ども会館（旧諸戸邸）	長 谷	平成 7 年 1 月	公共施設
第 13 号	白日堂	長 谷	平成 8 年 3 月	店舗併用
第 14 号	令和 4 年指定解除	—	—	—
第 15 号	石島邸	雪ノ下	平成 9 年 3 月	住 宅
第 16 号	旧安保小児科医院	御成町	平成 9 年 3 月	住 宅
第 17 号	平成 29 年指定解除	—	—	—
第 18 号	旧村上邸	西御門	平成 11 年 12 月	公共施設
第 19 号	旅館対僊閣	長 谷	平成 12 年 10 月	旅 館
第 20 号	笹野邸	佐 助	平成 13 年 1 月	住 宅
第 21 号	のり真安齋商店	長 谷	平成 13 年 5 月	店舗併用
第 22 号	三河屋本店	雪ノ下	平成 14 年 4 月	店舗併用
第 23 号	東勝寺橋	小 町	平成 14 年 4 月	橋 梁
第 24 号	榎亭	鎌倉山	平成 15 年 3 月	店 舗
第 25 号	湯浅物産館	雪ノ下	平成 15 年 3 月	店舗併用
第 26 号	ホテル ニューカマクラ	御成町	平成 16 年 3 月	ホテル
第 27 号	去来庵	山ノ内	平成 16 年 3 月	店 舗
第 28 号	平井家住宅・長屋門	城 廻	平成 18 年 4 月	住 宅
第 29 号	旧華頂宮邸	浄明寺	平成 18 年 4 月	公共施設
第 30 号	旧大佛次郎茶亭	雪ノ下	平成 21 年 3 月	住 宅
第 31 号	旧加賀谷邸	長 谷	平成 21 年 3 月	住 宅
第 32 号	令和 2 年指定解除	—	—	—
第 33 号	極楽洞	極楽寺	平成 22 年 11 月	坑 門
第 34 号	旧神奈川県営湘南水道鎌倉加圧ポンプ所	長 谷	平成 31 年 3 月	旧公共施設
第 35 号	旧三橋旅館蔵	長 谷	令和 2 年 3 月	土 蔵

第 36 号	猪熊邸（旧武基雄自邸）	極楽寺	令和 2 年 10 月	住 宅
第 37 号	萬屋本店	長 谷	令和 3 年 9 月	店 舗
第 38 号	古我邸	扇ガ谷	令和 6 年 8 月	店 舗
第 39 号	旧鎌倉図書館	御成町	令和 6 年 12 月	公共施設

●景観重要建造物の保存・活用(都市景観資源)

＜都市景観課＞

景観重要建造物とは、景観法に基づく制度で、地域の景観上重要な建造物を市長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核としてその維持、保全及び継承を図るものです。平成 22 年（2010 年）9 月 1 日に、表 4-11 のとおり旧川喜多邸別邸（旧和辻邸）を景観重要建造物に指定しました。

表 4-11 景観重要建造物一覧

第 1 号	旧川喜多邸別邸（旧和辻邸）	雪ノ下	平成 22 年 9 月	公共施設
-------	---------------	-----	-------------	------

（２）都市景観形成事業の推進

●電線類の地中化

＜道路課＞

小町通りの電線類の地中化事業は、平成 19 年度（2007 年度）に工事に着手し、平成 21 年度（2009 年度）には全延長約 600 メートルの内、駅前広場側の不二家前から瀬戸橋までの区間約 70 メートルについて、景観舗装を含めて完成しました。

残りの瀬戸橋から鉄の井までの約 530 メートル区間についても、平成 24 年度（2012 年度）に電線類地中化工事が、平成 25 年度（2013 年度）には景観舗装工事が完成し、事業が完了しました。

●砂押川プロムナードにおける桜の保全再生

＜市街地整備課＞

砂押川沿いでは、市民と協働のもと美しい桜並木を守り伝えていくため、樹勢回復等の取組を積極的に進めています。

3 美化（目標の項目⑨）

目標：ごみの散乱や落書きのない美しいまちをめざします。

◆目標達成するための指標

飲料用自動販売機回収容器設置率	令和7年度（2025年度）までに95%以上
自治会・町内会のまち美化クリーンデー実施率	令和7年度までに100%
まち美化推進重点区域	令和7年度までに6区域
アダプト・プログラムの実施区域	令和7年度までに10区域

散乱ごみは、まちの美観や都市景観を損ね、居住する市民はもちろん、鎌倉を訪れる観光客にもたいへん悪いイメージを与えるものです。そこで、平成13年（2001年）3月に鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例（平成13年3月条例第24号）が制定されて以来、市ではまち美化行動計画の策定やまち美化推進重点区域の設定、クリーン・キャンペーンや市内一斉清掃などを実施して、まち美化啓発に努めています。また、散乱ごみの中でも特にたばこの吸い殻が目につくため、平成17年度（2005年度）から路上喫煙に対するマナーアップのための路上禁煙指導を実施していましたが、改善が見られないため平成20年（2008年）9月に鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例（平成20年9月条例第9号）を制定しました。

アダプト・プログラムの実施区域は20区域です。

（1）散乱ごみ、不法投棄、落書きの未然防止

●ごみの散乱防止

＜環境保全課＞

市民と行政が協働してごみの散乱のない美しいまちをつくることを目指した鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例に基づき、ごみの散乱のない環境をつくる仕組みとして、「鎌倉市まち美化推進協議会」の設置、「まち美化行動計画」の策定、「まち美化推進重点区域」の指定、「鎌倉市まち美化推進員」の委嘱などを行い、行政、市民、事業者、観光客などの滞在者が連携してまちの美化に対する取組を進めています。

令和2年度（2020年度）からは令和7年度（2025年度）までを計画期間とする第5次まち美化行動計画に基づいて、さらにまちの美化を推進しています。

●路上喫煙の防止

＜環境保全課＞

路上喫煙による市民等の身体・財産の被害やたばこの吸い殻の散乱、さらに、たばこの煙や臭いによる不快感等を防止し、快適な生活環境を保持することを目的として鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例が制定されました。この条例では市内の屋外の公共の場所で喫煙しないよう努めるとともに、路上喫煙禁止区域（鎌倉駅・大船駅周辺の人通りの多い区域）を指定し、そこでの路上喫煙を禁止しています。

●ごみ持ち帰りの啓発と観光ごみの削減

＜環境保全課＞

観光ごみの散乱を防止するため、観光パンフレット等に自ら出したごみの持ち帰りの呼びかけを掲載し、観光客等に啓発しています。平成7年（1995年）6月に観光客が多く集まる鎌倉駅東口及び西口、由比ヶ浜海岸石碑広場の3カ所に分別式の大型ごみ箱を設置しました。さらに、平成9年（1997年）6月には、大船駅東口、北鎌倉駅東側・西側の3カ所、平成21年（2009年）11月に大船駅西口に同様の大型ごみ容器を設置しました。なお、大船駅西口はJR大船駅の耐震工事に伴い平成26年（2014年）3月に撤去しました。ごみの持ち帰り及びまちの美化を促進するため、鎌倉市まち美化推進協議会の協議を経て、由比ヶ浜海岸石碑広場は平成26年（2014年）4月、鎌倉駅東口・西口、大船駅東口、北鎌倉駅東側・西側の5箇所についても平成27年（2015年）3月に全て撤去しました。

●飲料用自動販売機回収容器設置調査

<環境保全課>

鎌倉市では、「鎌倉市みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例」の趣旨に基づき、飲料用自動販売機への回収容器の設置状況及び管理状況を鎌倉市まち美化推進員の協力を得て調査を行っています。

表4-12 飲料用自動販売機調査集計表

	自動販売機 設置箇所数	自動販売機 設置台数	回収容器 設置箇所数	回収容器 設置台数	回収容器未 設置箇所数	回収容器 設置率 (%)
平成 27 年度	730	1,151	706	1,021	24	97
平成 30 年度	702	1,041	673	890	29	96
令和 3 年度	684	977	600	849	83	88
令和 6 年度	628	860	535	783	86	85

●不法投棄の防止

<環境保全課>

不法投棄物のない清潔で快適な環境を保つため、市が行うパトロール中の発見や市民の皆さんからの通報を受け、不法投棄者へ廃棄物等の除去を求めるとともに、不法投棄者が不明で不法投棄の状態が良好な環境保全の妨げとなる場合には、不法投棄された土地の所有者や管理者に廃棄物等の除去を依頼しています。

また、道路や公園など市の管理している公有地に投棄された場合や、クリーンステーションに市で回収できないものが捨てられた場合にも最終的に市で不法投棄として回収し、処理しています。

なお、不法投棄されやすい場所には、防止看板の配付など対策を講じています。

表 4-13 不法投棄物処理の内訳

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	処理方法
家電（リサイクル 4 品以外）	0 点	0 点	0 点	0 点	市の施設 （クリーン センター） で処理
自転車	4 点	1 点	6 点	4 点	
燃やすごみ・不燃ごみ	28 点	28 点	21 点	25 点	
鉄くず	0 点	4 点	0 点	0 点	
家電リサイクル 4 品（エアコン）	0 点	1 点	0 点	0 点	（一財）家 電製品協会 を通じてリ サイクル処 理
家電リサイクル 4 品（テレビ）	18 点	17 点	17 点	8 点	
家電リサイクル 4 品（冷蔵庫）	2 点	4 点	2 点	3 点	
家電リサイクル 4 品（洗濯機）	3 点	1 点	2 点	0 点	
処理困難物 （廃プラスチック類・金属くず） 内訳： 自動車用・バイク用バッ テリー、廃タイヤ、サーフボ ード、消火器、ノート PC、デスク トップ PC、液晶モニター等	5 m ³	4 m ³ 消火器 39 本	8 m ³ 消火器 37 本	4 m ³ 消火器 50 本	市の施設で の処理が困 難なため、 事業者への 委託により 処理

表 4-14 不法投棄物処理件数

	鎌倉地区	大船地区	合計
令和 3 年度	13 件	16 件	29 件
令和 4 年度	10 件	21 件	31 件
令和 5 年度	9 件	13 件	22 件
令和 6 年度	14 件	12 件	26 件

不法投棄がたびたび発生している市内4箇所（岩瀬、鎌倉山、関谷2箇所）の現場を神奈川県（資源循環推進課及び横須賀三浦地域県政総合センター環境課）の職員とともに年4回のパトロールを実施しました。

●落書きの防止

＜環境保全課＞

まちの美観及び良好な都市景観を保つことを目的に、落書きのない快適な生活環境をめざし、平成16年（2004年）12月に鎌倉市落書き防止条例（平成16年12月条例第9号）が制定され、平成17年（2005年）4月から施行されました。

その後、平成28年度（2016年度）から31年度（2019年度）までを計画期間とする「第3次落書きのないまちづくり行動計画」に基づいて、落書きの発見・通報の呼びかけや消去依頼など落書きの防止策に取り組み、令和2年度（2020年度）からは令和7年度（2025年度）までを計画期間とする第5次まち美化行動計画と合わせ一体的に取り組んでいます。

令和6年度（2024年度）には、通報などにより、289件289箇所の落書きが発見され、管理者及び市民活動団体の協力等により289箇所の落書きが消去されました。

（2）美化活動の実施

●まち美化統一クリーンデーの実施

＜環境保全課＞

市では、地域の自治会・町内会などの協力を得て、毎月第一日曜日を「まち美化統一クリーンデー」とし、美化活動の推進と市民の美化意識の啓発を図っています。表4-15のとおり令和6年度（2024年度）の実施団体数は115団体で、これらの団体には奨励金を交付しています。

表4-15 奨励金交付状況

	実施団体	自治会・町内会数	達成率
令和3年度	116	182	63.7
令和4年度	112	182	61.5
令和5年度	115	180	63.9
令和6年度	115	186	61.8

●あき地の適正管理

＜環境保全課＞

鎌倉市あき地の環境保全に関する条例（昭和47年10月条例第23号）に基づき、雑草等が繁茂し環境保全上支障のある土地について、その土地の所有者又は管理者に対し、除去指導をしています。あき地の調査状況は、表4-16のとおりです。

表4-16 あき地の調査状況

単位：件

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調査件数	225	217	174	172
指導件数	146	87	84	64

●愛護会による公園や街路樹及び市有緑地の清掃

＜市民・事業者＞＜みどり公園課＞

町内会・自治会・老人クラブ・子供会などが設立した公園愛護会や街路樹愛護会及び市有緑地愛護会では、公園や街路樹周辺、市有緑地の清掃・除草を定期的に行っています。市では、これらの活動に対し報償金を交付しています。令和6年度（2024年度）に活動した団体数と箇所数は表4-17のとおりです。

表 4-17 愛護会による清掃実績

種 類	団体数	活動箇所数
公園愛護会	93	161
街路樹愛護会	18	33
市有緑地愛護会	10	21

●アダプト・プログラム

＜市民・事業者＞＜環境保全課＞

散乱ごみのないまちをめざし、新しいまち美化の手法「アダプト・プログラム」を平成 12 年（2000 年）10 月から実施しています。

アダプト・プログラムとは、ボランティアとなる地域住民や企業が管理者である市や県と取決めを交わし、道路や公園、海岸などの一定区間の公共の場所を定期的に清掃する活動を行い、地元を大切に慈しんでいこうという制度です。

市や県は、アダプト・プログラムの実施区域を示すサイン・ボードを設置し、清掃活動に必要な用具等を提供しています。

表 4-18 のとおり、令和 6 年度（2024 年度）は 20 団体がアダプト・プログラムを実施しています。

表 4-18 アダプト・プログラム実施団体一覧

実施団体名	実施場所	発足年月日
グリーンバード鎌倉	若宮大路	平成 21 年 4 月 1 日
常盤道普請の会	長谷隧道付近市道	平成 18 年 11 月 1 日
玉縄城址まちづくり会議	玉縄 七曲坂	平成 19 年 10 月 1 日
腰越まちづくり市民懇話会	神戸川・二又川	平成 20 年 5 月 1 日
トレイルランニングクラブ TRAIL GUMPS	天園ハイキングコース等	平成 22 年 10 月 1 日
東御門ボランティアグループ	西御門	平成 23 年 1 月 1 日
三菱電機株式会社電子システム 事業本部鎌倉地区	三菱電機株式会社鎌倉製作所周辺	平成 23 年 3 月 1 日
鎌倉泣塔クラブ	鎌倉市指定文化財「泣塔」周辺	平成 27 年 9 月 25 日
花と緑のまち梶原山を創造する会	梶原山町内会	平成 28 年 4 月 1 日
鎌倉カストーディアルスタッフ	鎌倉駅東口周辺	平成 28 年 6 月 1 日
北鎌倉山ノ内清掃会	北鎌倉駅周辺	平成 29 年 6 月 1 日
NPO コンパストウキョウ ジャパン東京支部	小町通り及び周辺路地	令和元年 6 月 1 日
鎌倉ヘイセイズ	鎌倉旧市街地	令和 2 年 4 月 1 日
みらいふる二階堂	鎌倉市二階堂地区	令和 2 年 4 月 1 日
緑苑台坂の会	鎌倉市緑苑台	令和 3 年 3 月 1 日
鎌倉インターナショナル株式会社	モノレール湘南深沢駅周辺	令和 3 年 8 月 1 日
就労移行支援事業所 バスセンター大船	大船駅西口周辺	令和 3 年 11 月 1 日
リバーウォーク鎌倉	逆川、滑川上流及び周辺道路	令和 4 年 4 月 1 日
小町 morning clean	本覚寺周辺道路等	令和 5 年 10 月 1 日
若宮大路クリーンアップ「わかみ〜」	若宮大路二の鳥居から海岸	令和 6 年 4 月 1 日

第5章 健全な生態系の保全、人と自然とのふれあいの確保

1 生態系の保全（目標の項目⑩）

目標：鎌倉本来の生態系を守ります。

◆目標達成するための指標

野生動植物の生態調査・研究の推進
生態系の保全体制の整備

野生生物が急速に地球上から姿を消しはじめています。その理由は、都市開発や森林開発で棲みかが奪われたり、生活排水やその他の原因で生息環境が汚染されたりと様々な理由が考えられますが、どの理由にも共通するのは人間の活動が彼らの生命を脅かしていることです。生態系は植物、動物、微生物及びそれらを取り巻く土壌、水、空気などの微妙なバランスから成り立っており、このバランスが崩れると生物の種類数や個体数にも影響がでてきます。人もこの生態系の中に組み込まれており、生態系の保持は重要な課題となっています。

鎌倉市では、緑化推進専門委員が、鎌倉市緑の基本計画に位置づけのある保全すべき緑地において、定点カメラ等を用いた自然環境のモニタリングを実施し、重要種や特定外来生物の行動調査等を行い、市民団体等と協働して生態系の保全体制の整備に努めています。

（１）市内に生息・生育する野生動植物に関する基礎的な調査等の実施

●鎌倉市自然環境調査

＜みどり公園課＞

鎌倉市緑の基本計画で保全対象に位置づけた市内 22 箇所の緑地を対象に、平成 12 年度（2000 年度）から 14 年度（2002 年度）にかけて、その実態を把握するための自然環境調査を実施しました。

この調査の結果は、平成 15 年（2003 年）3 月に報告書にまとめられ、その概要は表 5-1（22 地区の位置図は図 5-1）のとおりで、概要版を作成し、市内の小中学校に配布するとともにホームページで公開しています。

また、令和 6 年度（2024 年度）末現在で、22 箇所の緑地のうち 14 箇所の全部又は一部の緑地が特別緑地保全地区等の法制度の適用及び都市公園としての整備により保全されています。

表 5-1 鎌倉市自然環境調査（平成 12～14 年度実施）結果概要

※地区名は調査時の調査対象地区名です。

地区名 面積	調査確認数		特記事項
	植物	動物	
関谷公園 約 2.90ha	69 科 138 種	哺乳類：モグラ、タヌキ他 3 科 3 種 鳥類：17 科 25 種 爬虫類：カナヘビ 1 科 1 種 両生類：ニホンヒキガエル 1 科 1 種 昆虫類：79 科 201 種 底生動物：13 科 16 種	関谷公園は、湧水の水質は良く、周辺自然環境も豊かです。一部に水を溜めるなど、湿地の再活用を検討することで、動物生息空間としての価値が、さらに高まる可能性があります。

地区名 面積	調査確認数		特記事項
	植物	動物	
城廻地区 約 4.5ha	66 科 166 種	哺乳類：モグラ他 3 科 3 種 鳥類：17 科 24 種 爬虫類：ヒバカリ 1 科 1 種 両生類：ニホンヒキガエル、アマガエル、 ニホンアカガエル 3 科 3 種 昆虫類：77 科 152 種 魚類：1 科 1 種 底生動物：12 科 14 種	城廻地区の水質は悪化の傾向にあります。周辺が住宅地に囲まれており、生活排水等が流入していると推察されます。しかし、池周辺では、カワセミの繁殖の可能性がある他、コガモ、アオサギが飛来するなど、人があまり訪れない池に水鳥が集まっているようであり、適切な管理をしながら、維持していくことが望まれます。
玉縄城址地区 約 3.56ha	55 科 126 種	哺乳類：モグラ他 2 科 2 種 鳥類：18 科 22 種 爬虫類：アオダイショウ 1 科 1 種 昆虫類：61 科 121 種	玉縄城址地区、植木地区は、周辺の開発により、林縁部が増大し、林床にアズマネザサが密生する場所が多くあります。玉縄城址地区、植木地区は単独緑地としてではなく、龍宝寺などの周辺緑地と一体として扱い、保全していくことが重要です。なお、市民からの情報では、植木周辺でフクロウが数年前に巣をつくっていたということです。
植木地区 約 4.60ha	46 科 86 種	哺乳類：モグラ他 2 科 2 種 鳥類：15 科 20 種 昆虫類：55 科 114 種	
龍宝寺地区 約 13.31ha	62 科 129 種	哺乳類：ヒミズ、モグラ他 2 科 3 種 鳥類：15 科 20 種 昆虫類：65 科 151 種	龍宝寺地区は、寺の裏山に当たる部分で、比較的まとまりのある緑地となっています。平地部分は住宅地や神社仏閣が、尾根部分には学校が建設されており、複雑な地形をした斜面林が帯状に伸びています。面積が大きい割に種数はあまり多くありません。しかし、岡本地区、観音山地区、城廻地区、玉縄城址地区、植木地区と隣接し、かつその中央に位置していて、各緑地をつなぐ位置にあるので重要です。これらの緑地は一体として扱い、その連続性に注意して保全することが重要で、特に龍宝寺はその中心として、また、緑地同士をつなぐ回廊として保全していくと効果的です。
岡本地区 約 5.19ha	45 科 80 種	哺乳類：2 科 2 種 鳥類：11 科 14 種 昆虫類：35 科 80 種	岡本地区及び観音山地区の平地部分はほとんど開発されてしまい、丘陵部分に島状にある緑地です。龍宝寺などの周辺緑地と一体として捉え、保全していくことが重要です。
観音山地区 約 2.55ha	50 科 98 種	哺乳類：アカネズミ他 2 科 2 種 鳥類：18 科 23 種 昆虫類：48 科 96 種	

地区名 面積	調査確認数		特記事項
	植物	動物	
岩瀬地区 約 15.62ha	94 科 270 種	哺乳類：モグラ、ノウサギ、タヌキ 他 5 科 5 種 鳥類：17 科 26 種 爬虫類：3 科 4 種 両生類：ニホンヒキガエル 1 科 1 種 昆虫類：85 科 226 種 底生動物：9 科 10 種	岩瀬地区は関東ローム層が堆積し、耕作に適しています。スギ、ヒノキ植林、竹林、アカマツ植林、クヌギ植林、オニシバリ・コナラ群集などが生育し、一部畑作が行われています。樹林は今も管理がなされています。また、東側（横浜市側）及び南側に緑地が続いているので、比較的多くの哺乳類が確認されて、市民からニホンザルを見たとの情報も寄せられております。岩瀬地区の周辺は、湧水が豊富で多数の井戸があります。
貞宗寺地区 約 4.91ha	46 科 88 種	哺乳類：モグラ、タヌキ他 3 科 3 種 鳥類：オオタカ、チョウゲンボウ、フクロウ他 17 科 26 種 昆虫類：44 科 84 種	貞宗寺地区では、複数の猛禽類の飛翔が確認されました。あまり大きな緑地ではありませんが、鳥類にとって比較的良好な自然環境が維持されているものと考えられます。
天神山地区 約 5.42ha	63 科 126 種	哺乳類：モグラ他 2 科 2 種 鳥類：16 科 20 種 爬虫類：トカゲ、カナヘビ 2 科 2 種 両生類：アマガエル 1 科 1 種 昆虫類：56 科 115 種	天神山地区は、丘陵部分に島状にある緑地で、確認種はあまり多くありませんが、面積が比較的に大きく、市民からの情報では、渡り鳥の中継緑地として使われているとのことで、動物の移動経路として重要です。
六国見山森林公園 約 9.74ha	65 科 145 種	哺乳類：モグラ、ノウサギ、アカネズミ他 4 科 4 種 鳥類：15 科 22 種 爬虫類：トカゲ、カナヘビ 2 科 2 種 昆虫類：51 科 131 種	六国見山森林公園の北側は住宅地となっており、急な斜面には植木類が植栽されています。西側、南側の緑地は割合広く、緑地が連続していますので、中型哺乳類のノウサギが生息しています。公園西側、南側は今回の調査の対象外ですが、市民からの情報では野草の種類は多いそうです。また、六国見山周辺は、秋期、タカの渡りの重要な休息所となっています。
上町屋地区 約 1.66ha	60 科 125 種	哺乳類：モグラ他 2 科 2 種 鳥類：13 科 19 種 昆虫類：31 科 78 種	上町屋地区は、住宅地に囲まれた小面積の斜面で、大部分が針葉樹の植林となっていて、生物相も単純です。しかし、この緑地も動物の移動には重要なので、緑地の質を高め、周辺緑地との連続性を高めるような整備を行うことが重要です。
昌清院地区 約 1.02ha	70 科 136 種	哺乳類：1 科 1 種 鳥類：17 科 21 種 爬虫類：トカゲ、カナヘビ 2 科 2 種 昆虫類：53 科 106 種 魚類：1 科 1 種 底生生物：7 科 7 種	昌清院地区は社寺林で、ため池があり、鎌倉中央公園（台峯）と連続しています。そのため、面積は小さいですが、比較的多くの動物種が確認されました。昌清院のため池には、枯木が倒れ込み、落ち葉が底に堆積し、水深が浅くなっています。

地区名 面積	調査確認数		特記事項
	植物	動物	
鎌倉中央公園 (台峯) 約 36.69ha	104 科 361 種	哺乳類：ノウサギ、カヤネズミ、 タヌキ他 6 科 7 種 鳥類：フクロウ他 21 科 38 種 爬虫類：4 科 6 種 両生類：4 科 6 種 昆虫類：127 科 453 種 魚類：モツゴ、ホトケドジョウ、 クロヨシノボリ他 3 科 3 種 底生生物：25 科 30 種	鎌倉中央公園（台峯）は、全体的に確認個体数が多く、特に爬虫類、両生類は多く確認されました。鎌倉中央公園（台峯）は、他地区と比べて面積が大きく、そのうえ尾根と谷が織りなす変化に富んだ自然環境が形成され、湧水、ため池、湿地、素ぼりの水路など、多様な水系が存在し、立地に特有な植生も保たれていて、動物にとっては良好な生息環境が維持されていると言えます。
等覚寺地区 約 2.73ha	76 科 157 種	哺乳類：1 科 1 種 鳥類：16 科 20 種 爬虫類：トカゲ 1 科 1 種 昆虫類：46 科 98 種	等覚寺地区、寺分一丁目地区は、丘陵部が島状に残された小面積の樹林地で、確認種も少ない状況です。住宅地を挟んで隣接する両者を一体として考え、効果的な保全を行う必要があります。
寺分一丁目地区 約 2.45ha	60 科 119 種	哺乳類：モグラ他 2 科 2 種 鳥類：14 科 17 種 爬虫類：ヤモリ、トカゲ、 カナヘビ 3 科 3 種 昆虫類：43 科 93 種	
手広地区 約 15.40ha	75 科 179 種	哺乳類：モグラ、アカネズミ、 タヌキ他 5 科 5 種 鳥類：フクロウ他 22 科 36 種 爬虫類：トカゲ、カナヘビ、 シマヘビ 3 科 3 種 両生類：3 科 5 種 昆虫類：130 科 485 種 魚類：3 科 4 種 底生動物：21 科 24 種	手広地区は企業の敷地内であり、一般の立ち入りが制限されているため、動物にとって静かで好適な環境が保たれています。また、藤沢市との境に位置し、藤沢市側に川名緑地、新林公園と緑地が広がっており、比較的良好な環境が維持されているものと思われます。藤沢市側の緑地と一体として扱い、一般の立ち入りを制限して保全することが、より効果的であると考えられます。
青蓮寺地区 約 1.44ha	64 科 129 種	哺乳類：モグラ、アカネズミ、 タヌキ他 4 科 4 種 鳥類：15 科 18 種 爬虫類：トカゲ 1 科 1 種 昆虫類：59 科 110 種	青蓮寺地区は、常緑広葉樹の自然林が生育する社寺林でいわゆる鎮守の森です。面積は小さいもののタヌキの糞が確認されるなど、比較的多様な動物が観察されました。青蓮寺地区は、手広・笛田地区から連なる緑地と道路を隔てて隣接しており、さらに住宅地や学校が間にあるものの、手広地区と比較的近くに位置します。これらの緑地間を行き来できるので、タヌキのような中型哺乳類の生息が可能になっていると考えられます。

地区名 面積	調査確認数		特記事項
	植物	動物	
手広・笛田地区 約 7.06ha	66 科 141 種	哺乳類：モグラ、アカネズミ 他 3 科 3 種 鳥類：チョウゲンボウ 他 19 科 28 種 爬虫類：トカゲ 1 科 1 種 両生類：アマガエル 1 科 1 種 昆虫類：75 科 180 種	手広・笛田地区の南西には畑が広がり、東側には住宅を挟んで、水田が広がっています。緑地全体としては、道路による分断はあるものの、鎌倉山へと連なり、帯状にかなりの広がりを持っています。この緑地の広がり、周辺にある耕作地との連続性を考慮に入れ保全していけば、生物相がより豊かになるものと考えられます。
常盤山地区 約 21.60ha	80 科 206 種	哺乳類：モグラ、アカネズミ 他 3 科 3 種 鳥類：15 科 22 種 爬虫類：トカゲ、カナヘビ、ジムグリ 3 科 3 種 昆虫類：68 科 185 種	常盤山地区の植物は、関東地方を北限とするカラタチバナやカゴノキ等が確認され、温暖な気候下の植物相の特徴を表している一方で、関東地方を南限とするツクバトリカブトも多く確認されました。また、サルシナが確認されましたが、市民からの情報によると市域西部には大変少ないとのことです。さらに、昔は、フクロウの巣があったという市民情報も得られました。
広町地区 約 59.05ha	101 科 404 種	哺乳類：ノウサギ、カヤネズミ、タヌキ他 6 科 7 種 鳥類：オオタカ、ノスリ、フクロウ他 21 科 38 種 爬虫類：カナヘビ、アオダイショウ、ヤマカガシ 2 科 3 種 両生類：4 科 5 種 昆虫類：122 科 462 種 魚類：ホトケドジョウ、シマヨシノボリ 2 科 2 種 底生動物：29 科 38 種	広町地区は、22 地区で一番広い緑地で、緑地内に複数の谷戸が存在し、多様な水辺環境が形成されていました。そのため、多くの種が確認されました。しかし、一部の谷戸では乾燥化が進行しており、その対策が急がれます。広町地区は鎌倉市西部地域を代表する緑地の中心として保全していくことが重要です。
小動岬地区 約 0.83ha	35 科 62 種	哺乳類：イタチ他 2 科 2 種 鳥類：15 科 20 種 昆虫類：35 科 74 種	小動岬地区は 22 地区中唯一、海からの風を直接受ける地区で、海岸地区特有のイソギクハチジョウススキ群集やマサキートベラ群集が生育していました。他では生育しない海岸植物も多く確認されました。また、ユリカモメ、ウミネコなど、海岸に特有のカモメ類も確認されました。市民からは、アオバトが時々休憩しているとの情報が得られました。

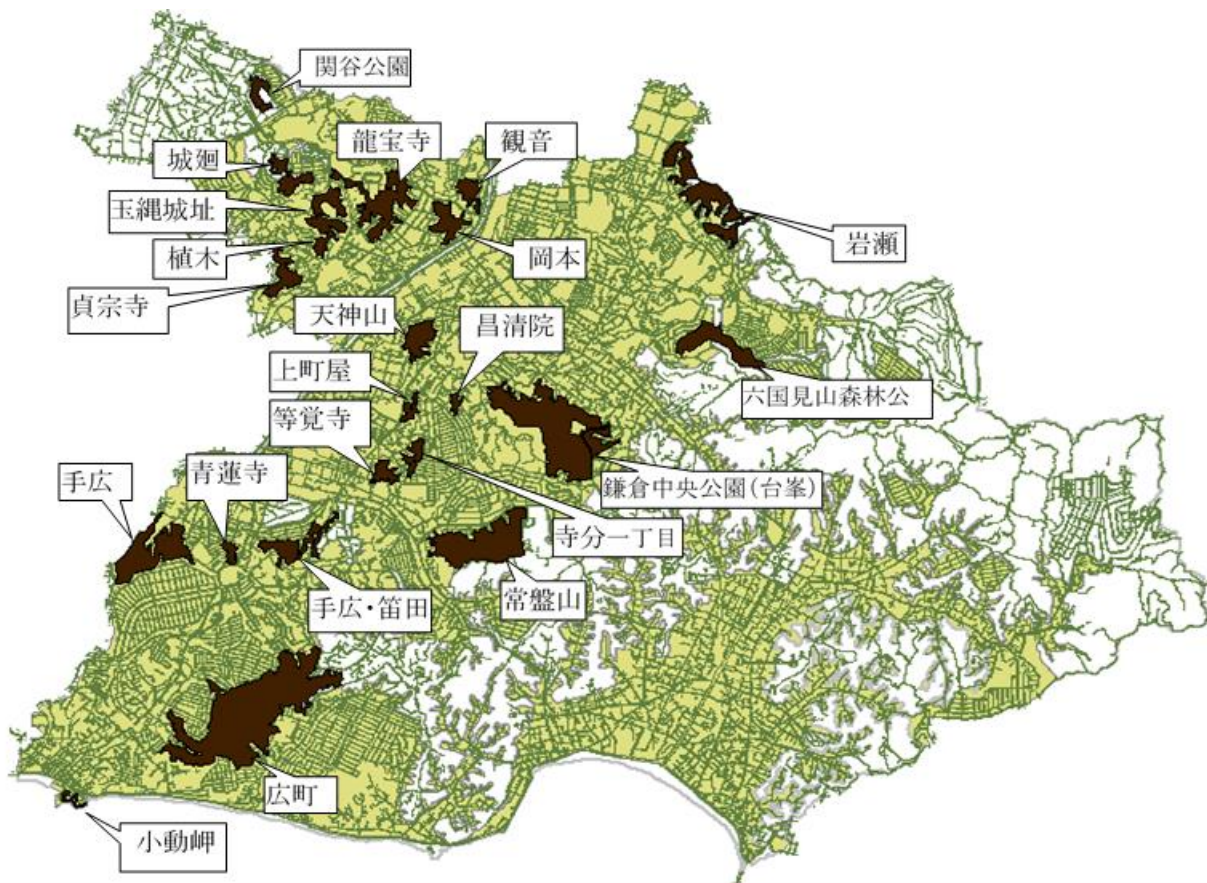


図 5-1 鎌倉市自然環境調査対象地区位置図

(2) 野生動植物の保全

●天然記念物の樹木の保護

<文化財課>

市では鎌倉市文化財保護条例に基づき樹木等を天然記念物に指定し、保護しています。鎌倉市指定の天然記念物は、鶴岡八幡宮や建長寺のビャクシンなど 29 件があります。

●傷病野生動物の保護

<環境保全課>

傷病野生鳥獣の保護については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法第 88 号）に基づき神奈川県が策定する鳥獣保護事業計画の一つの施策事業として位置づけられています。なお、同法第 2 条で「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物であると定義されています。

市では、平成 4 年度（1992 年度）から傷病野生鳥獣の保護を行っており、治療等を必要とする野生鳥獣を横浜市立金沢動物園内にある動物病院に搬送しています。

令和 6 年度（2024 年度）の実績は表 5-2、表 5-3 のとおりです。

表 5-2 傷病野生動物保護通報実績

	種類	通 報 内 容 及 び 件 数				
		病気	傷害	幼鳥獣	その他	合計
鳥 類	7	3	0	0	11	14
哺乳類	1	9	0	0	29	38
その他	0	0	0	0	0	0
合 計	8	12	0	0	40	52

表 5-3 傷病野生動物保護処理実績

	種類	処 理 内 容 及 び 個 体 数					
		搬送	放野	死亡	指導	その他	合計
鳥 類	7	9	11	1	0	0	21
哺乳類	1	7	31	2	0	0	40
その他	0	0	0	0	0	0	0
合 計	8	16	42	3	0	0	61

※鳥類はカルガモ、キジバトなど、哺乳類はタヌキ

●鎌倉メダカ

＜環境保全課＞

環境省の絶滅危惧種に指定された鎌倉メダカは、市内では昭和 60 年（1985 年）頃に滑川の源流近くで生息していることが観察されて以来、確認できない状況でした。その後、佐助在住の方が昭和 40 年代前半頃、滑川支流近くの水田で採取した「鎌倉メダカ」を大切に育てていることがわかりました。

市ではこの鎌倉メダカ 55 匹を平成 11 年（1999 年）8 月に譲り受け、市役所敷地内の池で繁殖させ、平成 29 年度（2017 年度）までに、市内の小中学校等に合計 1,230 匹を配布し、育てています。また、鎌倉自主探鳥会グループでは、鎌倉メダカの保護管理を行っており、飼育環境等の条件を満たせば、希望する市民の方にも配布し、里親になってもらっています。

メダカは河川の水系ごとに「しりびれ」の軟条数の遺伝的な差異が見られます。滑川水系のメダカの軟条数は 17.30 本で、他市の水系に棲息するメダカとは軟条数が異なるため、「鎌倉メダカ」（写真 5-1）と呼ばれています。



写真 5-1 鎌倉メダカ

●特定外来生物対策

＜環境保全課＞

クリハラリス（タイワンリス）やアライグマなどの特定外来生物は、その繁殖力の高さなどから生息域を拡大し、生態系等に重大な影響を与えると懸念されています。このため、市では平成 21 年

（2009 年）4 月「鎌倉市クリハラリス（タイワンリス）防除実施計画」を策定、また、県においても平成 18 年（2006 年）4 月に「神奈川県アライグマ防除実施計画」、令和 6 年（2024 年）3 月に「神奈川県クリハラリス（タイワンリス）防除実施計画」を策定し、生態系の保全や生活被害の軽減を図るため、「個体数の削減」等を目標に取組を行っています。市が主体となり、生活被害に遭った市民を中心に自治町内会等にも呼びかけ、捕獲などを実施しています。また、三浦半島全域に生息範囲を拡大していることから近隣市町と連携して広域的な取組も行っています。

表 5-4 外来有害動物捕獲状況

年 度	捕獲数（頭）		
	アライグマ	ハクビシン	タイワンリス
令和 3 年度	244	81	1,092
令和 4 年度	202	73	1,193
令和 5 年度	214	48	2,861
令和 6 年度	204	52	2,202

（３）野生動植物の生息・生育に重要な場所（ビオトープ）の保全

●ビオトープ

＜市民・事業者＞＜環境保全課＞

ビオトープとは、ドイツ語で野生の生き物たちが互いに関係を持って暮らしていける空間を指します。本来は幅広い自然生態系のことを指しますが、ここでは人の手で作り出されたものについて記します。

市では、環境教育を目的に平成 13 年（2001 年）市役所に隣接する御成小学校の児童とともに市庁舎前の池をビオトープとして整備しました。

現在も、市庁舎前の池では、鎌倉メダカ、モノサシトンボ、クロスジギンヤンマ、モリアオガエルなどいろいろな生き物を見ることができます。



写真 5-2 鎌倉市役所

2 自然とのふれあい（目標の項目⑪）

目標：日常生活の中で、海、山、川など自然とふれあう機会を充実させます。

◆目標達成するための指標（再掲）

都市公園等の施設緑地の面積	令和 23 年度(2041 年度)に約 191ha
1 人当たりの都市公園等の施設緑地の面積	令和 23 年度(2041 年度)に約 12.2 m ²

自然には、生態系の保持、環境の保全や資源の提供など、様々な働きがあります。その一つに私たちに潤いや安らぎを与えてくれるという働きがあります。私たちは自然と触れ合うことにより、自然から様々な知見を得るとともに自然の大切さを学ぶことができます。

また、市民団体等によるボランティア活動が環境保全や環境教育を進める上で大きな力となっています。

（1）ふれあいの場の確保

●鎌倉中央公園

＜市民・事業者＞＜みどり公園課＞

自然とのふれあいや農作業体験などができるようにしました。平成 9 年（1997 年）6 月に修景池周辺の約 8.5ha、平成 16 年（2004 年）4 月には更に約 15.2ha が開園しました。その後、令和 3 年（2021 年）3 月に供用区域を 0.9ha 拡大し、園内には庭園植物園や食材園、子供の森、田畑や湿地など、自然を生かし緑と水が中心になった施設を配置しています。

公園化される以前からこの場所では市民団体が独自に環境保全活動を行っていましたが、開園後も引き続き、自然観察会、農芸体験などを通じて、積極的に公園の環境保全や市民に対する環境教育に寄与しています。鎌倉中央公園で環境保全・環境教育に取り組んでいる「山崎・谷戸の会」は、平成 20 年度（2008 年度）に特定非営利法人となり活動を発展させています（104 ページ参照）。

①市民による農業体験

（公財）鎌倉市公園協会と「山崎・谷戸の会」が協働して自然や農業に対する理解や関心を深めるため、市民を対象に農業体験を実施しました。

田んぼ体験（4 月 6 日～3 月 23 日）は延べ 460 人、畑体験（4 月 8 日～3 月 17 日）は延べ 223 人の参加者がありました。

② 教室・講座の開催

（公財）鎌倉市公園協会主催で表 5-5 のとおりミニ園芸教室や、大人の講座・こどもの講座を開催しました。

講座では、樹木の剪定や自然観察を通じて、自然に対する関心を深めてもらうことを目的としています。

表 5-5 鎌倉中央公園の教室・講座の開催

	開催日	テーマ	対象と参加者数
ミニ園芸教室	4 月 5 日～3 月 30 日の 68 回	野菜の土づくりをしよう など	延べ 334 人
大人の講座	雑草と育てる畑づくり土づくり 4 月 19 日～11 月 22 日の 8 回 木を知って木を育てる剪定講座 4 月 5 日～11 月 1 日の 8 回など	土の養分を考える サクラの話と剪定の基礎 など	延べ 196 人
こどもの講座	こどもエコパーク 5 月 11 日～11 月 23 日の 6 回 こどもクラフト教室：12 月 1 日 など	公園の生きものを見てみよう！ 森の自然素材を使ったクラフト教室 など	延べ 173 人

●鎌倉広町緑地

＜みどり公園課＞

市南西部に位置する、約 48.1ha のまとまりある樹林等について、その生物相の豊かな自然環境の保全・活用を図るため、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園である「都市林」として整備することとなり、平成 17 年度（2005 年度）から事業を進め、平成 27 年（2015 年）4 月より用地取得が完了した部分（約 48ha）について開園しました。基本コンセプトを、「古都鎌倉の緑を継承し、人と自然が織り成す、多様で良好な都市林の保全創出を目指す、古都の自然ふれあい都市林～広町の森」として、現在では、世代を超えた多くの市民が市と協働で田畑の復元、森の手入れ、自然観察、散策路の整備等の保全活動に取り組んでいます。

また、平成 28 年度（2016 年度）から指定管理者制度を導入し、里山の身近な生き物とのふれあいの場や環境教育の場として、保全を前提とした上で自然環境の容量に応じた活用を図っています。



写真 5-3 鎌倉広町緑地

●市民農園の整備

＜農水課＞

市では、市民が野菜や草花の栽培を通して自然とふれあい、農業への親しみと理解を深めるため、「大船地区市民農園」を開設しています。利用者は公開抽選により決定し、1 世帯当たり 1 区画(15 m² または 30 m²)を 23 ヶ月間利用することができます。また、今泉台地区及び手広地区の土地所有者が開設した市民農園について、開設までの支援を図りました。現在の市が開設する市民農園の区画数及び面積は、表 5-6 のとおりです。

表 5-6 市民農園の区画数及び面積

	区画数	面 積(m ²)
大船地域	89	3,599
合 計	89	3,599

●ハイキングコース

＜観光課＞

表 5-7 のとおり、自然とのふれあいが楽しめる 3 つのハイキングコースを紹介し、多くの人に利用されています。

表 5-7 ハイキングコース

No	コース名	経 路	距離 (km)
1	天園ハイキングコース	建長寺—天園—瑞泉寺	約 4.5
2	葛原岡・大仏ハイキングコース	浄智寺—葛原岡神社—高德院(大仏)	約 3.5
3	祇園山ハイキングコース	高時腹切りやぐら—祇園山—八雲神社	約 2.5

(2) 海、山、川、池などで自然とふれあうスポーツ・レクリエーションなどの機会の充実

●自然の中で行うスポーツ・観察会等の振興

＜スポーツ課＞

市民の皆さんがともに自然とふれあう機会を楽しむものとして、表5-8のような催しを実施されています。

表 5-8 自然の中で行うスポーツ・観察会等

催 し 名	実施日（参加人数）	実施主体
七里ガ浜地区スポーツ振興会 「七里ガ浜健康ウォーク」	令和6年12月14日 1回 9人	スポーツ課
小坂地区スポーツ振興会 「秋の歩こう会」	令和6年12月8日 1回 14人	スポーツ課
玉縄地区スポーツ振興会 「玉縄歩こう会」	令和6年11月24日 1回 25人	スポーツ課
植木地区スポーツ振興会 「歩けあるけ会」	令和7年1月19日 1回 23人	スポーツ課
腰越地区スポーツ振興会 「歩こう会」	令和7年1月26日 3月30日 2回 50人	スポーツ課
深沢地区スポーツ振興会 「深沢地区健康ウォーキング」	令和7年2月8日 1回 114人	スポーツ課
富士塚地区スポーツ振興会 「健康ウォーキング」	令和6年11月23日 1回 40人	スポーツ課
関谷小地区スポーツ振興会 「健康ウォーク」	令和6年11月24日 1回 10人	スポーツ課
西鎌倉地区スポーツ振興会 「歩く会」	令和6年12月1日 1回 14人	スポーツ課
今泉・岩瀬地区スポーツ振興会 「紅葉狩り山歩き会」	令和6年12月1日 1回 50人	スポーツ課
鎌倉海の魅力発信事業	令和6年8月1日～11月30日 161人	スポーツ課

●環境にやさしい観光の推進

＜観光課＞

良好な環境を保全するため、鎌倉を訪れる観光客に対し、公共交通機関の利用と「歩く観光」をアピールし、環境にやさしい観光を推進しています。なかでも、歩いてまわりたくなるような道づくりを推進するため、自然、歴史、文化等のテーマ性をもったモデルコースとして11コースの「かまぐらの道」を選定し、市民・観光客へのPRに努めているほか、歩く観光を推進するための観光地図「ぶらり鎌倉マップ」を作成し、配布しています。

また、観光マップ「鎌倉」などの観光パンフレットにおいて草木の持ち帰り禁止や、ごみ・タバコの投棄禁止を明記し環境保全の呼びかけを行うほか、観光課ホームページにおいてもマナー周知のページを掲載し啓発に取り組んでいます。

●わくわく花フェスタ・鎌倉中央公園フェスティバル

＜市民・事業者＞＜みどり公園課＞

（公財）鎌倉市公園協会が主催して、令和6年（2024年）4月27日に鎌倉中央公園において、市民に対する緑化意識の高揚と緑化の普及・啓発を図るため、花と緑をテーマとした「わくわく花フェスタ」の開催し、約2,500人の来場者がありました。

令和6年（2024年）10月26日には、防災公園として位置付けられている鎌倉中央公園で、市民に対する防災意識の高揚と緑に関する各種事業のPRを行う「鎌倉中央公園フェスティバル」を開催し、約2,000人の来場者がありました。

（３）自然とふれあうための指導者などの人材の養成及び確保

●緑の学校の開講

＜みどり公園課＞

緑豊かなまちづくりをめざし、樹木に親しみ、緑の大切さなどの普及を図るために、昭和 58 年度（1983 年度）から毎年度「緑の学校」を開催しています。なお、令和 6 年度（2024 年度）は 10 回開催され、受講者数は延べ 80 人でした。

※平成 20 年度（2008 年度）から、「緑の学校」は、緑化啓発事業事務委託の一部として、公的な緑化推進団体へ委託しており、平成 20～令和 6 年度（2008～2024 年度）は（公財）鎌倉市公園協会に委託しました。

●緑の学校等を通じた指導者の育成

＜みどり公園課＞

緑の学校の修了者等を対象に緑化講習会を開催し、地域住民の自主的な緑化活動の中心となる緑化指導者の育成を図っています。昭和 61 年度（1986 年度）からの延べ参加者は 1,076 人になります。

●緑のレンジャーの育成

＜みどり公園課＞

公園緑地等の樹林地を管理するボランティア等の人材養成と確保を目的として、緑のレンジャー（小学校 4・5 年生を対象としたジュニアレンジャーと大人を対象としたレンジャー）を育成しています。令和 6 年度（2024 年度）は、ジュニアレンジャーは 11 回活動を行い、30 名（延べ 215 名）が参加。レンジャーは 9 回活動を行い、20 名（延べ 144 名）が参加しました。

※平成 20 年度（2008 年度）から、当該事業は、緑化啓発事業事務委託の一部として、公的な緑化推進団体へ委託しており、平成 20～令和 6 年度（2008～2024 年度）は（公財）鎌倉市公園協会へ委託しました。

レンジャー講座修了者の有志により、ボランティアによる公園緑地の保全管理活動が実施されているもので、市では、当該活動を支援するため、その育成に係る事業を平成 20 年度から緑化啓発事業事務委託として公的な緑化推進団体へ委託しており、平成 20～令和 6 年度（2008～2024 年度）は（公財）鎌倉市公園協会に委託しました。

第6章 循環型社会の構築

1 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（目標の項目⑫）

目標：「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現をめざします。

◆目標達成するための指標

ごみ・資源物の総排出量	令和7年度（2025年度）までに 平成26年度(2014年度)に比べ約17%削減
リサイクル率（資源化率）	令和7年度（2025年度）までに53.7%
一般廃棄物焼却量（家庭・事業所）	令和7年度（2025年度）までに 平成26年度(2014年度)に比べ約58%削減

わが国の廃棄物処理を取り巻く情勢は、資源が枯渇する懸念や温暖化といった地球規模での問題が生じているとともに、世界情勢に伴う資源価格の変動や超高齢社会の到来、インターネットの浸透によるライフスタイルの多様化などがみられます。

このような中、鎌倉市では、できる限りごみの焼却量を減らし、資源として有効活用できる物を増やすため、様々なごみの分別に取り組んできました。

平成9年度（1997年度）から、ごみの分別収集方法を従来の3分別（可燃・不燃・粗大）から5分別（可燃・不燃・粗大・資源物・危険有害）に変更し、ごみの中から資源となる物を分別して資源化する取組みを始めました。当初は、飲食用ビン・カン、新聞などの紙類、古着などの布類の分別収集から始め、平成9年7月からは家庭から出る植木剪定材の堆肥化に取り組みました。その後も、平成12年（2000年）11月からはペットボトルの分別収集、平成16年（2004年）2月からは資源物の収集回数を月2回から毎週とし、平成17年（2005年）10月からは容器包装プラスチックの資源化、平成19年（2007年）4月からは使用済み食用油の資源化、平成24年（2012年）6月からは布団・畳の資源化、平成27年（2015年）1月からは製品プラスチックの資源化に取り組んできました。

また、平成27年4月1日からは燃やすごみ及び燃えないごみを対象に有料化を実施したことで、これらのごみの排出量が大きく削減されました。

鎌倉市は、市民の方々のご理解とご協力のもと、環境省がリサイクル率の順位を発表した平成16年度から5年連続で、リサイクル率日本一（人口10万人以上の都市）を達成しました。平成21年度（2009年度）から5年間は第2位、平成26年度（2014年度）からの3年間は3位、平成29年度（2017年度）は2位、平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）まで1位と、依然高い割合を維持しています。

計画目標との比較では、令和7年（2025年）3月末現在、焼却量は21,541トンで、基準年度の平成26年度（2014年度）の37,284トンと比較して15,743トン、42.2%の削減となっています。ごみ・資源物の総排出量は53,280トンで、基準年度の平成26年度（2014年度）の66,922トンと比較して13,642トン、20.4%の減少となっています。

令和6年度（2024年度）のごみ焼却量については、平成30年度（2018年度）までの目標としていた30,000トンに比べて約8,459トン削減され、平成30年度（2018年度）から継続して目標を達成することができました。

なお、鎌倉市のごみの発生量、焼却量及び減量化・資源化量は表6-1のとおりです。

表 6-1 鎌倉市のごみの発生量、焼却量及び減量化・資源化量の推移

単位：トン

	平成 26 年度 (基準年)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
総排出量	66,922	58,593 (87.6)	56,779 (84.8)	53,894 (79.6)	53,280 (80.5)
焼却量	37,284	28,483 (76.4)	22,659 (60.8)	22,484 (57.8)	21,541 (60.3)
総資源化量	32,455	30,959 (95.4)	32,186 (99.2)	31,614 (98.8)	32,072 (97.4)
リサイクル率	※1 48.5% ※2 48.2%	※1 52.8% ※2 52.6%	※1 56.7% ※2 56.3%	※1 58.7% ※2 58.5%	※1 60.2% ※2 59.8%

※1 リサイクル率＝総資源化量／総排出量

※2 リサイクル率は総資源化量に固形燃料化や飛灰の山元還元等は含めない。国は両方を公表し、全国ランキングは※2 による。

(1) 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の促進

●5 分別排出の推進

＜ごみ減量対策課＞

平成 9 年（1997 年）4 月から、ごみと資源物の混入を防ぐなどの理由から、透明・半透明のごみ袋による排出を実施し、同年 10 月からは、市内全域で従来の 3 分別収集（燃えるごみ・燃えないごみ・粗大ごみ）に「危険・有害ごみ」と「資源物」を加えた 5 分別収集にしています。また、市民の皆さんの利便性の向上と燃えるごみの減量を推進するため、資源物は、平成 16 年（2004 年）2 月から収集回数を月 2 回から毎週 1 回にしています。

さらにごみの減量を推進するため、平成 27 年（2015 年）4 月から燃やすごみ及び燃えないごみを有料化しました。

現在は、飲食用カン・ビン、ペットボトル、植木剪定材、容器包装プラスチック、紙類、布類、使用済み食用油、燃やすごみ、燃えないごみ、危険・有害ごみ、製品プラスチック、粗大ごみの区分などで、資源物で 13 品目、ごみで 9 品目の合計 22 品目に分類しています。

※「燃えるごみ」は、平成 16 年（2004 年）2 月から「燃やすごみ」に名称変更しています。

●生ごみ処理機の普及

＜ごみ減量対策課＞

生ごみ処理機の普及を図るため、購入費用の一部を助成する「生ごみ処理機購入費助成制度」を平成 3 年（1991 年）4 月から実施しています。助成率は、電動型＝75%、非電動型＝90%で、1 台当たりの限度額は 30,000 円です。また、助成制度利用者にアンケートを実施し、市民の声をホームページなどに掲載するとともに、生ごみ処理機の購入動機や感想などをたずね、普及施策の参考としました。

更に、生ごみの減量及び資源化を促進し、意識の高揚を図るため、団体に生ごみ処理機を無償貸与するモデル事業を平成 23 年度（2011 年度）から開始し、3 団体 60 世帯に生ごみ処理機を配布しました。なお、生ごみ処理機の助成件数及び台数は表 6-2 のとおりです。

表 6-2 生ごみ処理機の助成件数及び台数

	平成 2 年度～ 平成 31 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	累 計
助成件数	19,940	558	582	585	449	22,527
助成台数	22,030	591	603	612	461	24,720

※平成 2 年度以前のモニター・既普及台数及び平成 23 年度のモニターの数値(930 台)は累計に含めない。

●市施設及び事業所の大型生ごみ処理機の設定

＜ごみ減量対策課＞

事業所として自らの責任において生ごみを適正に処理するため、市役所本庁舎及び市立小学校に生ごみ処理機を設置するとともに、集合住宅における生ごみ処理を促すために市営住宅に生ごみ処理機を設置しています。設置状況は表 6-3 のとおりです。

また、事業所における大型生ごみ処理機の設定モデル事業として、平成 24 年（2012 年）3 月から平成 28 年（2016 年）3 月末まで医療法人湘和会湘南記念病院に、平成 25 年（2013 年）3 月から平成 30 年（2018 年）3 月末まで紀ノ国屋鎌倉店に設置しました。また、平成 26 年度（2014 年度）からイトーヨーカ堂大船店が、平成 27 年度（2015 年度）から特別養護老人ホームかまくら愛の郷が、令和 3 年度（2021 年度）から岩瀬保育園が、令和 4 年度（2022 年度）から有限会社小川商店が、補助金を利用して各 1 台設置しています。

表 6-3 市施設における生ごみ処理機設置状況

	名 称
市役所	市役所本庁舎
市立小学校	第二小学校、深沢小学校、大船小学校、山崎小学校、西鎌倉小学校、七里ガ浜小学校、富士塚小学校
市営住宅	岡本市営住宅
合 計	9 施設

●啓発活動の実施

＜ごみ減量対策課＞

ごみの減量・資源化のため、自治会・町内会や各種団体等を対象とした説明会、ごみダイエット展（ごみの発生抑制、減量化及び資源化の啓発パネル等の展示）、ごみの減量に関するキャンペーン（生ごみ処理機の展示など）、施設見学会、保育園・幼稚園児及び小学生・中学生を対象にした環境教育、鎌倉ごみ減量通信の発行などにより啓発活動を実施しています。活動の実施状況は表 6-4 のとおりです。

表 6-4 啓発活動の実施状況

啓発事業の名称	令和 6 年度		
	活動回数等 (A)	参加人数等 (B)	平均参加人数 (B/A)
自治町内会、各種団体等を対象とした説明会	35 回	1,071 人	30 人
ごみダイエット展	2 回	—	—
ごみの減量に関するキャンペーン等（イベント、販売店）	2 回	—	—
施設見学会	0 回	—	—
小学生、中学生を対象にした環境教育	5 回	58 人	11 人
保育園、幼稚園児を対象にした環境教育 （認定子ども園を含む）	2 回	32 人	16 人
ごみ減量通信の発行	1 回	79,000 部	—

●廃棄物減量化等推進員の委嘱

＜ごみ減量対策課＞

ごみの減量・資源化、廃棄物の適正な排出とクリーンステーションの環境保持等のため、推進員を委嘱し、市が実施する施策への協力をお願いしています。平成 5 年度（1993 年度）に 25 人に委嘱し、その後順次増員し、令和 6 年度（2024 年度）には 187 人に委嘱しています。推進員の皆さんは、市と地域とのパイプ役として様々な活動を行っています。

●3R推進事業奨励金交付制度

＜ごみ減量対策課＞

循環型社会の形成を推進するため、ごみの発生抑制、減量・資源化事業にご協力いただいた自治会・町内会に対し奨励金を交付しています。奨励金の対象事業は、ごみの発生抑制、減量・資源化に係る勉強会やイベント、定期的なクリーンステーションにおける分別の啓発、生ごみ処理機の普及の促進などです。令和6年度（2024年度）にご協力いただいた自治会・町内会（奨励金交付団体）は102団体でした。

●リユース食器利用費補助金交付制度

＜ごみ減量対策課＞

限りある資源を有効利用するために、イベントでのごみの発生及び減量を図るとともに、イベントの参加者等に対してリユース意識の普及啓発を図るため、平成23年度（2011年度）からリユース食器の借上げに必要な費用の一部を補助しています。令和6年度（2024年度）の実績は11件です。

●資源物分別収集の推進

＜ごみ減量対策課＞

限りある資源を有効利用するために、平成9年度（1997年度）から資源物の収集区分を設け、従来ごみとしていたものの中から資源物を分別収集し、資源化を図っています。資源物（家庭系）の推移は表6-5のとおりです。

表 6-5 資源物（家庭系）の推移

単位：トン

年度 項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
紙類等資源物	7,235	7,003	6,601	6,613
紙パック ミックスペーパー	1,771	1,691	1,480	1,364
ペットボトル	578	576	590	592
容器包装 プラスチック	2,840	2,772	2,675	2,656
植木剪定材	4,889	4,923	4,645	4,770
カン・ビン	1,978	1,885	1,784	1,712
使用済み食用油	51	46	45	42
製品プラスチック	355	339	346	330
合 計	19,697	19,235	18,166	18,055

※神奈川県に提出している数値にあわせて既に公表している数値も修正しています。

※紙類等資源物とは、紙パック、ミックスペーパーを除く紙類及び布類を示します。

●植木剪定材の資源化等

＜ごみ減量対策課＞

植木剪定材の資源化事業を、緑が多い鎌倉の特色を生かした減量・資源化事業と位置付け、推進しています。クリーンステーションに排出された植木剪定材は、鎌倉市関谷にある植木剪定材受入事業場に運搬され、事業者が直接搬入した物と合わせて、市が委託した事業者の施設で破碎した後、バイオマス燃料及び土壌改良材に資源化しています。

資源化した土壌改良材の一部は、市の施設で市民に無料配布しています。

なお、植木剪定材の搬入量と土壌改良材出荷量は表6-6のとおりです。

表 6-6 植木剪定材受入量等の推移

単位：トン

年度 項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受入量	11,830	12,326	10,128	10,384
土壌改良材出荷量	473	438	353	301

※神奈川県に提出している数値にあわせて既に公表している数値も修正しています。

●飲食用カン・ビン、ミックスペーパーの資源化

＜環境センター（笹田リサイクルセンター担当）＞

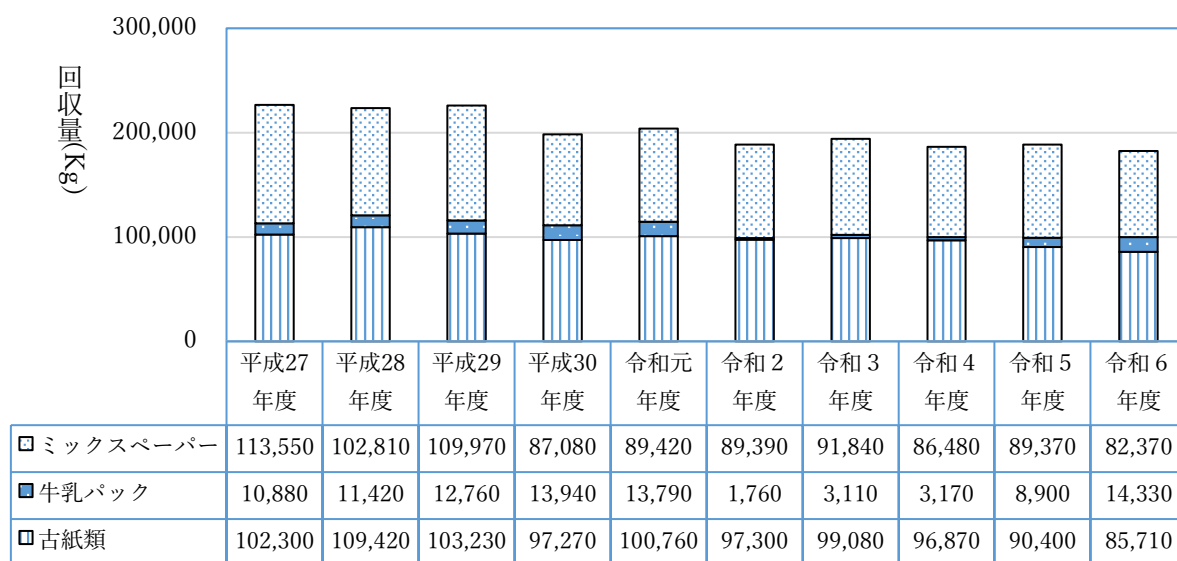
資源循環型社会を形成するため、平成9年度（1997年度）から、カン・ビン、ミックスペーパーの資源化に向けた中間処理業務（選別・圧縮・梱包・保管）を行い、資源化しています。

●オフィス紙ごみの分別収集

＜環境政策課＞

平成3年度（1991年度）から本庁舎で排出される新聞、雑誌、事務用紙等について分別回収を行い、さらに平成7年度（1995年度）からは、シュレッダーごみ、あるいは金属付着の紙、カーボン紙なども回収し、より一層の減量化・資源化を図っています。

また、平成8年（1996年）7月からは、市の全ての施設で定期的に回収を実施し、燃やすごみとの分別をさらに徹底しています。本庁舎及び本庁舎以外の施設における紙類回収量の実績はグラフ6-1のとおりです。



グラフ6-1 鎌倉市役所における紙類回収量の推移

●不用品登録制度

＜ごみ減量対策課＞

「省資源化を図ろう、生活の無駄を見直そう」という趣旨で昭和54年（1979年）2月から始めた制度です。ご家庭にある不用品を有効に活用するために、平成20年度（2008年度）からは市民活動団体と鎌倉市が、協働事業で行っています。

「譲ります」「譲ってください」を登録すると、その品物の情報をインターネットのページと市役所本庁舎の掲示板などに掲示します。利用状況は表6-7のとおりです。

表6-7 不用品登録制度利用状況

単位：件

年度	登録件数			成立件数		
	譲ります	譲ってください	計	譲ります	譲ってください	計
令和3年度	1,133	54	1,187	909	16	925
令和4年度	1,793	91	1,884	1,285	10	1,295
令和5年度	2,064	76	2,140	1,362	8	1,370
令和6年度	1,676	88	1,764	1,032	11	1,043

●「図書リサイクル」の実施

＜中央図書館＞

図書館では、不要となった本を希望する市民に無料配布し廃棄処理する本の有効活用を図っています。

表 6-8 図書館不要本の無料配布冊数

単位：冊

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
図書館不要本	18,941	18,609	22,200	19,545
無料配布した本	7,322	6,657	7,142	7,935

●不用家具や古着などのリサイクル

＜市民・事業者＞

「特定非営利活動法人鎌倉リサイクル推進会議」では、笛田リサイクルセンターを会場に、不用になった品物を必要な人が再使用できるように各種のリサイクルマーケットを開催しています。令和6年度（2024年度）に開催したマーケット等の実績は表6-9のとおりでした。

表 6-9 リサイクルマーケット等の開催状況

イベント名	実施日	内容	来場者数
笛田リサイクルマーケット	11月17日	ドライブインフリマ、古本市他	約900人
笛田リサイクルマーケット	3月23日	古着、着物市他	約500人

（2）再生資源利用製品・材料の選択促進

●グリーン購入（再掲）

＜環境政策課＞

第1章 地球環境の保全、1 地球環境、（2）地球温暖化対策の推進の●グリーン購入・グリーン契約（環境配慮契約）（7ページ）を参照。

2 健全な水循環の推進（目標の項目⑬）

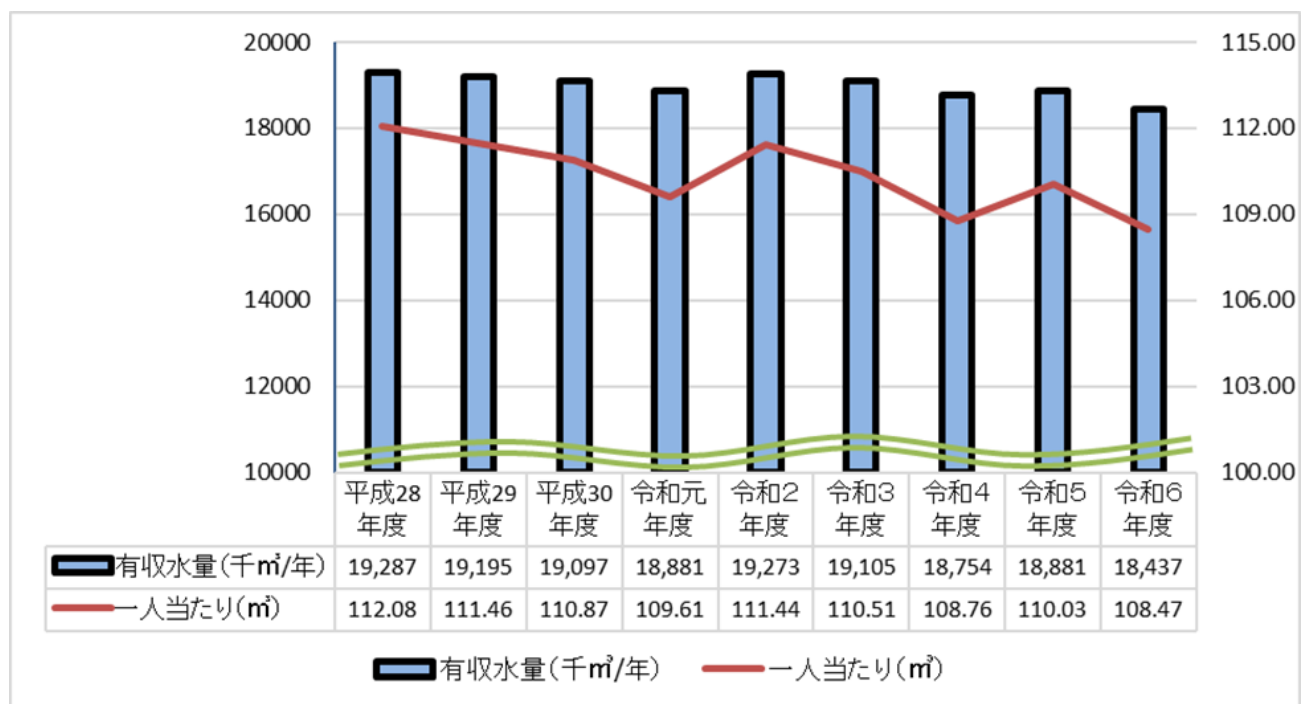
目標：健全な水循環の維持や回復に取り組みます。

◆目標達成するための指標

水の有効活用の推進

水資源を市域の中で循環利用するため、家庭、事業所、公共施設における節水、雨水の利用や地下浸透に努めるとともに、風呂の水を洗濯に利用するなど、一度使用した水の再利用も勧めています。

公共施設についても、雨水利用システムの導入に努めています。



グラフ 6-2 鎌倉市内の上水使用量の推移

神奈川県企業庁水道事業統計年報より

（1）上水の節水の促進

●節水と水の有効利用

＜下水道経営課＞

鎌倉市浄化槽雨水貯留施設の設置に係る補助金交付要綱（平成7年（1995年）9月）により、公共下水道に接続する排水設備工事の際、不用となる浄化槽に雨水管を接続して、雨水貯留施設として再利用する場合に補助金を交付しています。これまでの実績は表6-10のとおりです。

表 6-10 浄化槽雨水貯留施設補助金交付件数

単位：件

補助金限度額	平成7年～令和5年度	令和6年度	累計
40,000 円	133	0	133

●市施設における雨水の利用

＜環境政策課＞

鎌倉市では表6-11のとおり、各公共施設で雨水利用を進めています。こうした取組は上水の浄化・配水過程で使われるエネルギーや物質の投入を削減することにつながります。

表6-11 市施設の雨水利用状況

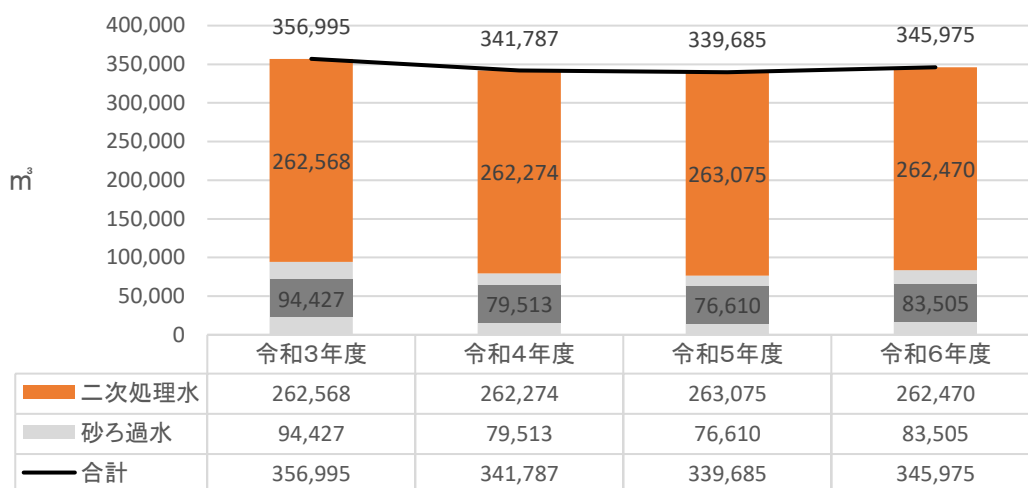
	原 水	供給能力 (m ³)	利用用途
笛田リサイクルセンター	雨水	556	トイレ・散水
中央公園管理事務所棟	雨水	51	トイレ
諏訪ヶ谷住宅集会所	雨水	22	トイレ
台在宅福祉サービスセンター	雨水・地下水	202	トイレ・消火水槽
腰越行政センター	雨水	1,161	トイレ
合 計		1,992	

●市施設における水の再利用

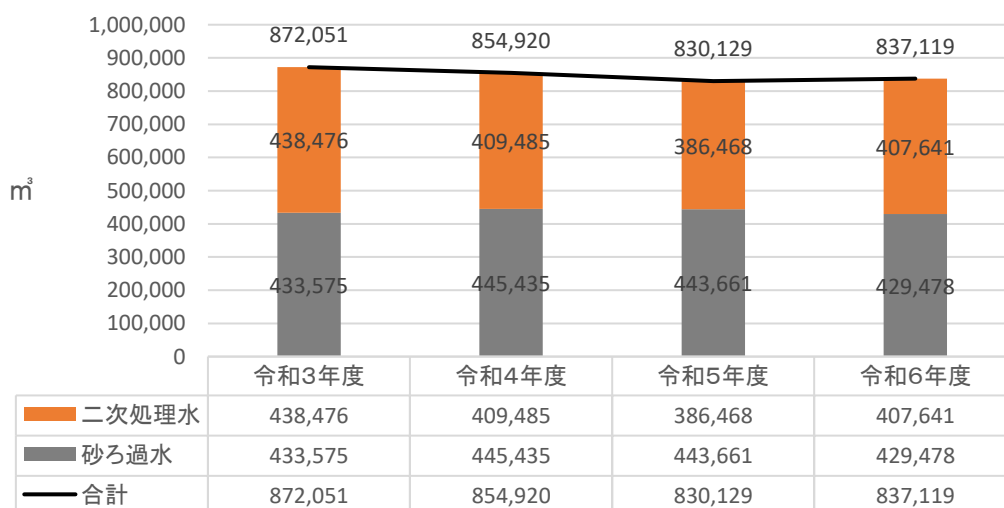
＜浄化センター＞

七里ガ浜浄化センター及び山崎浄化センターでは、下水道汚水の処理水を、グラフ6-3及びグラフ6-4のように使用しています。利用状況としては、二次処理水を消泡水として、また、砂ろ過水（処理水を砂ろ過設備に通した水）を汚泥脱水機洗浄水、雑用水等として利用しています。

さらに、山崎浄化センターでは、鎌倉武道館のトイレ洗浄水として砂ろ過水を利用しています。



グラフ 6-3 七里ガ浜浄化センター処理水の再利用



グラフ 6-4 山崎浄化センター処理水の再利用

（２） 雨水の地下浸透の推進

近年、開発による都市化が進み自然の恵みである雨水が地下に浸透しにくくなり、地下水のかん養能力が年々低下しています。地下水かん養能力の低下は、地下水の過剰利用とともに地下水位低下の原因となり、地盤沈下を引き起こします。こうした中で、水資源対策、洪水対策、防水対策として雨水の地下浸透の有効性が注目を集めるようになりました。

3 エネルギーの有効利用（目標の項目⑭）

目標：「地域の力で、新たな豊かさと安心を次代へ紡ぐ、スマートエネルギー都市・鎌倉」をめざします。

◆目標達成するための指標

市内の年間電力消費量	令和12年度(2030年度)に 平成22年度(2010年度)に比べ20%削減
市内の年間電力消費量に対する再生可能エネルギー等による発電量の割合	令和12年度(2030年度)に25%

「鎌倉市エネルギー基本計画」で掲げた令和12年(2030年)における鎌倉市の将来ビジョン「地域の力で、新たな豊かさと安心を次代へ紡ぐ、スマートエネルギー都市・鎌倉」を実現するため、再生可能エネルギー等の更なる普及拡大により分散型エネルギーシステムの構築を行い、災害に強い地域づくりを進めるとともに、環境負荷の低減を行い、地域における安全安心なエネルギーの確保の向上を図っています。

※平成26年(2014年)3月に「鎌倉市エネルギー基本計画」を策定し、本市にふさわしいエネルギー施策の方向性や目標を示しました。また、平成27年(2015年)3月にはそれらを実現するための具体的施策や取り組みなどを明記した「鎌倉市エネルギー実施計画」を策定しました。第3期鎌倉市環境基本計画の計画期間においては、これらの個別計画に基づき、さまざまなエネルギーに関する事業を進めていますので、より詳細な事業内容は、「エネルギー施策実施状況報告書」をご確認ください。

(1) 事業所における省エネルギーの推進

石油危機を契機として経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効利用の確保と工場・事業場、輸送、建築物、機械・器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるため、昭和54年(1979年)にエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」)が制定され、平成10年(1998年)5月には温室効果ガス排出量削減の観点から、エネルギー使用の徹底した合理化の推進を目的に改正されました。

また、京都議定書の発効を踏まえ、各分野におけるエネルギー使用の合理化を一層進めるため、エネルギー消費量の伸びの著しい運輸分野における対策を導入するとともに、工場・事業場及び、住宅・建築物分野における対策を強化する等の措置を講ずることとして、一部改正され、平成18年(2006年)4月1日に施行されました。

さらに、平成20年(2008年)5月の改正により大規模な建築物の省エネ措置が著しく不十分である場合の命令の導入や、一定の中小規模の建築物について省エネ措置の届出等が義務付けられ、いままで工場や事業所単位だったエネルギー管理が企業単位になりました。それに対応すべく、本市において庁内に省エネルギー検討会を設置し省エネルギーの取組に向けた庁内体制を整備しました。

平成22年度(2010年度)に省エネ法に基づき関東経済産業局から特定事業者として鎌倉市役所、教育委員会、第二種エネルギー管理指定工場として山崎浄化センターが指定され、使用状況届出書、定期報告書、中長期計画書を提出しました。

鎌倉市役所全体のエネルギー使用量の把握や、平成22年度(2010年度)から平成30年度(2018年度)の9年間で年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努め、令和6年度(2024年度)も引き続き省エネルギーの推進に努めました。

本市のエネルギー施策推進のための取組方針を示し、実現可能な施策から順次事業展開を図り、本市の実情に即したエネルギー施策を的確に推進していくための組織として、両副市長と関係部長 6 名で構成される鎌倉市エネルギー施策推進委員会を平成 24 年(2012 年) 9 月に設置しました。

●市施設における省エネルギーの取組

市役所では、平成 7 年(1995 年) から「環境にやさしい事業所」を目指し、空調の適温化、執務時間以外の消灯、省エネタイプの事務機器の導入などによる「エコオフィス化」を進めてきました。鎌倉市役所は、平成 16 年(2004 年) 2 月に「かまくらエコアクション 21」に参加登録し、温室効果ガスの排出量低減のために、事務室等における電気使用量削減を個別目標の一つに定め、取り組んでいます。表 6-12 のとおり、基準年(平成 15 年度(2003 年度))に比べ令和 6 年度(2024 年度)は、電気使用量が 15.0%削減、水道使用量は 14.6%、ガス使用量は、平成 17 年度(2005 年度)の途中からボイラーに使用する燃料を重油からガスに変更したため、平成 18 年度(2006 年度)を基準年とし、6.7%削減しています。

表 6-12 本庁舎における電気・ガス・水道使用量(1 m²当たり)

年 度 \ 項 目	電気(kWh/m ²)	ガス(m ³ /m ²)	水道(m ³ /m ²)
平成 15 年度	110.6 (100.0)	1.46	1.44(100.0)
平成 18 年度	109.4 (98.9)	*7.48 (100.0)	1.40 (97.2)
令和 3 年度	94.9 (85.8)	*7.10 (94.9)	1.20 (83.3)
令和 4 年度	92.5 (83.6)	*6.26 (83.7)	1.17 (81.3)
令和 5 年度	91.2 (82.5)	*5.95 (79.6)	1.15 (80.0)
令和 6 年度	94.0 (85.0)	*6.98 (93.3)	1.23 (85.4)

()内は平成 15 年度を 100 とした指数

*平成 17 年度途中から、ボイラーに使用する燃料を重油からガスに変更したため、平成 18 年度を基準年として、指数 100 とします。

●市施設における省エネルギー機器等の導入

① 公共施設の蛍光灯を LED 等に変更する事業

平成 24 年度(2012 年度)に工事着工箇所の選定を行い、平成 26 年度(2014 年度)から市施設照明の LED 化を進めています。令和元年度から 5 年度までには合計 2,328 台の LED 化に係る取替修繕を実施しました。

令和 6 年度(2024 年度)には、玉縄行政センター他 27 施設において、長時間点灯(年間を通じ 1 日当たりの点灯時間が概ね 8 時間以上)の蛍光灯照明器具計 3,329 台の LED 化に係る取替修繕を実施しました。

② 防犯灯の LED 化等省エネ型化事業

平成 24 年度(2012 年度)に、市内の防犯灯約 17,000 本を ESCO 事業等により LED 化することについて検討し、平成 27 年度(2015 年度)には、防犯灯を維持管理する自治・町内会等 157 団体から合計 16,001 灯の防犯灯の移管を受け、このうち 14,512 灯について、平成 27 年(2015 年) 9 月から平成 28 年(2016 年) 2 月末にかけて LED 型防犯灯への交換工事を実施しました。その後に新設された防犯灯も含め、令和 6 年度末時点で 16,375 灯の維持管理を行っています。

③ 公共施設へのデマンドメーター導入事業

契約電力が 500 kW 以上の 4 施設(本庁舎、鎌倉芸術館、山崎浄化センター、七里ガ浜浄化センター)については、デマンドメーターが設置されており、デマンド管理が行われています。

また平成 26 年度（2014 年度）には、太陽光屋根貸し事業により市内 3 小中学校（小坂小学校、植木小学校、手広中学校）にデマンドメーターを設置しました。

●省エネルギー等の利用促進

＜公的不動産活用課＞

鎌倉市では、新設・改修工事において、LED 照明器具の使用、廊下・トイレの照明を人感センサーにより点灯及び、節水器具（節水型便器、自動水洗等）の採用等、環境負荷の低減を考慮した設計に心がけ、省エネルギー製品を積極的に採用しています。

（２）家庭における省エネルギーの推進

●省エネルギーの普及啓発

＜市民・事業者＞＜環境政策課＞

鎌倉市では地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成 20 年（2008 年）3 月に「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、同計画を引き継ぎ、発展させた計画として「鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画」を平成 28 年（2016 年）3 月に策定しました。本計画の中では、鎌倉市域における二酸化炭素排出量の削減目標を掲げており、省エネルギーを含めた地球温暖化対策の取組の重要性の認識を高めるため、環境教育イベント、パネル展示、環境学習等を行ったりするほか、広報紙やホームページなどの情報提供による普及啓発を行いました。

（３）再生可能エネルギー等の導入

再生可能エネルギーは、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーで温室効果ガスを排出せず、国内で生産することができる資源が枯渇しないエネルギーです。日本は、2030 年度に温室効果ガス排出量を 46%削減（2013 年度比）する目標を掲げており、温室効果ガスを排出しない「再生可能エネルギー」の普及をより一層進めていくことが必要不可欠です。

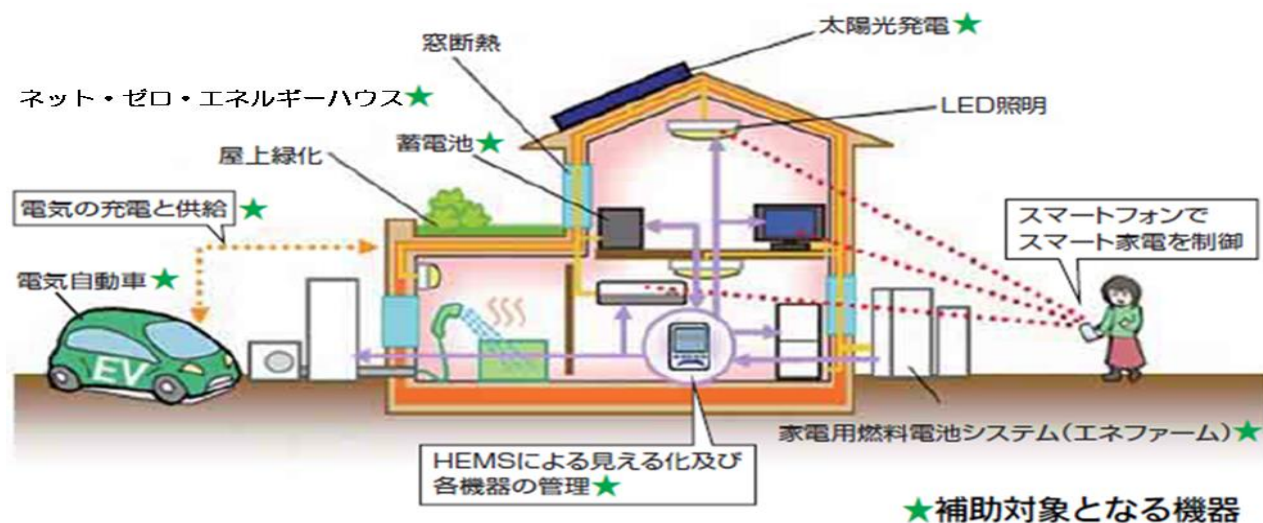
●再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費の補助

＜環境政策課＞

平成 21 年度（2009 年度）から、地球温暖化の防止に向け、また再生可能エネルギー・省エネ機器等の普及を図るため、住宅用太陽光発電システムなど再生可能エネルギー・省エネ機器等の設備を設置する市民を対象に設置費用の一部を補助する制度を設けています。平成 26 年度（2014 年度）に制度内容を改め、HEMS 機器の設置を必須とし、住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電池システム、電気自動車充給電設備を設置する世帯に対して補助を行いました。また、平成 27 年度（2015 年度）には、電気自動車の購入に対する補助を新たに加えました。平成 29 年度（2017 年度）からは HEMS 機器との併設が必要となっていた各対象設備の単独設置を可とし、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスに対する加算補助も実施しました。

表 6-13 住宅用太陽光発電システム等設置費補助件数

	平成21～ 27年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	合計
件数 (件)	582	37	84	90	107	99	99	194	117	119	1,555



●市施設における再生可能エネルギー等の導入

＜環境政策課＞

①市施設における廃棄物エネルギーの導入

市の施設では表 6-14 のとおり、廃棄物エネルギーを有効利用するための設備を導入しています。

なお、名越クリーンセンターは令和 6 年度末にて施設を閉鎖しました。

表 6-14 廃棄物エネルギー導入施設

施設名	設備	導入時期
名越クリーンセンター	施設内給湯	昭和58年 2 月

②市施設における再生可能エネルギー等（太陽光発電）の導入

平成 24 年度(2012 年度)に、再生可能エネルギーの導入促進、学校教育の活用、非常用電源確保などの有効利用を図ることを目的として、太陽光発電屋根貸し事業を実施することを決定しました。対象施設は、建築面積が、1,000 m²以上、昭和 56 年(1981 年)以降の建築、新耐震・耐震補強済みの建物等の条件により、適地として小中学校 4 校（小坂小学校、植木小学校、手広中学校、岩瀬中学校）を選定しました。

平成 25 年度(2013 年度)は、上記 4 校を対象施設として、屋根の使用を希望する事業者を 8 月から公募し、選考委員会によるヒアリングを経て 10 月に事業者を決定しました。発電出力は 4 施設合計で 217.98kW の発電量設備を導入済みです。年間発電量は約 24 万 4 千 kWh と推計されます（約 81 世帯分の電力）。

屋根貸しによる使用料収入が年間約 24 万円あるほか、屋根の防水工事が事業者の負担で実施されました（小坂小、植木小、手広中は全面塗布防水、岩瀬中は一部塗布防水）。また、非常時には発電された電気を市が無償で利用できるなどの利点があります。太陽光発電屋根貸し事業によって設置された設備を含む、市の施設での太陽光を有効利用するための設備の導入状況は表 6-15 のとおりです。

表6-15 再生可能エネルギー等（太陽光発電）導入施設

施設名	発電容量	令和6年度の発電量	設備	導入時期
鎌倉中央公園	18W	測定不可	外灯 1基	平成8年一月
市営諏訪ガ谷ハイツ	90W	測定不可	外灯 5基	平成8年一月
笛田リサイクルセンター	4kW	4,497kWh	系統照明	平成9年2月
たまなわ交流センター	9kW	8,388kWh	館内電力	平成10年5月
深沢中学校	10kW	測定不可	校内電力	平成22年3月
腰越なごやかセンター	92W	測定不可	街灯 2基	平成28年一月
防災備蓄倉庫	約60W	測定不可	倉庫内換気・照明	平成22年一月
第二中学校	3.34kW	測定不可	校内電力	平成23年2月
第一子ども会館・だいいち子どもの家	2.16kW	2,270kWh	館内照明ほか	平成24年12月
植木小学校	42.90kW	44,741kWh	屋上（屋根貸し事業）	平成26年9月
小坂小学校	42.12kW	51,804kWh	屋上（屋根貸し事業）	平成26年9月
岩瀬中学校	51.84kW	49,713kWh	屋上（屋根貸し事業）	平成26年8月
手広中学校	81.12kW	94,909kWh	屋上（屋根貸し事業）	平成26年10月
大船中学校	37.8kW	測定不可	屋上	平成28年7月
由比ガ浜子どもセンター	5.4kW	7,515kWh	施設内電力	平成29年8月
玉縄行政センター	10kW	10,650kWh	施設内電力	平成26年一月
笛田住宅A棟	44.8kW	不明	施設内電力（共用部）	令和6年8月

③ 市施設における再生可能エネルギー等（太陽熱）の導入

市の施設では表6-16のとおり、太陽熱を有効利用するための設備を導入しています。

表6-16 再生可能エネルギー等（太陽熱）導入施設

施設名	設備	導入時期
今泉さわやかセンター	太陽熱利用（給湯）	昭和62年3月
笛田リサイクルセンター	太陽熱利用（給湯・暖房）	平成9年2月
御成小学校	太陽熱利用（暖房）	平成10年3月

●再生可能エネルギー等導入推進基金（グリーンニューディール基金）事業 <環境政策課>

再生可能エネルギー等導入推進基金（グリーンニューディール基金）事業は、国の交付金を活用して市の施設に再生可能エネルギーや未利用エネルギー、蓄電池等を導入し、防災拠点の機能向上を図り、災害に強いまちづくりを進める事業です。この基金を活用して市の施設に太陽光発電設備や蓄電池の設置を実施しました。

表6-17 グリーンニューディール事業

施設名	設備	容量・規格	導入時期	令和6年度発電量
玉縄行政センター	太陽光発電設備 蓄電池	10kW 10kW	平成26年度	10,650kWh

●電気自動車（EV）の普及促進

<環境政策課>

電気自動車はガソリン車に比べて環境負荷の少ない移動手段として、脱炭素社会の構築に向けて普及が期待されています。市では公用車における次世代自動車導入推進として、電気自動車16台、ハイブリッド自動車7台を導入し、運用しています。また、EVのバッテリーから電源供給ができる1,500W電源供給装置も6台の電気自動車に搭載しており、この装置を使用すれば、災害等の際に非常用電源として活用できます。

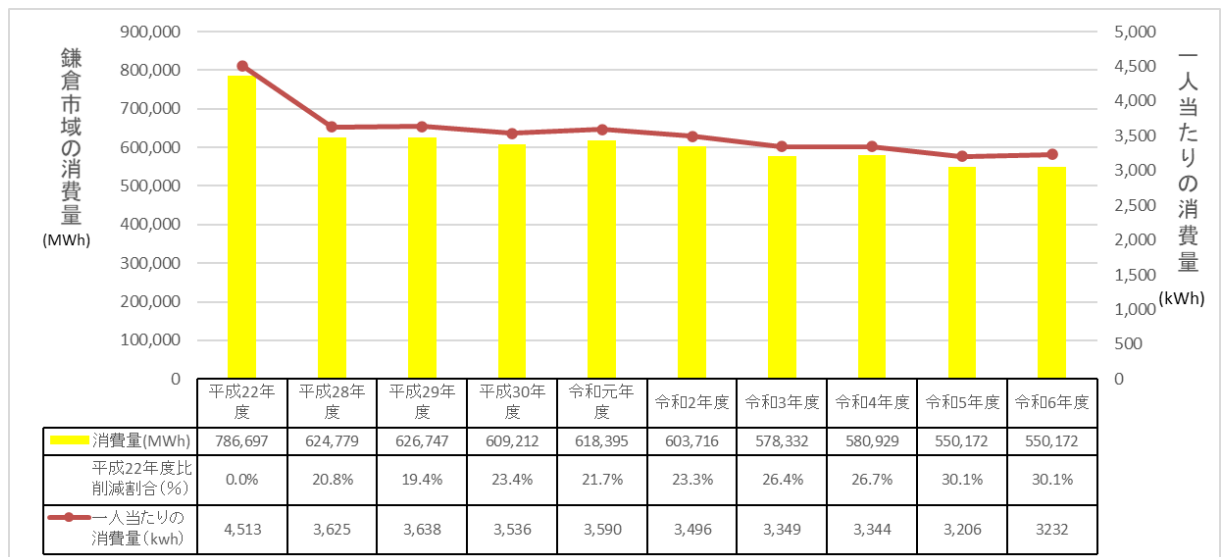


写真6-1 電気自動車からの電気供給

●市内の年間電力消費量の実績

＜環境政策課＞

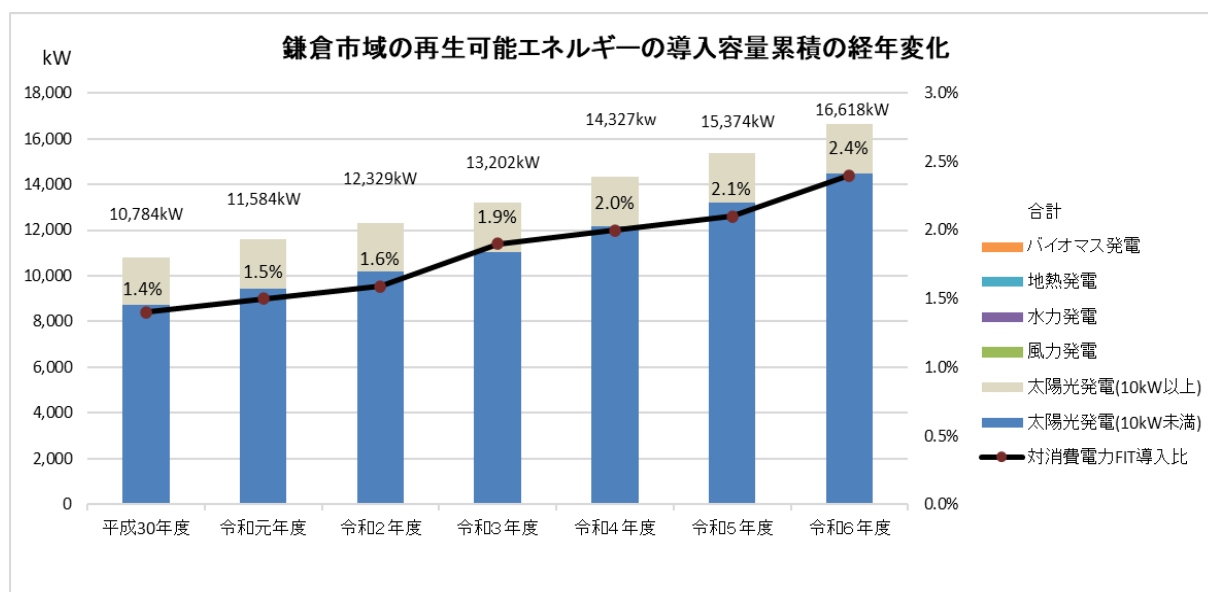
市内の年間電力消費量は以下のグラフのとおりとなっています。



グラフ6-5 鎌倉市内の年間電力消費量の実績

平成27年度までは東京電力（株）藤沢支社資料より推計。
 平成28年度以降は環境省「自治体排出量カルテ」の「区域の電気使用量」を基に平成26年度及び平成27年度の実績から調整して本市が推計。

鎌倉市では、再生可能エネルギー普及率を高めるため 72、73 ページに記載のある住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器設置費補助金の交付を平成 21 年度(2009 年度)から行ってきました。現在の導入状況は次のグラフのとおりとなっています。



再生可能エネルギーの導入状況	鎌倉市域の再生可能エネルギーの設備容量の導入状況							鎌倉市域の再生可能エネルギーによる発電電力量						
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
太陽光発電(10kW未満)	8,742kW	9,453kW	10,165kW	11,038kW	12,164kW	13,210kW	14,457kW	10,491 MWh	11,344 MWh	12,199 MWh	13,247 MWh	14,598 MWh	15,854 MWh	17,350 MWh
太陽光発電(10kW以上)	2,042kW	2,131kW	2,164kW	2,164kW	2,164kW	2,164kW	2,161kW	2,701 MWh	2,819 MWh	2,862 MWh	2,862 MWh	2,862 MWh	2,862 MWh	2,858 MWh
風力発電	0kW	0kW	0kW	0kW	0kW	0kW	0kW	0MWh	0MWh	0MWh	0 MWh	0 MWh	0 MWh	0 MWh
水力発電	0kW	0kW	0kW	0kW	0kW	0kW	0kW	0MWh	0MWh	0MWh	0 MWh	0 MWh	0 MWh	0 MWh
地熱発電	0kW	0kW	0kW	0kW	0kW	0kW	0kW	0MWh	0MWh	0MWh	0 MWh	0 MWh	0 MWh	0 MWh
バイオマス発電	0kW	0kW	0kW	0kW	0kW	0kW	0kW	0MWh	0MWh	0MWh	0 MWh	0 MWh	0 MWh	0 MWh
再生可能エネルギー合計	10,784kW	11,584kW	12,329kW	13,202kW	14,327kW	15,374kW	16,618kW	13,192MWh	14,163MWh	15,061MWh	16,109MWh	17,460MWh	18,715MWh	20,208MWh
鎌倉市域の電気使用量								929,764MWh	950,094MWh	931,392MWh	892,230MWh	896,237MWh	848,786MWh	848,786MWh
対消費電力FIT導入比								1.4%	1.5%	1.6%	1.9%	2.0%	2.1%	2.4%

グラフ6-6 鎌倉市域の再生可能エネルギーの導入容量累積の経年変化

※環境省「自治体排出量カルテ 環境省 地方公共団体実行計画策定・実行支援サイト」
 <https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/karte.html> (2026 年 4 月)

※本グラフの再生可能エネルギー導入容量は、F I T制度で認定された設備のうち買取を開始した設備の導入容量を反映しています。そのため、それ以外の再生可能エネルギー設備は、本グラフの値に含まれません。対消費電力F I T導入比は、鎌倉市域のF I T制度による再生可能エネルギーの発電電力量を、鎌倉市域の電力使用量で除した値です。鎌倉市域の再生可能エネルギーによる発電電力量は、鎌倉市域の再生可能エネルギーの導入容量と調達価格等算定委員会「調達価格等に関する意見」の設備利用率から推計しています。設備利用率は実際には地域差等があることから、推計値は実際の発電電力量とは一致しません。鎌倉市域の電気使用量は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」の標準的手法を参考に、総合エネルギー統計及び都道府県別エネルギー消費統計の部門別の電気使用量を各部門の活動量で按分して推計しました。ただし、統計資料の公表年度の違いから令和6年度(2024年度)の電気使用量は、令和5年度(2023年度)の値を用いたうえで、対消費電力F I T導入比を算出しています。

第7章 災害と環境への取り組み

1 災害により想定される環境負荷への取り組み（目標の項目⑮）

目標：大規模災害による環境負荷を低減できるまちにします。

◆目標達成するための指標

鎌倉市地域防災計画を活用できる体制づくり
鎌倉市災害廃棄物等処理計画を活用できる体制づくり

大規模災害時には被災地域のし尿や生活排水処理の問題が生じることから、下水道、排水処理施設等について速やかに緊急措置を講ずる必要があるため、平時の備えの構築を図っています。

●災害廃棄物等処理体制の構築

＜ごみ減量対策課＞

大規模な地震や台風などの災害が発生すると、一時的にたくさんのごみが発生し、また道路の通行不能などにより平常時と同じ収集体制や処理方法では対応しきれないことが予想されます。そこで、市では、災害時における市民の皆さんの生活環境をできるだけ早く回復させるとともに、災害廃棄物を適正に処理するために、平成 19 年（2007 年）3 月に災害廃棄物等処理計画を策定しました。その後、東日本大震災をはじめとする災害廃棄物の処理に関する多くの教訓を踏まえ、名称を鎌倉市災害廃棄物処理計画と改め、平成 30 年（2018 年）3 月に改訂しましたが、前回の改訂から一定程度の年数を経過したことから、国及び神奈川県計画等との整合を図り、令和 7 年度中に再度、改訂する予定です。

●災害時の生活排水処理体制の構築

＜下水道河川課＞

下水道施設は地震により被災した場合には、復旧に長期間を要し市民生活や社会活動に大きな影響を与えます。こうしたことから、緊急輸送路に指定されている箇所を対象に、液状化現象によるマンホールの浮上防止対策を行っています。

●温暖化による集中豪雨対策

＜下水道河川課＞

浸水被害解消を図るため雨水管渠等の整備 1 箇所を実施しました。台風や大雨による浸水被害や雨水排水施設の損壊等を未然に防ぐため、準用河川等のしゅんせつ 4 箇所、雨水調整池のしゅんせつ 4 箇所、雨水排水施設の修繕等 4 箇所を実施しました。

第8章 鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）

1 温暖化緩和策

目標：二酸化炭素の排出量削減を推進し良好な生活環境を将来へ継承する。

◆目標達成するための指標

緩和策の目標を達成するため、令和3年（2021年）に国の地球温暖化対策計画において定められた、令和12年度（2030年度）の温室効果ガス削減目標を踏まえて、鎌倉市域で排出される温室効果ガスの大部分を占める、二酸化炭素に特化した指標を掲げます。

鎌倉市域における令和12年度（2030年度）の二酸化炭素排出量を、平成25年度（2013年度）に比べ46%削減する。
--

基本方針1 行動を変える省エネルギーの推進（ソフト面）

基本施策

① 市民、事業者、滞在者の省エネ行動の促進

市民、事業者及び滞在者が、省エネにつながる行動に取り組みやすい環境を目指します。

② 市の率先行動の推進

市職員の省エネ行動を促します。

令和6年度の主な事業は以下のとおりです。

主な事業	事業実績
省エネ行動等の普及啓発	・省エネナビ・エコワット貸し出し実績 省エネナビ 1件、エコワット 1件 ・省エネ関連パネル展 地下道ギャラリー（令和6年（2024年）6月4日から6月10日） 本庁舎ロビー（令和6年（2024年）6月11日から6月17日） 中央図書館（令和7年（2025年）3月8日から3月22日）
鎌倉市役所エコアクション21の徹底	かまくら環境白書掲載の環境マネジメント報告書にて取り組みに関する詳細を公表

基本方針２ 高効率機器や高断熱建物による省エネルギーの推進（ハード面）

基本施策

① 高効率機器及び高断熱建物の利用促進

エネルギー効率の高い機器へ更新及び建物への建築時及び改築時の高断熱化を促進します。
また、利用するための環境整備を推進します。

② 市施設における高効率機器の率先導入

市施設で使用する機器について、高効率機器への更新を積極的行います。

令和６年度の主な事業は以下のとおりです。

主な事業	事業実績
防犯灯のＬＥＤ化	市内の防犯灯について、ESCO 事業を活用した LED 化を平成 27 年度(2015 年度)に実施しました。 本事業では、防犯灯を維持管理する自治・町内会等 176 団体のうち、157 団体から合計 16,001 灯の防犯灯の移管を受けました。この 16,001 灯のうち、9%にあたる 1,489 灯については、既に自治・町内会等で LED 化されたものであり、残る 14,512 灯について LED 型防犯灯への交換工事を平成 27 年（2015 年）９月から平成 28 年（2016 年）２月末にかけて実施しました。 令和 6 年度（2024 年度）は上記の防犯灯に加え、自治・町内会等が新設し、市に移管を受けた防犯灯も新たに事業対象として維持管理を行いました（16,375 灯）。
市施設照明のＬＥＤ化	令和 6 年度（2024 年度）は玉縄行政センター他 27 施設の照明機器を LED 照明器具に交換しました。
電気自動車等の導入促進	平成 27 年度(2015 年度)から市民等の電気自動車の購入に対しても補助を実施しており、令和 6 年度(2024 年度)の補助件数は 16 件。

基本方針3 再生可能エネルギー等の導入促進

基本施策

- ① 再生可能エネルギー等の導入促進
市民や事業者による再生可能エネルギー等の導入を推進します。
- ② 公共施設における再生可能エネルギー等の率先導入
市施設において、再生可能エネルギー等の導入を推進します。

令和6年度の主な事業は以下のとおりです。

主な事業	事業実績
住宅用再生可能エネルギー等・省エネ機器設置費補助事業	市民等が住宅用の省エネ機器等を設置する際に設置費の一部を補助しており、令和6年度（2024年度）の補助実績は次のとおりです。 HEMS：16件、太陽光発電：47件、エネファーム：33件、蓄電池：50、電気自動車充電設備4件、ネット・ゼロ・エネルギーハウス(ZEH)加算2件の計152件
公共施設への再生可能エネルギー等率先導入	市の施設では15施設で太陽光発電設備を導入し、運用しています。 防災行政用無線子局151箇所について、蓄電池を配備し、引き続き運用しています。
未利用エネルギー活用に関する研究	バイオマス等のエネルギー活用に関する情報収集や関係機関との調整を行いました。

基本方針4 脱炭素まちづくりの推進

基本施策

- ① 脱炭素まちづくりに向けたハード整備
行政、民間の活動に関わらず、様々な手法を組み合わせ低炭素な都市基盤の整備を進めます。
- ② 脱炭素都市実現に向けた環境づくり
脱炭素都市を実現するため、市民や事業者との協働により環境やエネルギーの問題に関わる
ことができる環境を整備します。

令和6年度の事業は以下のとおりです。

主な事業	事業実績
鎌倉市都市計画マスタープラン 推進事業	平成27年（2015年）9月に策定した「鎌倉市都市マスタープラン」に基づき、各課で行う事業に対し助言・指導等を行いました。 令和4年（2022年）3月に策定した「鎌倉市立地適正化計画」に基づき、窓口やホームページ等で周知を図るとともに、目的や趣旨を踏まえた説明・対応を行いました。
鎌倉フリー環境手形、パークアンドライドの実施	鎌倉フリー環境手形及びパークアンドライドについて、関係機関との協議調整を行いました。（利用状況については15ページ参照）。
（仮称）鎌倉ロードプライシングの検討（鎌倉市交通計画検討委員会）	令和6年度（2024年度）実績なし。
歩く観光の推奨	歩く観光について、観光マップ、ホームページでの情報提供などを実施しました。

基本方針5 「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現

基本施策

- ① 廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用の促進

基本方針5に関しては、「環境基本計画第4章⑫廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用」の内容を踏襲しています。取り組み実績については、63～68ページの「第6章1（項目⑫）廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用」をご覧ください。

2 温暖化適応策

目標：気候変動適応を推進し、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指す

◆目標達成するための指標

地球温暖化適応策としての機能を持ち、この目標の達成に貢献すると考えられる事業の実施回数や内容の変化をモニタリングし、その結果を指標として用います。

基本方針6 地球温暖化への適応

基本施策

① 地球温暖化に適した暮らしの促進

気候変動のリスクを低減するためには、温暖化の緩和対策と合わせて適応するための取組が必要と考えられています。市では、適応策としての機能を持つ取組等について情報発信するとともに市民や事業者の適応行動を促します。

令和6年度の主な事業は以下のとおりです。

主な事業	事業実績												
温暖化による影響とその対策に関する情報提供と啓発	・HPやSNS（X（旧ツイッター））において、温暖化に関する情報や気象情報などの情報提供を実施。市民等に対し、節電やエコ活など温暖化に適応したライフスタイルを推進。 ・市役所や図書館で行う環境に係る展示等の情報提供。 ・児童向け環境教育事業において、らんま先生の「eco 実験パフォーマンスショー」を実施。環境問題等について専門用語を使わず、楽しみ体感しながら環境を守ることの大切さを市内の小中学生及びその保護者に啓発。												
緑地保全事業、緑化推進事業、公園整備事業の推進等によるヒートアイランド対策	特別緑地保全地区の指定 12 地区 約 52.4ha 契約及び指定の継続 <table><tr><td>緑地保全契約</td><td>106 件</td><td>47.4ha</td></tr><tr><td>保存樹木</td><td>66 件</td><td>322 本</td></tr><tr><td>保存樹林</td><td>176 件</td><td>229.4ha</td></tr><tr><td>保存生け垣</td><td>105 件</td><td>8,547 m³</td></tr></table> 緑化指導の実施 55 件 まち並みのみどりの奨励事業の実施 9 件 総延長 81.8m 交付額 500,800 円	緑地保全契約	106 件	47.4ha	保存樹木	66 件	322 本	保存樹林	176 件	229.4ha	保存生け垣	105 件	8,547 m ³
緑地保全契約	106 件	47.4ha											
保存樹木	66 件	322 本											
保存樹林	176 件	229.4ha											
保存生け垣	105 件	8,547 m ³											

第9章 鎌倉市環境教育行動計画

1 環境教育（目標項目⑯）

目標：意欲的に環境保全に取り組む人を育てます。

◆基本方針

- 持続可能な社会の形成に向けた環境教育を推進します。
- 自ら行動しようとする「こころ」を育てます。

持続可能な社会を構築していくためには、すべての人が様々な場所で環境保全に向けた実効性のある取組を実践することが必要であり、このためすべての人を対象とした環境教育の充実が不可欠であることから、平成 15 年(2003 年)に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）」が制定され、平成 23 年度(2011 年度)には協働取組の推進等を盛り込み、題名を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」として改正されました。

自然的環境と歴史的環境に恵まれた本市では、環境に対する市民の意識が高く、幅広い分野で市民による自発的な環境保全活動が行われています。

本市では、平成 19 年(2007 年)に「鎌倉市環境教育推進計画」を策定し、また平成 27 年度(2015 年度)には持続可能な開発のための教育（ESD）の趣旨を反映するなどし、「鎌倉市環境教育行動計画」として改めて策定しました。本市ではすべての人が身近な環境から国や世界、将来世代の環境を意識して行動できることを目指した環境教育を推進しています。

目標を達成するための取り組み

第1節 ライフステージに応じた環境教育の実施

環境教育は継続的に行うことや、年齢・ライフステージに応じて取り組んでいく必要があるため、環境問題に関心を持つための情報提供や学習会等の実施を推進し、環境保全に対する知識の増進及び知識の芽の育成に取り組みます。

令和 6 年度の主な事業は以下のとおりです。

主な事業	事業内容	実績
夏休み子ども向け自然観察会（少年期） 【環境政策課】	環境保全の普及啓発のため、夏休み子ども向け環境学習会を開催します。	実施回数：1 回 参加人数：8 名（小学生 5 名、保護者 3 名）
出前講座（少年期） 【環境保全課】 【ごみ減量対策課】	＜環境保全課＞ 小中学校の児童生徒を対象に、大気汚染やエネルギーの有効活用等、環境についての講義を実施します。 ＜ごみ減量対策課＞ 市内保育園、幼稚園や小中学校の児童生徒を対象に、ごみの減量・資源化の啓発等についての講座を実施します。	＜環境保全課＞ ○水生生物等環境調査 令和 6 年度（2024 年度）は実績なし。 ＜ごみ減量対策課＞ 図書館との協働によるおはなし会の開催や取材形式等により、計 9 件の環境教育を実施しました。
下水道に関する啓発活動の実施（少年期以上） 【下水道経営課】	下水道事業への理解や普及の促進維持活動の充実を図るため、PR 事業を実施します。	＜下水道経営課＞ ・ 9 月 10 日「下水道の日」に合わせ鎌倉市下水道週間を定め、市が独自に作

【浄化センター】		成した下水道啓発ポスターを、鎌倉市立の小中学校及び支所等に掲示しました。 ＜浄化センター＞ ・市内在住・在学の小学生とその保護者を対象に、「夏休み親子下水道教室」と題して、下水処理場の見学や簡単な水質実験等を行い、下水道事業の周知及び理解促進を図った。（参加者：16組 35名）
農業体験事業の実施 （少年期から高年期） 【みどり公園課】 （指定管理者） 【環境政策課】	アドバイザーの派遣や都市公園での農業体験を実施します。	鎌倉中央公園において、（公財）鎌倉市公園協会と「山崎・谷戸の会」が協働して自然や農業に対する理解や関心を深めるため、市民を対象に農業体験を実施しました。 田んぼ体験（4月6日～3月23日）は延べ460人、畑体験（4月8日～3月17日）は延べ233人の参加者がありました。
食育に関する啓発活動の充実（少年期から高年期） 【市民健康課】	食品廃棄物の発生抑制や再生利用等の環境にやさしい「食」生活を推進します。	食に関する講座や啓発時において、食品ロス削減やローリングストックを進めるための声かけを行った。
緑の学校（青年期） 【みどり公園課】	緑の効用や仕組みへの理解を深めるため、講義や自然観察会を実施します。	令和6年度（2024年度）は10回開催され、受講者数は延べ80人の参加者がありました。

●環境に関する作品コンクール

＜みどり公園課・下水道経営課＞

夏休みの自由研究として、平成7年度（1995年度）から毎年、市内の小学校4～6年生と中学生を対象に環境保全に関するポスターの「作品コンクール」を実施しています。

令和6年度（2024年度）は、応募者数118名、うち優秀賞が33名でした。

9月10日の「下水道の日」にちなみ、公益社団法人日本下水道協会及び（株）日本水道新聞社主催で、小中学生及び一般の方からポスターや書道作品を募集する「下水道いろいろコンクール」を実施しています。

鎌倉市立の小中学校及び支所等にポスターの掲示等を行い、コンクールについて周知しました。

市民や青少年を対象に、環境保全に関心を持ってもらうため、表9-1のとおり講座を開催しました。

表9-1 環境保全関連講座開催状況

講座名	開催期日・主催	参加者数
オギ原で遊ぼう！ 環境保全	令和6年4月4日 放課後かまくらっ子やまさき	9名
エシカル絵本のおはなし	令和6年4月15日 放課後かまくらっ子だいいち	29名
エシカル絵本のおはなし	令和6年4月25日 放課後かまくらっ子しちりがはま	34名
谷戸のお手伝い ～竹落葉と水路の手入れ～	令和6年4月26日 放課後かまくらっ子やまさき	18名
オギ原を守ろう！	令和6年6月10日 放課後かまくらっ子やまさき	20名
廃材を使って手作りオモチャ を作ろう	令和6年6月12日 放課後かまくらっ子おおふな	56名
葉書き作り ～牛乳パックをちぎって和紙の 材料作り～	令和6年6月12日 放課後かまくらっ子おさか	96名
オリジナル紙袋を作ろう ～君もリサイクルの達人だ！ ～	令和6年6月24日 放課後かまくらっ子やまさき	32名
水を知ろう！ ～水の大切さの学びと実験～	令和6年7月3日 放課後かまくらっ子ふかさわ	30名
オリジナル紙袋を作ろう ～君もリサイクルの達人だ！ ～	令和6年7月18日 放課後かまくらっ子せきや	36名
谷戸のお手伝い・橋をかけよう	令和6年7月22日 放課後かまくらっ子やまさき	23名
流木工作 ～海に流れつく流木工作～	令和6年8月6日 放課後かまくらっ子いなむらがさき・大船中学校ボランティア部	17名
谷戸のお手伝い・草取と木工作業	令和6年8月23日 放課後かまくらっ子やまさき	17名
エコバック作り	令和6年8月26日 放課後かまくらっ子おなり	32名
草刈りと木工作業	令和6年9月2日 放課後かまくらっ子やまさき	21名
エシカルな絵本の読み聞かせ	令和6年9月3日 放課後かまくらっ子うえき	16名
ロックフォトホルダー ～岩の写真立て～	令和6年9月10日 放課後かまくらっ子にかいどう	20名
谷戸のお手伝い・道を作る	令和6年10月11日 放課後かまくらっ子やまさき	21名
押し花でしおりを作ろう	令和6年10月15日 放課後かまくらっ子うえき	28名
押し花でハガキを作ろう	令和6年10月29日 放課後かまくらっ子ふじづか	29名
木の実のクラフト	令和6年10月30日 放課後かまくらっ子せきや	47名
私たちと水 ～水的重要性を学ぶ～	令和6年11月6日 放課後かまくらっ子いなむら	19名
親子ビーチクリーン・腰越海岸	令和6年11月13日 放課後かまくらっ子こしごえ	37名
かまぐらの海と魚 ～海で起きている環境問題～	令和6年11月13日 放課後かまくらっ子ふかさわ	37名

かまぐらの海と魚 ～海で起きている環境問題～	令和6年11月18日 放課後かまぐらっ子いまい ずみ	45名
かまぐらの海と魚 ～海で起きている環境問題～	令和6年11月26日 放課後かまぐらっ子たま なわ	52名
谷戸のお手伝い・わたの収穫	令和6年11月27日 放課後かまぐらっ子やまさ き	21名
廃材使って手作りおもちゃを 作ろう	令和6年12月24日 放課後かまぐらっ子おお ふな	24名
オギ原をまもろう！ ～保全作業の体験～	令和7年1月9日 放課後かまぐらっ子やまさ き	23名
私たちと水 ～水の重要性を学ぶ～	令和7年1月20日 放課後かまぐらっ子やまさ き	24名
君もリサイクルの達人だ！ ～「地球を大切に作る」つな げる	令和7年1月20日 放課後かまぐらっ子おさ か	44名
谷戸のお手伝い・竹林整備	令和7年1月24日 放課後かまぐらっ子やまさ き	21名
流木細工	令和7年2月12日 放課後かまぐらっ子おな り	26名
木の実でクラフト ～ネームプレートを作ろう～	令和7年2月19日 放課後かまぐらっ子おお ふな	19名
谷戸のお手伝い・耕し、穴掘 り	令和7年3月17日 放課後かまぐらっ子やまさ き	14名

※ビーチクリーン：放課後かまぐらっ子にしかま他3施設：11月30日悪天候のため中止

●学校における環境教育の取組

＜教育指導課・環境政策課＞

身近な自然環境や生活環境等に興味を持ち、環境保全に対する認識を深めたり、行動力等を身に付けたりするという、いわゆる「生きる力」の育成に視点を置きながら、地球環境の問題や、リサイクル、ごみ問題などをテーマにして、市内小・中学校において、総合的な学習の時間での環境教育・学習の充実を図っています。

表9-2 公立小・中学校における環境教育の取組（令和6年度）

学 校 名	内 容	学 年
第一小学校	海・野山で自然と触れ合う	1～3年
	稲、野菜、花の栽培・観察	全学年
	環境学習（ごみとリサイクル）	全学年
	環境学習（海）	4・5年
第二小学校	野菜、花の栽培・観察	全学年
	環境学習（ごみ問題・リサイクル・水の学習）	4年
	環境学習（ゴミの分別）	全学年
	地域の自然調査	3年
御成小学校	環境学習（ゴミの分別）	全学年
	環境学習（ビーチクリーン等）	4年
	野菜・花の栽培・観察	全学年
	自然との触れ合い	1・2年
	水の学習	4年
	稲の栽培	5年
	生物の飼育・観察	5年
稲村ヶ崎小学校	稲・野菜・花の栽培と観察	全学年
	自然との触れ合い	全学年
	環境学習（ごみ・リサイクル・海）	全学年
七里ガ浜小学校	生物の飼育、稲・植物の栽培と収穫	全学年
	広町の自然と触れ合う	1～6年
	環境学習（ごみ問題・リサイクル・水の学習）	4年
腰越小学校	稲・野菜・植物の栽培、観察	全学年
	生物の飼育・観察	全学年
	上下水道について	4年
	環境学習（海・ごみ・温暖化）	5年
深沢小学校	稲・野菜・草花の栽培と収穫	1～5年
	自然とのふれあい、観察	1～4年
	環境学習（ごみと水問題）	4年
	人と環境	6年

学 校 名	内 容	学 年
	谷戸の活動	5年
小坂小学校	稲の栽培・谷戸の活動	5年
	野菜の栽培・収穫	1・2・4年・特別支援級
	水の学習	4年
玉縄小学校	稲・野菜・花の栽培	全学年
	環境学習（出前授業・水問題・SDGs・ごみとリサイクル）	3・4年
	環境学習（稲・出前授業）	5年
	水・森林の学習と調べ学習	4年
	漁業（資源問題と調べ学習）	5年
山崎小学校	地域の自然観察	全学年
	稲・野菜の栽培	全学年
	生物の飼育（カイコの飼育）	3年
	環境学習（ごみ問題・水・リサイクル）	4・6年
西鎌倉小学校	稲・野菜・花の栽培	1～3・5年
	自然との触れ合い・観察（広町緑地）	全学年
	環境学習（リサイクル）	全学年
	環境学習（宮ヶ瀬ダムほか・浄化センター・クリーンセンター見学）	4年
今泉小学校	野菜・花の栽培	全学年
	自然との触れ合い・観察	1・2年
	環境学習（山崎浄化センター他見学、水・ごみの調査・学習）	4年
	漁港見学（腰越漁港で獲れる水産資源、ビーチ掃除）	5年
富士塚小学校	稲・野菜・花	1～5年
	植物栽培、畑づくり	1～3年
	中央公園の自然と触れ合う	1～3年
	環境学習（SDGs・水・ごみの調査・学習）	3・4年
	谷戸の活動	5年
関谷小学校	関谷川（水質調査）環境学習	6年
	野菜、花・稲の栽培	1～5年
	環境学習（SDGs・絶滅危惧種等）	4～6年
	環境学習（出前授業・浄化センター・クリーンセンター）	3・4年
	生物の飼育	3・5・6年
大船小学校	野菜・花の栽培	1～5年
	環境学習（水・ゴミについて、防災）	4年
	自然とのふれあい・観察	全学年
	生物の飼育	1・2・5年

学 校 名	内 容	学 年
植木小学校	稲・野菜・花の栽培	全学年
	地域の自然観察	1～3年
	環境学習（ごみ・水・リサイクル・エネルギー等）	4～6年
第一中学校	作物の栽培	特別支援級
	マイクロプラスチックの研究	理科部
	防災学習（逃げ地図・避難所体験・地域調査）	全学年
第二中学校	自然とふれあう体験活動	2年
	作物の栽培	特別支援級
御成中学校	南斜面の整備	科学部
	野菜の栽培	科学部
	海の清掃	ボランティア部
	給食時間の延長	生徒会
腰越中学校	海や川の清掃	1・2年
	植物の栽培	特別支援級
	自然体験（田植え）	3年
	地域学習（防災調査・広町緑地）	1年
深沢中学校	作物の栽培	特別支援級 科学部
	防災学習（防災マップ他）	1～3年
	環境学習（SDGs）	1～3年
手広中学校	防災学習（防災マップ・避難所体験）	全学年
	学校緑化	全学年
大船中学校	「郷土」をテーマとする調査活動	1年
	作物の栽培	特別支援級
玉縄中学校	自然とふれあう体験活動	2年
岩瀬中学校	作物の栽培	特別支援級 自然科学部

●公立小・中学校における環境教育の取組例

学校名	鎌倉市立西鎌倉小学校	代表者	校長 上 太一
住所	鎌倉市津 1069	T E L	0467-32-4100
F A X	0467-32-9686	担当者	川坂
取組状況 「広町探検隊 → 広町みんなに届け隊」実践記録 ～地域の自然にふれ、守り、伝える学び～ 西鎌倉小学校 2 年生は、2024 年度を通じて、鎌倉市の自然の宝「広町緑地公園」を舞台に、自然とふれあいながら学びを深め、持続可能な未来を考える実践を行いました。 1 学期、生活科の町探検で子どもたちが最も興味を示したのが「広町公園」でした。「小川の水を飲んだけど、水源はどこだろう?」「もっと探検したい!」といった声があがり、2 学期から広町緑地と連携した学習がスタートしました。 まずは「広町探検隊」として、森の中で基地づくりをしたり、落ち葉や自然素材を使ったリースやアートを楽しんだりしながら、自然と遊ぶことの楽しさや自然の不思議さを体感しました。活動は、木と麻ひもで作ったブランコや、落ち葉プールづくりなど、子どもたちの創造力と主体性でどんどん広がっていきました。 やがて、子どもたちの関心は「広町をもっと知りたい」「もっと多くの人に伝えたい」という思いへと変化。活動名も「広町探検隊」から「広町みんなに届け隊」に改め、地域の人々に向けた発信活動へと展開していきました。 広町公園のボランティアの方々と連携したフィールドワークでは、「葉っぱから広町を知る」「水の流れを探る」「葉の下の生き物を調べる」など、身近な自然を深く見つめる学びを実施。インターネットや本だけでなく、「人に聞く」ことで学ぶ大切さを体験しました。 さらに、学んだことを校内掲示や模造紙にまとめ、地域に向けてポスターやチラシを制作。西鎌倉駅や大船駅、町内会掲示板、地域のスーパーなどにも掲示し、子どもたち自身が広町の魅力を広めました。「広町は鎌倉の宝。野生のフクロウがいるよ!」といったキャッチフレーズも子どもたちが考案したものです。 保全活動としては、落ち葉を運んで堆肥づくりを手伝ったり、林道のコケ取り作業にも挑戦しました。作業の意味や効果を学びながら、自然を守ることの大切さを「自分ごと」として捉えていく姿が印象的でした。 また、広町を守り続けてきた市民の方から直接話を聞く出前授業では、「なぜ自然を守ろうと思ったのか」「署名を集めたときの苦労は?」など、子どもたちの真剣な質問が飛び交い、自然と人との関わりをより深く学びました。 1 年間の活動の最後には、保護者や 1 年生に向けて発表を行い、自分たちの学びを振り返りながら伝える経験もしました。地域の方から「ポスターを見て広町に行きたくなった」という声も届き、子どもたちの活動が地域へ広がっていく喜びも味わいました。 このように、子どもたちは自然の中で遊び、学び、発信し、地域とつながりながら、持続可能な社会を自ら考え、行動する力を育んできました。広町公園での学びは、子どもたちにとって「地域の自然は自分たちの手で守りつないでいくもの」という気づきを与える貴重な体験となりました。			

学校名	鎌倉市立小坂小学校	代表者	校長 山里昌士
住所	鎌倉市小袋谷587	TEL	0467-44-1228
FAX	0467-44-2122	担当者	教頭 佐藤竜二
取組状況 1、2年生では、トマトの栽培など、栽培から収穫を学習しました。 4年生は、浄水場の見学など、水の学習を主に行いました。 特別支援学級では、4年生の水の学習に参加し、また、校内の畑でのイモの栽培・収穫を行いました。 5年生は、お米マイスターによる出前授業など、米についての学習を深めました。また、SDGsの学習として、環境問題について興味ある分野を調べ、調べて分かったことや自分の考えを発表しました。			

学校名	山崎小学校	代表者	校長 坂井泰雄
住所	鎌倉市山崎 2500	TEL	0467-44-1232
FAX	0467-44-2965	担当者	教頭 山内美智子
取組状況 山崎小学校では、全学年、地域の谷戸を活用して、自然観察や稲・野菜の栽培を行いました。谷戸には、田んぼや各学年の畑があり、バッタやヤゴなど生き物の観察ができます。 また、3年生では、生物の飼育（カイコの飼育）を行いました。理科や総合の時間を活用して、教育センターを通してカイコの卵をいただき、校内や谷戸の桑の葉で飼育しました。 4～6年生は、理科や社会、総合の時間に環境学習（ごみ問題・水・リサイクル）を行いました。			

学校名	鎌倉市立第一中学校	代表者	校長 池邊 晴子
住所	鎌倉市材木座 6-19-19	TEL	0467-25-1300
FAX	0467-25-4962	担当者	目黒 晋作

【活動内容】

『マイクロプラスチックの回収方法と再利用の工夫』（鎌倉市立第一中学校理科部）

1. 課題

鎌倉市立第一中学校の目の前には材木座海岸が広がります。海の近くの学校ならではの研究を考えた時、SDGs14「海の豊かさを守ろう」をテーマに理科部としてアプローチできないかと考えました。

材木座の海岸には多くのマイクロプラスチックがあります。そのプラスチックを回収して再利用できないかと考え、1年間の探究学習を行いました。一番の課題は、効率よくマイクロプラスチックを回収する方法です。

2. 仮説

マイクロプラスチックは水に浮くため、海辺の砂を回収し、バケツの中で水と攪拌することでプラスチックが浮かびあがり、回収しやすいのではないかと考えました。

3. 調査の方法と結果

材木座の複数の位置の砂を回収し水と攪拌することで、回収できるプラスチックの量を調べました。

- ① 波打ち際…ほとんど回収することはできませんでした。
- ② 満潮時の水の境目…多くのプラスチックが回収できました。
- ③ 河口…ほとんど回収することができませんでした。



4. 考察と課題

流れ着いたプラスチックは満潮時の水と砂浜の境目に堆積していくことが分かりました。

課題としては、回収の効率の悪さでした。水で攪拌する作業は、力も必要な割に取れる量が少ないのです。そこで、より効率的に回収する方法を搜したところ「スナフル」という器具をネット上で発見しました。



スナフル

5. 解決策と再利用の工夫

本来のスナフルは、プラスチック性の筒状のものに、約 1.2mm の穴を開けた器具で、3D プリンターで作成されていましたが、本校には3D プリンターが無いため、空き缶に錐で穴を開けて「スナフル」を作成しました。

満潮時の境目の部分で「スナフル」を使用したところ、効率よく多くのプラスチックの回収ができました。そして、回収したプラスチックは色分けし、レジンアートにしてみました。

これらの探究結果は本校の文化週間の活動報告で全校にお知らせし、レジンアートも保護者や生徒に見ていただきました。

レジンアートをどのように活用していくかは、生徒たちが検討中です。



レジンアート

●私立学校における環境教育の取組例

学校名	鎌倉女子大学中等部	代表者	部長 高橋 正尚
住所	鎌倉市岩瀬 1420	TEL	0467-44-2113
FAX	0467-44-2103	担当者	次長 松行 俊和

取組状況

【 校外学習 鎌倉市由比ヶ浜海岸 ～ビーチコーミング～ 】

2024 年 10 月 18 日（金）、中等部 1 年生は、由比ヶ浜海岸で校外学習を行いました。

「総合的な学習の時間」の一環として、生徒たちは「自然」をテーマに、SDGs の視点から、海の豊かさと海洋汚染の課題について考えています。

鎌倉ユネスコ協会の皆様にご指導いただいております。まずは 2 日間の事前講義があります。関連する事柄についての知識を広げたうえで、海岸での体験学習に臨みます。

由比ヶ浜海岸でビーチコーミングの活動を行い、貝殻や流木、シーグラス、プラスチックゴミなどの漂流物を収集しました。その後、収集した漂流物を活かしてサンドアートを班ごとに制作しました。自然の豊かさと海洋汚染等の学習を受けた生徒たち作品は、その成果がみごとに表現されたものとなりました。



事前学習の様子



説明を受けている様子①



説明を受けている様子②



サンドアート作品

学校名	鎌倉女子大学中部	代表者	部長 高橋 正尚
住所	鎌倉市岩瀬 1420	TEL	0467-44-2113
FAX	0467-44-2103	担当者	次長 松行 俊和

取組状況

【 校外学習 鎌倉国宝館 】

2024 年 11 月 27 日(水)、中部 2 年生は、鎌倉国宝館で校外学習を行いました。

「総合的な学習の時間」の一環として、「文化財保護」をテーマに、鎌倉国宝館での文化財保護の作業体験を通して、SDGs の視点から、文化財に関心をもち、その保護や継承の意義について考えています。

鎌倉国宝館学芸員の皆様にご指導いただいております。まずは事前講義があります。「世界文化遺産」や鎌倉が「世界文化遺産」への登録を目指したことなどについてご説明いただき、理解を深めたうえで、鎌倉国宝館での体験学習に臨みます。

保管や運搬時に仏像を包むために使う「ふとん」の作成や、巻物状の掛け軸の扱い方を学芸員の方から教えていただき、体験しました。その後は、事前学習で教えていただいた「修復」という観点で展示の仏像などを見ることができました。学校での普通の授業ではできない体験や貴重な展示の数々から、たくさんの学びを得ることができました。



「ふとん」を作成している様子



掛け軸の扱い方を教わる様子



鎌倉国宝館にて



軸の巻き方を教わる様子

学校名	鎌倉女子大学高等部	代表者	部長 高橋 正尚
住所	鎌倉市岩瀬 1420	TEL	0467-44-2113
FAX	0467-44-2103	担当者	次長 松行 俊和

取組状況

【「鎌倉プロジェクト」発表】

2025年2月12日（水）、高等部2年生は、鎌倉市市民防災部観光課の方をお招きして、代表者生徒による「鎌倉プロジェクト」の発表を行いました。

本校の「鎌倉プロジェクト」では、「総合的な探究の時間」の一環として、〔SDGs 11 持続可能なまちづくり〕の視点から、企画提案型の活動に取り組んでいます。高等部1年次から2年次にかけて、総合的な探究の時間において、身近な地域である鎌倉市の課題を知り、主体的にその課題を解決するための取り組みについて考えていき、それを提案します。社会参画力の育成を目指した学習です。

約1年前に観光課の方をお招きして、生徒たちに鎌倉市の現状や課題について講演をしていただきました。その結果、良好な環境の保全及び向上を目的として鎌倉市が定めた「鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例」をさらに知ってもらう必要があることが分かり、条例を周知するためのアイデアを考えて、観光課の方に提案するための準備を1年間かけて進めてきました。

アイデアを考えるにあたって、昨年6月に迷惑行為が起きそうな場所を事前に想定して鎌倉で実地調査を行い、この調査で分かった実態をもとに各自がまとめた報告レポートを11月のみどり祭（文化祭）で展示しました。さらに、これらを踏まえて考えた条例周知のアイデアを3学期に各クラスで1人ずつ発表を行い、クラスごとに代表者2名を決定しました。

そしていよいよ、同じ学年のみんなが見守る中、観光課の方に向けて代表生徒10名による発表が行われました。代表者たちは緊張した面持ちでしたが、自分で考えたアイデアを観光課の方に伝えることができました。

最後に観光課の方から全体について講評をいただきました。地域の方には条例になじみがあるものの、観光で来る方に対してさらにアプローチが必要である点や、今回のアイデアを今後の鎌倉市が企画する計画に取り入れることも検討したいとお話いただきました。



スマートフォンを活用した提案



ネットの検索に着目したアイデア



メリットやデメリットも説明



海外の方向けの周知の工夫



実地調査で知った現状を説明



司会進行も生徒が務めました

学校名	鎌倉女学院中学校高等学校	代表者	校長 大野明子
住所	鎌倉市由比ガ浜2-10-4	TEL	0467-25-2100
FAX	0467-25-1358	担当者	南澤 亜希子

取り組み事例

中学1年生では由比ガ浜でのビーチコーミングや鶴岡八幡宮源氏池周辺でのバードウォッチングを、希望者を対象にした土曜講座として実施しました。

中学2年生では技術・家庭科の授業でパナソニック株式会社エレクトリックワークス社の方を講師にお招きし、エネルギーと電気についての特別授業を行いました。

中学3年生は総合学習として、自分たちの身近な環境問題を探究し、課題解決のための方法を提案しました。

委員会活動として、学校周辺の清掃活動を行いました。

本校では、令和5年度よりPILLOT社の「プラスチックペンリサイクル活動」に参加しています。校内で使用済みプラスチックペンを回収し、PILLOT社に送付しました。回収後の使用済みプラスチックペンはアップサイクルされて新しい文具となるそうです。また、生徒の発案により、使用済みの使い捨てカイロを回収し、カイロから土壌改良剤・水質浄化剤を製造する団体へ送付しました。これらの取り組みは令和7年度も継続して行う予定です。

●事業者による環境教育・啓発活動の実施

- ・節電や省エネ関係のポスターやビラ（行政や上部団体の作成したもの）を駅や社内に掲示し、お客様や社員の意識向上を図っている。【湘南モノレール株式会社】
- ・学校教育支援活動として、出張授業を実施。令和6年度の鎌倉市内では、小学校3クラス、中学校1クラスを実施。【東京ガス株式会社】
- ・地球環境の維持、森林資源の保全、生活の向上（健康・快適・経済）に繋がる省エネ住宅に関する講義、省エネ性・快適性を体感するモデルハウスの見学会を実施。【株式会社イソダ】

環境教育を実践できる人材の育成と活用

環境教育や環境保全活動等の推進における指導者や教職員の育成や資質の向上に努めるとともに、指導者を地域の環境学習会等に派遣するなど、地域や学校の取り組みを支援します。

令和6年度の主な事業は以下の通りです。

主な事業	事業内容	実績
緑のレンジャー（ジュニア）の育成 【みどり公園課】	自然の生き物や草花とふれあうことで自然に対する意識の高い緑のレンジャー（ジュニア）を育成します。	令和6年4月から令和7年3月までに全11回実施し、30名（延べ215名）が参加した。
緑のレンジャーの育成 【みどり公園課】	市民との連携推進の一環として、豊かな兵陵の樹林地を管理する緑のレンジャーを育成します。	令和6年4月から令和7年3月までに全9回実施し、20名（延べ144名）が参加した。
アドバイザーの派遣 【環境政策課】	環境教育アドバイザー派遣制度により、環境に関する専門的な知識や経験を有する、アドバイザーを派遣し出前授業を行います。	講習会等に40回、226人のアドバイザー及び補助者を派遣。 受講者数延べ1,890名
学校職員の環境教育 【教育センター】	学校職員が環境に関する知識や技術を習得するため、環境教育の研修会を開催します。	鎌倉市初任者研修会 テーマ「自然体験から人間の感性を育てる」 講師 五感教育研究所 高橋 良寿 氏 日時：8月24日（土） 会場：県立足柄ふれあいの村 参加者：15名

第2節 環境教育をする場、素材の整備

環境保全活動や自主的な環境学習活動を促進していくために、水辺、緑地といった、環境学習フィールドとして適した場所についての地域づくりを推進します。

主な事業	事業内容	実績
緑地の整備促進 【みどり公園課】	自然環境の保全、活用を基調に、健康づくり、ふれあいや憩いの場づくりとして、緑地を整備・充実します。	社会資本総合整備計画に基づき、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業を実施。山崎・台峯緑地については、風致公園拡大区域部分は整備を行い、令和4年（2022年）5月16日に約26.5haへ区域を拡大。都市緑地部分は令和元年（2019年）7月26日に都市計画事業認可を受け、用地取得を実施中。市民の身近な森づくり事業（常盤山特別緑地保全地区）を1回実施。
公園の整備促進 【みどり公園課】	自然とのふれあいのできる場づくりとして、都市公園の整備を行います。	社会資本総合整備計画に基づき、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業を実施。山崎・台峯緑地については、風致公園拡大区域部分は整備を行い、令和4年（2022年）5月16日に約26.5haへ区域を拡大。都市緑地部分は令和元年（2019年）7月26日に都市計画事業認可を受け、用地取得を実施中。
ハイキングコースの維持管理 【観光課】	市民、観光客が豊かな自然に親しむことのできるハイキングコースの維持管理を引き続き行います。	市民及び観光客が利用しているハイキングコースについて、安全で快適な状態に保たれるようにパトロールを実施しました。また令和6年度（2024年度）は、利用者が安全にハイキングコースを利用できるように、天園ハイキングコースの倒木処理や大仏ハイキングコースの手すりの補修等を実施しました。
ビオトープ等の整備 【環境保全課】	市庁舎前に整備したビオトープにおける生物の自然な生息を維持し、自然観察の場を提供します。	平成13年（2001年）に隣接する御成小学校の児童とともに市庁舎前の池をビオトープとして整備し、来庁する市民等が身近に自然観察を行える場として維持管理を実施。
鎌倉の環境保全の解説 【環境保全課】	希望者に鎌倉の環境保全についての解説を実施します。	令和6年度（2024年度）は実績なし。
日本遺産事業 【日本遺産いざ鎌倉協議会】	日本遺産の情報発信、普及啓発等のため、事業を行います。	平成28年（2016年）4月に認定された日本遺産のストーリーを通じて、魅力発信等の取組を進めました。また、令和6年度（2024年度）では、鎌倉駅西口にて日本遺産「いざ、鎌倉」観光案内所の運営を開始し、周遊マップや日本遺産特設サイトの多言語化を行ったほか、鎌倉を舞台としたTVアニメ「逃げ上手の若君」とコラボしたスタンプラリーを実施し、日本遺産ストーリーの理解を深めるとともに分散観光を促進しました。

環境教育をする場、素材の整備におけるその他取り組み

●生涯学習ガイドブック

<生涯学習課>

ホームページで公開している「生涯学習ガイドブック」には、様々な分野の生涯学習の指導者、学習グループ・サークル、生涯学習施設などの情報を掲載しており、自然や環境の分野に関わりのある指導者、グループについても募集しています。

●教育資料の刊行

<教育センター>

学校における学習資料など、環境分野の教材の充実に努めています。小学校3・4年生社会科学習資料「かまくら」や中学校社会科学習資料「私たちの鎌倉」、中学校理科学習資料「鎌倉の自然」において、市の環境政策の概要や市内に生息する動植物・地質などについて紹介しています。

●環境に関する図書館資料の充実

<中央図書館>

鎌倉市図書館には、環境をテーマとした資料が3,915点(図書3,690点、雑誌102点、AV資料123点)(令和7年(2025年)3月現在)あり、市民の環境学習を支援しています。

第3節 環境教育に関する情報提供

「ライフステージに応じた環境教育の実施」、「環境教育を実践できる人材の育成と活用」、「環境教育をする場、素材の整備」の施策を充実させるため、環境教育に関する情報提供を行います。

●広報かまくら

＜広報課・担当課＞

市の情報提供媒体として、原則毎月1回発行している広報紙「広報かまくら」があります。主な環境教育関連記事として、リユースネットかまくら、リサイクル推進会議、野生動物への対応、光化学スモッグへの注意喚起、食品ロス削減、地球温暖化防止、冬の省エネ、再生可能エネルギー・省エネ機器等設置に補助金、などを掲載しました。

●鎌倉ごみ減量通信

＜ごみ減量対策課＞

鎌倉市のごみ減量・資源化施策を紹介する鎌倉ごみ減量通信を1回発行しました。

●J:COM 湘南・神奈川

＜広報課＞

ケーブルテレビ「J:COM 湘南・神奈川」の「鎌倉市からのお知らせ」として、1回10分程度の番組を毎月1日～15日、16日～その月の末日の各約15日を1サイクルとして年間12本制作、月曜日から金曜日は1日2回、土・日曜日は1日3回の放映を行い、環境関連を含む市のさまざまな情報について紹介しました。

●かまくらFM

＜広報課＞

かまくらFMの市政情報番組「かまくらじお」でも、環境関連を含むさまざまな市の情報について放送しました。放送は月曜日～金曜日は1日6回、土・日曜日は1日2回です。

●市ホームページ (<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>)

＜広報課・担当課＞

インターネットを活用し、環境関連などさまざまな情報を発信しました。従来、紙媒体で提供していた情報から電子情報への切り替えによる紙資源の節減などを通じて循環型社会の形成に役立っています。

また、生活環境のページ

(<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kurashi/seikatsu/index.html>) では、「鎌倉市の環境政策」、「環境調査データ集」などのデータのほか、その時々環境トピックスも掲載しています。あわせて環境計画のページ

(<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kurashi/seikatsu/kankyouseisaku/index.html>) では、「かまくら環境白書」などの各計画について掲載しています。

なお、ごみ・リサイクルのページ

(<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kurashi/gomi/index.html>) でも、「資源物とごみの分け方・出し方」などを掲載し、循環型社会の形成に向けて情報を公開しています。

●facebook(<https://www.facebook.com/kamakuracity.hisyokoho>)

＜広報課・担当課＞

主に行政情報やイベント情報をお知らせしており、随時更新しました。

●X (旧 twitter) (鎌倉市インフォメーション) (https://x.com/kamakura_koho)

＜広報課・担当課＞

主に行政情報やイベント情報をお知らせしており、随時更新しました。

●Youtube (<https://www.youtube.com/user/KamakuraOfficial>)

＜広報課・担当課＞

J:COM 湘南・神奈川で放送した市政情報番組「鎌倉市からのお知らせ」や市長記者会見などを掲載しました。

●市公式LINE

＜広報課・担当課＞

主に行政情報やイベント情報をお知らせしており、随時配信しました。

●暮らしのガイドブック

＜広報課＞

暮らしのガイドブックは市役所の窓口などの行政情報や日常生活に役立つよう作成された冊子です。中ほどにある特集ページでは、ごみ減量への取り組みを掲載し、特集ページに続いて行政ページでは、資源物の収集方法や生ごみ処理機の助成制度なども掲載しました。

●市公式 note (<https://kamakura-city.note.jp/>)

＜広報課・担当課＞

マガジン「そらうみまちきれい」において、市の環境に対する取り組みなどを掲載しました。

■各主体との連携

●環境保全団体活動に対する支援

＜環境保全課＞

市では、市内の環境保全団体の自発的な活動を促進するための支援策として、環境保全に関する学習会等を行う場合に講師を派遣する助成のほか、活動における通信費の負担を軽くし、より多くの環境保全情報を提供するため、環境保全団体の会員の方への会報などを郵送する通信助成を行っています。さらに、環境保全団体が実施する催しについての後援も行っています。後援の内容は、後援名義の使用承認、催しの施設提供、「広報かまくら」への掲載及び必要な電話の取次ぎなどです。なお、これまでの実施状況は表9-3のとおりです。

表9-3 環境保全団体に対する支援の実施状況

年度 \ 項目	通信助成		講師派遣助成		後援	
	団体数	支援実績	団体数	支援実績	団体数	支援実績
令和3年度	1	47 通	—	—	2	2 回
令和4年度	1	52 通	—	—	4	6 回
令和5年度	1	74 通	—	—	4	6 回
令和6年度	1	78 通	—	—	7	7 回

●市内環境保全団体等の活動状況

＜市民・事業者＞

市内には、自然保護、美化、環境教育など環境保全に関する様々な活動を行っている市民団体があります。

これらの団体から令和6年度（2024年度）の活動内容を報告してもらい、個人情報を除く、原文のまま掲載しました。

団体名

鎌倉を美しくする会

会員数

12名

代表者

高田 晶子

活動目的

2024(令和6)年度 落書きゼロとまち美化

【活動の内容】

★ 鎌倉市内の落書きは面積も広く観光地でもある鎌倉地区が最も多く、次いで大船地区、深沢地区、腰越地区、玉縄地区の順に推移しています。
特に鎌倉地区は一見さん犯罪が多いように思います。
2千年新世紀を迎えたというのに、市内には、落書きが蔓延し手の施しようがないほど、落書きで汚染されていきました。
それから四半世紀、常習犯は今も健在。逮捕を願って活動してきたものの、これから先が不安です。

★ きれいだと捨てない

散乱ごみが目立つ大船駅東口界隈は、散乱ごみやたばこの吸殻のポイ捨ても多いので、通年ごみ拾いや草取り、道路の脇に溜まった土の除去などを実践し、少し手ごたえを感じています。

2024（令和6）年度「落書き・貼紙発見 月次処理一覧表」

資料作成 鎌倉を美しくする会

月	落書き形態		貼紙形態		月合計	処理有無	
	タグ	絵	手書き	印刷		処理済	未処理
4月	8	1	8	1	18	18	0
5月	5	0	3	19	27	27	0
6月	13	0	10	9	32	32	0
7月	14	0	7	3	24	24	0
8月	5	0	11	2	18	18	0
9月	4	0	4	6	14	14	0
10月	14	0	3	7	24	24	0
11月	16	0	6	10	32	32	0
12月	17	0	6	9	32	32	0
1月	8	0	6	12	26	26	0
2月	31	0	3	4	38	38	0
3月	2	0	1	1	4	4	0
累計	137	1	68	83	289	289	0
合計	138		151		2020年 287件 2021年 423件		
総合計	289				2022年 530件 2023年 317件		

<

団体名	特定非営利活動法人 山崎・谷戸の会	会員数	325名	代表者	相川明子
目的	鎌倉中央公園の貴重な谷戸景観や多彩な動植物を保全する。				
【活動内容】					
「鎌倉中央公園」第一工区開園(1997年)以来、運営協力してきた谷戸ボランティアの会10団体の各活動を継承し、準備会議を重ね2004年4月に全面開園に合わせて行政との協働で本会を発足させました。2008年4月より特定非営利活動法人団体となりました。					
当会は7つの活動班①田んぼ班(湧き水を利用した伝統的作業の米作り)②畑班(根菜・豆・麦等を中心に、昔ながらの循環型の無農薬農法)③雑木林管理班(下草刈りや間伐などの雑木林の手入れなど)④農芸班(農産物・谷戸資源の加工)⑤自然遊び班(農作業の手伝いを含む子どもの自然遊び)⑥生態系保全班(動植物の観察や調査、小動物が住みやすい環境作り)⑦植物育成班(谷戸に自生する植物の保護、育成)に分かれ、鎌倉中央公園内の谷戸を昔ながらの農文化を継承して谷戸の景観と生態系を保全しています。					
＜年間の活動＞					
・7つの班による、季節に応じた保全活動を実施(270回)、うち70回は(公財)鎌倉公園協会との協働事業					
・事務局の運営(木曜を除く毎日、交代制で実施)、一般市民、各種団体の問い合わせ対応・案内、行政交渉、広報活動、各メディアからの取材対応、谷戸パトロール、各班の平日補助作業等					
・谷戸まつりを開催し(年2回)、保全活動で収穫した農産物で炊き出し、自然体験の提供					
・会報の発行(年6回)谷戸塾開催(全45回 内訳:田んぼ・畑・雑木林管理班の作業各38回、谷戸講座7回実施)環境省主催モニタリングサイト1000里地調査					
＜行政、公園課、公園協会との協働など＞					
3者協議に出席しました。公園利用者懇談会、鎌倉中央公園運営協議会に出席しました。					
＜主要事業及び(公財)鎌倉公園協会との協働事業＞					
理事会(3回)、谷戸まつり(2回)、子ども里山体験、どんど焼き、活動連絡会議の開催(1回/月)、「ホタルの紙芝居」とパトロールをしました。					
＜体験学習の受け入れなど＞					
鎌倉市環境政策課・環境アドバイザーに登録し、学校と連携をして実施しています。深沢小学校5年生、特別支援教室ひだまり、富士塚小学校5年生、山崎小学校5年生、鎌倉あそび基地ふかふか学童・フリースクールlargoの受け入れをしました。					
＜他団体の受け入れなど＞					
自然環境復元協会主催 若手ボランティア(かまくらレンジャーズ)保全活動、かまくら子育て支援グループ懇談会と共催「さといもとどろんこ」、青空自主保育「やんちゃお」保全活動・青空自主保育「にこにこ会」保全活動・青空自主保育「なかよし会」保全活動、NPOセンター主催 高校生ボランティア体験受け入れ、NPO法人かまくら冒険遊び場やまもりと協働開催「出張冒険遊び場」、生物多様性及び生態系サービスに関する政府科学-政策プラットフォーム(IPBE)IGES(地球環境戦略研究機関)主催 政府間組織の会議視察受け入れをしました。					
＜他団体への訪問・交流・会議出席など＞					
山崎 例祭参列、かまくら子育て支援グループ懇談会月例会に出席、小袋谷御囃子会に注連縄用藁の頒布提供をしました。神奈川県気候変動調査 ヒアリング・ステークスホルダーワークショップ参加、ホンネ de トーク(鎌倉市教育委員会主催) 参加をしました。もしかま 鎌倉FM主催 防災イベント 協力参加をしました。「子育て支援大集合!地域の力で未来を育もう」(公財)鎌倉青年会議所主催、深沢小ふれあい広場に参加をしました。					
＜PR・展示活動＞					
NPOセンターフェスティバル参加をしました。					
＜取材・掲載＞					
鎌倉FM出演 Lien掲載、東京新聞取材受け入れをしました。					
＜農産物の寄付 提供 農機具貸し出しなど＞					
近隣町内会、近隣小学校、高齢者ケア施設					

団体名	NPO法人 鎌倉リサイクル推進会議	会員数	124 名	代表者	高井幸恵
活動目的	ごみ発生抑制、減量や資源化の市民意識の啓発、廃棄物の再利用促進活動を推進				
当会は環境にできるだけ負担をかけない暮らし方を基本に、持続可能な社会の構築を推進する活動を行うことを目的に、平成8年に発足しました。各部会に分かれて、笛田リサイクルセンターの工房施設内で活動を行っています。 【活動の内容】 ・身近でできるごみの減量やごみにせず再利用を促す講座の開催 ・かわら版・ホームページによる行事の案内及び啓発（毎月発行） ・鎌倉市不用品登録協働事業「リユースネットかまくら」の運営 ・市民参加型ゼロウェイストを目指すイベントの開催 ・リサイクルに関する相談アドバイス ・ウエスを集めて社会福祉協議会へ寄付 ・インクカートリッジ里帰りプロジェクトやペットボトルキャップ回収に協力 ・「まちのコインクルッポ」に参加 ・フードロス削減を目的とした鎌倉近隣農家の余剰野菜を販売 ◆生活の知恵部会 受託事業は80講座、自主事業は111講座、合計191講座を開催し、参加者は1,677人になりました。 修理修繕教室…3回 リサイクル手芸教室…41回 衣類リフォーム教室…36回 リサイクル工作…15回 その他の教室…96回 ◆環境部会 8月夏休み子ども学習会においてタブレットで「ごみ分別ゲーム」を体験、工作として卵の紙パックで亀を作成しました。 12月ビッグサイトで開催された「エコプロダクツ2024」を見学 2月「鎌倉市市民活動フェスティバル」にパネル参加し、会の活動を紹介 鎌倉リサイクル通信「ラ・ラ・ラ」第34号発行（年1回発行） ◆イベント ・笛田リサイクルマーケット（ドライブインフリマ、古本市他）11月17日 ・笛田リサイクルマーケット（古着市、着物市他）3月23日 ◆展示 通年、季節の常設展示に加え 10月事務棟一階ロビー展示リニューアル 11月リサイクル作品展 ◆不用品登録協業事業 本会とNPO法人鎌倉シチズンネット、鎌倉市による不用品登録協業事業（リユースネットかまくら）で不用品の橋渡しを行いました。					

【活動の成果】

- ・ 講座は少人数制ではありますが、講師・スタッフの努力が実り、どの講座も概ね80%以上の参加となりました。一人一卓でミシン等も一人一台使用できる体制は、短時間でも効率よく作業ができると好評でした。
- ・ 11月開催「笛田リサイクルマーケット」は予想以上に盛況となり延べ約900人と多く



の方に来館していただきました。古本市は寄付された2,000冊のうち1,200冊がリユースされ、残った本はNPO法人セカンドブックアーチにより更なる再利用をしてもらいました。

3月開催「笛田リサイクルマーケット古着市」は、来館者数約500名。鎌倉市民から衣類約1,151kgの寄付があり、当日約601kg（52.2%）がリユースされました。当日は着物市や東北支援物産販売、福祉作業所による物販も行いました。

- ・ 不用品登録協業事業は、登録件数1,764件に対し、応募件数1,163件、成立件数は1,043件、成立率は59%でした。
- ・ 4年目となるウエス回収は142kgを社会福祉協議会に寄付しました。農家の余剰野菜販売やおもちゃ病院開催、ペットボトルキャップ回収も継続中です。

・ 一年を通して来館者は5,007人（内講座参加者1,677人、イベント参加者1,400人）リユースネット利用者は2,807人で、当会は延7,807人にご利用されました。広報活動として、InstagramやFacebookを開設して活動の様子を配信するほか「まちのコインクルップ」を行事などの宣伝ツールとして活用し、多様な方々に来館していただけるような仕組みを作りました。



団体名	認定 NPO 法人 鎌倉広町の森市民の会		会員数	551 名	代表者	滝沢 亮
活動目的	広町緑地の指定管理者として都市林の保全に努めています。 貴重な自然を維持するとともに、都市林ならではの創造的な活用法を市民自らが生み出し、新しい環境保全のあり方を発信するため、地域の皆さまと共に活動しています。					
【活動の内容と成果】						
● <u>広町緑地の施設維持・運営管理</u> 指定管理者として公園施設、樹林地、緑地管理、湿地等の維持管理を行い、貴重な自然環境の保全、そして近隣住民や来園者の安全管理と快適な自然体験の創出に努めています。 ● <u>広町緑地の自然環境モニタリング</u> 自然環境のモニタリングを当会が運営している「自然観察の会」の協力を得て継続的に行っています。注目種のみでなく環境諸条件、植生、水量、昆虫、鳥類など多岐にわたる調査結果は広町の保全方針に反映するだけでなく、毎年自然観察調査報告集としてまとめ、市民等に公表しています。 ● <u>市民ボランティアと連携した里山保全活動</u> 当会が運営している5つの会の市民ボランティアにより田畑、散策路、樹林帯の管理や動植物の保全活動を行っています。昨年度の延べ活動日数は487日、延べ参加人数は3,300名以上でした。広町ホームページや SNS による情報発信や新規ボランティアの募集にも力を入れ、多くの市民が里山保全に参加する機会づくりに努めています。						
						
			植生保全作業の様子		令和6年度自然観察調査報告集	
 広町公式ホームページ  広町公式 Instagram  広町 Facebook  広町 X ● <u>市民イベントや講座の開催 ～広町緑地の紹介や自然と触れ合う機会の創出～</u> 令和6年度は祭イベント（4回）、講座・教室（6回）、里山さんぽ等（7回）、子ども向け体験教室（8回）等のイベントを開催し総勢1,500人以上にご参加いただきました。かまくら緑の探偵団も運営しており、子供向け体験教室と連携し活動しています。						
						
8月 藍染教室		10月 稲刈り祭		2月 探偵団お楽しみ企画		

● 環境学習の推進

～広町には豊かな自然と地域の方とのつながり、そして五感を刺激する「生きた学び」があります～

地域の学校教育と長期的・継続的に連携し、かつ「里山保全と連携した環境学習の実践」を目指しています。子どもたちに土や生き物を触りながら、自然をリアルに感じ、考え、想像してもらいました。四季折々の生き物の変化を様々な角度から探求することが一人ひとりの自然に対する価値観の形成につながると考えています。

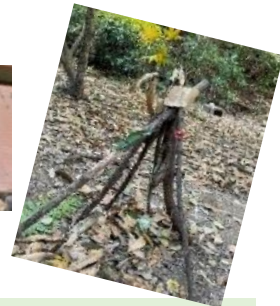
2024年度は鎌倉市環境政策課・環境教育アドバイザーに登録し、年間34回、延べ2千人以上の児童・生徒と広町での自然体験学習を行いました。



葉っぱの形もいろいろ



透かしてのぞくと？



自分の手で触り、想いを形にする作業を通じて自然物を観察する力を養い



虫いるかな



※生き物の持ち込み

持ち出しはできません



畑を耕す
種をまく



落ち葉を集めて堆肥に



サツマイモヅルで
リースづくり



森の基地づくり

水はどこから



広町保全活動の歴史を聞く



植物駆除作業を体験し環境保全を考える

地域の方とふれあい、
歴史や自然を学び、広
町を知り郷土愛を育み

◆鎌倉広町緑地での環境学習のお問い合わせ

認定 NPO 法人 鎌倉広町の森市民の会 環境学習チーム

TEL:0467-32-5112 Mail: info@kamakurahiromachi.org

団体名	鎌倉の自然を守る連合会	会員数	4500世帯	事務局長	珍田 宥充
活動目的	広町緑地の自然環境保持と傘下住民の憩いの場所としての活動				
【活動の内容】					
1・定例役員会を開催し、都市林構築の議論を重ね、自然環境保護の流れを次世代に継承して行きます。					
2・周辺自治・町内会の傘下会員に対して、広町緑地の関連情報を提供しより楽しむ為の諸策を回覧板や掲示板で告知しています。					
3・指定管理者の「市民の会」が主催する広町緑地懇話会等を通して、傘下会員からの緑地の利用方法や要望、意見を収集し提言して行きます。					
4・広町緑地の基本構想、基本計画、基本設計及び実施設計に関与し、緑地周辺諸団体の一つとして、「懇話会」等で適時に管理運営に進言して行きます。					
5・地域住民の福祉や厚生への寄与として、「観桜会」、「観螢会」、「観楓会」を企画し、告知ポスター等を通して先駆的役割を果たしています。					
6・＜広報活動＞					
①活動内容を傘下会員に知らしめるため年に1回は、「連合会ニュース」を発行し、配布をしています。					
②春夏秋冬に合わせて「広町の森たより」を発行し、傘下自治町内会の回覧板並びに掲示板でお知らせしています。					
③毎年年末に翌年度の「広町の森自然カレンダー」を発行し、傘下世帯へ配布しています。同時に地域内の公共施設や関連施設にも配布しています。					
7・広町緑地の環境保全の為に					
「市民の会」並びに「5つの会」と協働して、緑地内の除草やカイボリ作業などのボランティア活動を実施しております。この活動は、台風惨禍の対策や生育物の育成を促す為であり、傘下会員にたいして回覧板や掲示板で募集・告知しています。					
8・連合会は、「広町緑地の保全」を大目標にして昭和59年に発足し、平成14年に保全決定された後も活動を継続してきましたが、次の段階として、規約改正（3条・目的 7条・役員任期）を含め令和7年度からの実施を目指した「将来構想検討委員会」のPJを起ち上げました。					
【活動の成果】					
★連合会が持っている「情報収集力」や「広報力」で、広町緑地での諸活動を多岐に亘って知らしめることで、市民がより楽しめる憩いの場所としての広町緑地の位置づけを確固たるものにしている。					

団体名	鎌倉のごみ減量をすすめる会	会員数	11名	代表者	臼田宗太郎
活動目的	鎌倉市のごみの発生抑制、ひいてはごみ焼却量の削減を進める				
【活動の内容】					
●生ごみ減量に向けた取組 （分別の重要性、3R、生ごみ処理の啓発）					
勉強会・セミナーの開催					
分かりやすい分別表の作成					
資源物分別の実践指導					
分別ゲームの実施					
食品ロス削減の啓発					
生ごみの水切り徹底の周知					
ごみ減量キャラバンの実施					
生ごみ処理機の活用促進					
環境教育アドバイザー資格取得会員在籍					
					
					
					
●プラごみ削減に向けた取組					
「かまくらプラごみゼロ宣言」への協力					
ウォーターサーバーの周知活動（ペットボトル削減・マイボトル利用促進）					
海底ごみの現状を伝える海底ごみ調査及び、啓蒙活動					
					
					
●その他の活動					
廃棄物処理施設見学の実施					
広報・組織強化					
ホームページの更新					
会員拡大					
					
【活動の成果】					
活動は地域市民に徐々に浸透して賛同者も増えてきている。特にごみ減量キャラバンは、年間の生ごみ排出量削減に寄与しており、参加者の関心や理解の深まりを実感している。					
また、海底ごみの潜水調査ではプラスチックごみ問題を具体的に伝える有効な取組となっている。					

団体名	湘南・省エネネットワーク	会員数	20名	代表者	前島 仁
活動目的	気候変動、地球温暖化防止および脱炭素・省エネなどの普及啓発活動への取組				
【活動の内容】私たちはSDGsの気候変動、エネルギー、教育など社会的な課題解決の目標に取組 ました。					
(1) 気候変動：地球温暖化防止 		環境賢人者会合 「カーボンニュートラルへの道筋」をテーマに取上げて、 (1) 気候変動枠組条約締約国(COP)会議の開催結果、IEA 報告などの 国際動向 (2) 北海道旭川市での GX(グリーントランスフォーメーション)プロジェクト の水素エネルギー、蓄電池および送配電システムなどの立上状況 (3) 家庭用蓄電池の導入を検討した結果と懸念事項・課題 (4) エネルギー基本計画の見直しに当たり電源構成についての課題お よび対策を2回にわたり意見交換して、環境省・経済産業省・神奈川県・ 鎌倉市のパブリック・コメントに提言などの意見陳述に応募しました。 (8 人回参加) エコリンピック 24 を開催して各国の取組みを評価した結果、1位:欧 州、2位:日本、3位:米国、4位:中国の順で、取組が加速してきました。 (13 人参加) [参加者の声]欧州以外は横一線で、日本の強みと弱みがよく理解できま した。			
(2)エネルギー：省エネ・再エネ 		省エネカレンダー を12月に制作して、毎月の省エネ目標と行動に ついて省エネアイテムをチェックして実施するよう働きかけまし た。(14 人参加) 豊かな自然・環境と共生して知恵と工夫のスマートライフで湘南 の四季を愉しむ環境との共生をテーマにしています。1年間分の 季節の花や寺社、自然の光景などを写真、歳時記と平均気温など を参照しながら、徒然なるままに湘南の四季を省エネ俳句と共に 愉しんでいただく趣向になっておりますので、多くの方々から好 評をいただきました。 [参加者の声]素晴らしい写真と省エネのアイデアが満載で取組易 いです。			
(2) 教育：環境学習・体験講座 		市民向け CO₂コツ講座 :4回にわたって開催しました。 (1)WHY なぜ今 脱炭素編 国際的な気候変動対策 地球大で の取組 (2)WHAT なにを今 脱炭素編 国内の気候変動対策 日本政 府の取組 (3)HOW どうする 脱炭素編 脱炭素社会の実現に向け自治体 の取組 (4)ACTION どうやる 脱炭素編 家庭でのカーボンニュートラル の取組 [参加者の声]広範に網羅した上、とてもわかりやすく理解できた。 (249 人受講)			

	環境ボランティア講座を8月の夏休みに開催して、鎌倉女学院高等学校、北鎌倉女子学園、法政第二高校から女子高生が熱心に参加しました。(7人受講) 「あなたならどうする? 地球環境問題への取組」をテーマに体験学習形式で (1) どうなる地球環境問題: 身近な環境の観察を通じて自ら考えて (2) どうする気候変動対策: 国内外動向の演習を通じて評価して (3) どうやる温暖化防止策: 温湿度計測の実験を通じて実践しました [参加者の声] 身近な環境問題を通じて、いかに自分事化するかを学びました。 鎌倉市職員受入・市民協働研修で鎌倉市の持続的な発展の為に、脱炭素社会に向けた気候変動対策へのアクションについて、身近な事例を基に家庭でのカーボンニュートラルへの取り組みなどに関する諸課題を討議しました。 また、県内の自治体とのベンチマーキング比較・考察、ベストプラクティスなどについても演習しました。 (1人受講) サステナブル建築物見学会を鎌倉市立第二中学校で開催しました。文部科学省のエコスクールづくりについて教育委員会の検討委員会に環境担当委員として参画した会員から具体的な検討内容などを紹介しました。(4人参加) [参加者の声] 低炭素型の木造校舎に改築して生徒が今でも大切にしていました。
(6)パートナーシップ：連携 	メール・ニュースを環境や健康などをテーマに発信しました。 (5千人回発信) パブリック・コメントは、環境省へ地球温暖化防止法改正、地球温暖化対策計画、デコ活国民運動、太陽光リサイクル制度について、経済産業省へエネルギー基本計画、省エネ法改正、GX2040ビジョン、電力システム改革について、神奈川県へ地球温暖化対策推進条例、地球温暖化対策推進条例施行規則、土地利用基本計画、建築基準法施行細則について、鎌倉市へ地球温暖化対策地域実行計画(地域脱炭素化促進事業編)、こども計画について数多くの提言などを意見陳述に応募しました。 (7回 34件)
【活動成果】 自らの成果を広く市民に紹介 環境賢人者会合の開催: 2回、参加者: 8人回 メール・ニュース発信: 約250回、閲覧者: 約5千人回 講座・フォーラムの開催: 6回、受講者: 447人回 パブリック・コメントへの意見陳述・応募: 7回 34件	【今後の取組】 SDGs への取組を展開 わたしたちの活動は小さな歩みで少しずつ発展し、地域からまちづくり、社会へと進化してきています。 SDGs への取組を継続して地域の未来社会に貢献ができるように、今後も一層の活動を展開していきます。

団体名	鎌倉ボランティアクラブ	会員数	1,059 名	代表者	勝元 晋平
活動目的	まちの美化活動／環境出張教育／生物多様性活動の推進				
【活動の内容】					
1. まちの美化活動					
三菱電機(株)鎌倉製作所地区(関係会社(6 社)*1 含む)の有志を募り、通勤で利用している工場周辺の道路を隔週で清掃する「通い道クリーン活動」を行っています。本活動は 03 年度より開始し 21 年間継続で活動を行っています。					
また、鎌倉市と藤沢市を流れる柏尾川沿いの県道304号線を、周辺企業3社*2と一体になり年 1 回の頻度で鎌倉の環境保全に繋げる清掃活動や、鎌倉市が共催する「クリーンアップ鎌倉2024」に有志を募り積極的に参加しています。					
【活動実績】					
1) 通い道クリーン活動 : 2024 年度 合計 1,059 名参加					
2) 県道沿い清掃 : 2024 年度 合計 25 名参加					
3) クリーンアップ鎌倉 : 2024 年度 合計 74 名参加					
2. 環境出張教育					
近隣小学校の児童に、鎌倉製作所で製造している製品や社員一人ひとりが取り組んでいる工場での環境への取り組み、工場周辺の清掃の社会貢献活動、絶滅危惧種を守る取り組みなどを紹介しています。24 年度で 17 年目の活動となり、継続的に開催することで地域の子供たちへ環境マインドの醸成を図っています。					
3. 生物多様性活動の推進					
社内のオフィスに緑を増やし従業員の生物多様性マインドを醸成するために多肉植物の繁殖を始めました。					
【主な取り組み】					
1) 社内で育てた多肉植物の寄せ植えをオフィスに設置。					
2) 敷地境界樹木の伐採木を活用し社内の散策路へ木チップ敷設。					
3) 絶滅危惧種「キンラン」、「クゲヌマラン」の保護（継続）。					
    社内で増やした多肉植物の寄せ植え 散策路へ木チップ敷地（木の香りが癒されます）					
*1：関係会社					
三菱電機エンジニアリング(株) 三菱電機ソフトウェア(株) 三菱プレシジョン(株)					
三菱電機ディフェンス&スペーステクノロジーズ(株) 菱電湘南エレクトロニクス(株)					
菱栄テクニカ(株)					
*2：周辺企業					
(株)神戸製鋼所 藤沢事業所 (株)江ノ電バス藤沢 湘南営業所					



団体名	鎌倉自主探鳥会グループ	会員数	150 名	代表者	岩田 晴夫
活動目的	自然観察、自然保護、水質・動植物調査、環境教育、エコアップ作業、政策提言				
【活動の内容】					
私達は、(公財)日本野鳥の会の神奈川支部の趣旨に基づき、野鳥を通じて自然に親しむと共に、自然の保護と住環境のアメニティー向上を図ることを目的として活動を実施しています。 ① 一般市民対象の定例自然観察会「鎌倉自主探鳥会」を毎月 1 回実施しています。 自然観察の精神と方法の普及、自然観察会リーダーの養成、地域的な自然保護活動の促進、都市公園と緑地のエコアップ(生息環境向上・生物多様性の保全)を図ること等が目的です。 コースの途中、佐助川の清掃・エコアップ・水質と水生生物調査、佐助稲荷のエコアップ(1993 年 5 月～)、源氏山公園の野鳥用水場の清掃、台峯緑地と鎌倉中央公園の動植物調査やエコアップ(1993 年 5 月～)等の作業を実施しています。 ② 源氏山公園の野鳥誘致施設の管理(1984～)をしています。 ③ 鎌倉市傷病鳥獣保護搬送システムへの協力を委託されています(1993～)。 ④ 平成 6 年以降、鎌倉市から鎌倉市緑のレンジャー(ジュニア)指導員の委嘱を受け、鎌倉市緑のレンジャージュニアの活動を年間 11 回指導しています。 ⑤ 鎌倉市道水路管理課から道路・河川維持管理協力員の委嘱を受けています(1997～)。 佐助川のエコアップ活動・水質調査・水生生物調査・清掃・草刈り等を実施しています。 稲瀬川の水質調査と水生生物調査も、実施しています。 ⑥ 鎌倉中央公園の管理運営協力団体として、鎌倉中央公園の管理に対し、既存の野生動植物ができるだけ保全されるように、基礎データを提供すると共に、具体的な方法を提示し、エコアップ作業と環境モニタリング調査を実施しています。 ⑦ 「鎌倉の海岸動植物の生息分布調査」をかまくら環境会議・鎌倉市緑のレンジャー指導員と協力し、鎌倉市の後援を得て実施(1996～)し、海岸動植物の保護策を提言しています。 ⑧ 神奈川県藤沢土木事務所による坂ノ下の災害復旧工事後のモニタリングを継続実施し、貴重種の保護と管理上の留意点を助言しています。 ⑨ (公財)日本野鳥の会の全国一斉ガンカモ調査に協力(1 月)しています。 ⑩ 鎌倉市内を春秋に通過するタカ類の渡り調査、鎌倉市内の自然環境台帳作り、酸性雨調査、河川の水質と水生生物調査、緑地のモニタリング調査等を実施しています。 ⑪ 自然保護団体や自治会・学校関係の自然観察会等に講師を派遣しています。					

⑫ 鎌倉メダカの系統保護を図ると共に、市役所前のビオトープ池の管理・モニタリング調査に協力しています。

⑬ 特定外来生物のアライグマとクリハラリスの防除実施計画に協力しています。

⑭ 貴重種・重要種に指定されている野鳥の繁殖環境保全に係わる自然環境調査等を実施中です。

⑮ 保全緑地等で、トレイルカメラによる野生鳥獣のモニタリング調査を実施中です。

⑯ 由比ヶ浜で、海砂に含まれるマイクロ・プラスチック等を調べました。

【活動の成果】

鎌倉中央公園の湿生花園内に既存動植物の保全区域を維持しています。

主要緑地における環境モニタリング調査と湿地環境のエコアップ作業を継続しています。

近郊緑地保全地区や山崎・台峯緑地等の自然環境調査結果から、神奈川県と鎌倉市の整備・維持管理に対しアドバイスし、既存の野生動植物の保全に寄与しました。

重要な植物種を保護・移植・増殖する試みも実施しており、順調に推移しています。

獣類の“離れ”個体に係る情報等をまとめ、神奈川県と鎌倉市の関係機関に提供しました。

横浜国大附属小学校のビオトープ「ひょうたん池」を定期的にモニタリングし、維持管理について助言しました。

国史跡・永福寺跡の苑池や梶原7号緑地の調整池等のモニタリングを実施し、維持管理について助言を行い協力しました。

鎌倉市の許可を得て、市内の保全緑地や公園等にトレイルカメラを設置し、鳥獣の生態・保護に関わる情報の収集を図り、鎌倉市に情報を提供し、維持管理に役立てて頂いております。

タヌキとノウサギの個体識別が可能となり、その生態についての知見が蓄積されています。

近年、温暖化の影響なのか、川の護岸や橋などの老朽化が目立つため、モニタリング結果を定期的に神奈川県藤沢土木事務所や鎌倉市等へ報告しています。



▲佐助川のカワトンボ



▲採餌中のノウサギ



▲頭をかくノウサギ



▲クチキコオロギ

第 10 章 鎌倉市環境基本計画の推進体制

環境共生都市の創造に向けて、環境基本計画に掲げられた施策を市民、事業者、滞在者、市が協働して推進していく必要があります。このため、次の体制が整備されています。

●鎌倉市環境施策推進協議会

＜環境政策課＞

鎌倉市環境基本条例第 18 条第 1 項に基づき、市の環境保全施策推進のための全庁的な体制として「鎌倉市環境施策推進協議会」が組織されています。この協議会は、副市長を会長とし、教育長、全部長等で構成され、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、鎌倉市役所エコアクション 21 などの環境保全施策を推進しています。

●かまくら環境保全推進会議

＜環境政策課＞

鎌倉市環境基本条例第 18 条第 2 項に基づき、市・市民・市民団体・事業者等が協働するための体制として「かまくら環境保全推進会議」が組織されています。この会議は、環境基本計画や環境保全行動指針に基づき市民、事業者、市が協働して、環境保全施策を積極的に推進するための組織で、平成 9 年(1997 年) 8 月 1 日に設置されました。令和 6 年度(2024 年度)は市民 5 名、環境保全団体の代表 2 名、事業者 2 名の計 9 名の委員で構成されています。

第 11 章 令和 6 年度鎌倉市役所の環境マネジメント報告書

鎌倉市では、環境省の策定した環境マネジメントシステムであるエコアクション 21 を参考に、市独自の参加登録制度「かまくらエコアクション 21」を設けました。

本報告は、鎌倉市役所が、鎌倉市内の事業所のひとつとして事務事業に伴う環境負荷を低減するため、この「かまくらエコアクション 21」に基づき、環境マネジメントに取り組んだ記録です。

1 鎌倉市役所概要

- 事業所名

鎌倉市役所

- 所在地(本庁舎)

鎌倉市御成町 18 番 10 号

- 市長

松尾 崇

- 環境管理責任者（環境部長）

加藤 隆志

- 職員数

1,279 人（令和 7 年 4 月 1 日現在）

- 施設の規模

延床面積の合計：約 42 万 m²

- 事業の概要

住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する。

（地方自治法第一条の二より）

- 参考

鎌倉市人口 170,034 人

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

令和 7 年度予算

一般会計 809 億円

特別会計 538 億円

総合計 1,347 億円

2 環境方針

鎌倉市は環境方針として、鎌倉市役所が事務事業を行うにあたり配慮すべき基本理念と、重点的に取り組むべき方針を示し、その実現を約束します。

基本理念

鎌倉市役所は、市域の事業所のひとつとして、鎌倉市環境基本条例第3条に掲げる次の基本理念に従って行動します。

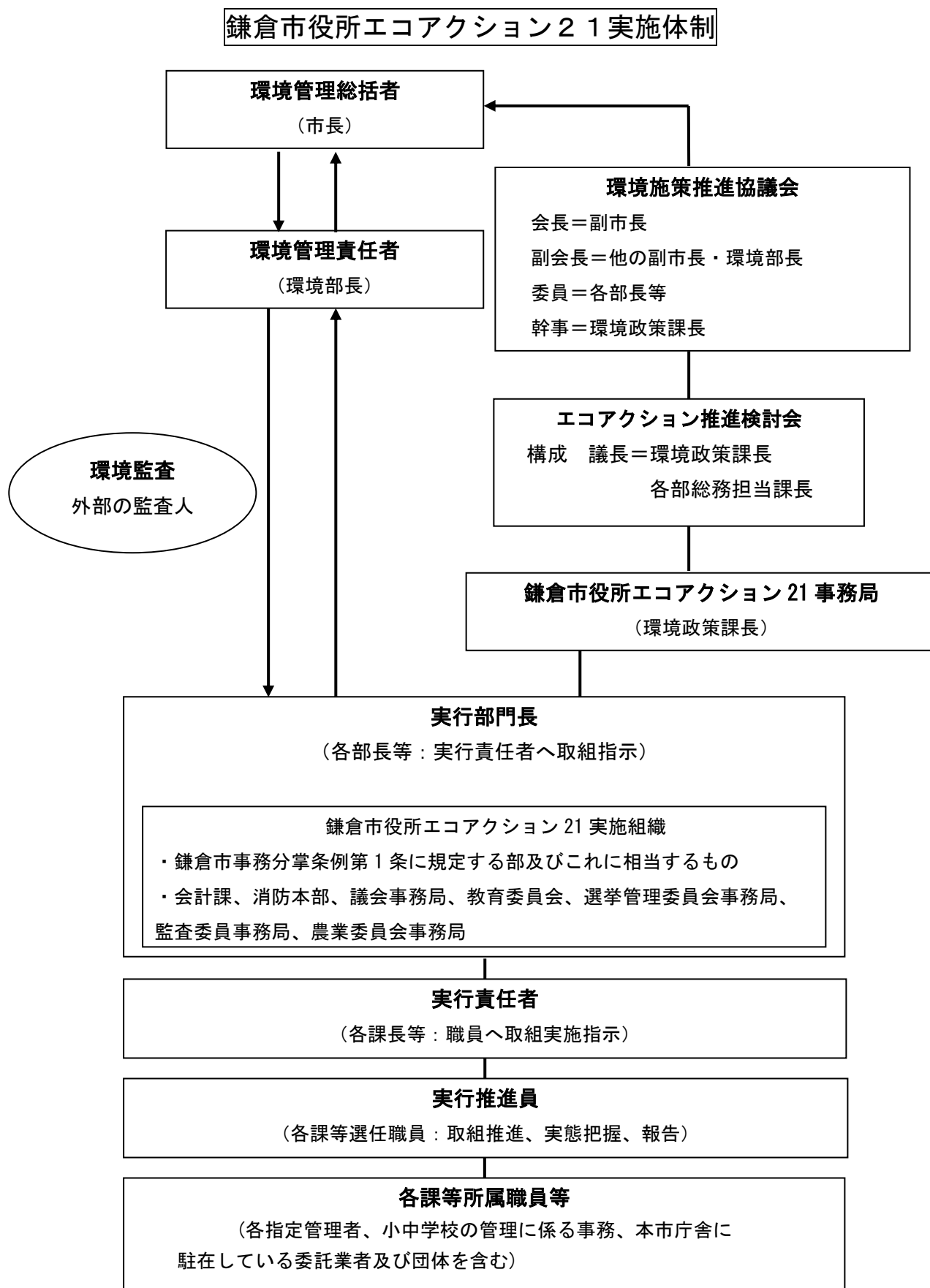
- 1 環境の保全は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行います。
- 2 環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取り組みによって行います。
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び日常生活において推進します。

基本方針

鎌倉市役所は、基本理念に従った行動を実現するために、市の事務事業活動によって生ずる環境への影響を把握し、環境負荷の低減のための目標を含む環境行動計画を策定し、組織・職員が一丸となった取り組みを行います。そして、定期的な点検・評価、見直しを行いながら、継続的に改善を図ります。特に次のことに重点的に取り組みます。

- 1 市のすべての施設において省エネルギー・省資源に努めます。
- 2 市が率先して、グリーン購入を推進します。
- 3 循環型社会形成のために、市域における廃棄物の資源化や適正処理を図り、減量に努めます。
- 4 市の公共事業の実施にあたっては、企画から事業完了の各段階に応じた環境配慮を行い、環境負荷の低減に努めます。
- 5 市の事務事業の実施にあたり、環境関連法令を遵守します。
- 6 市職員及び市の業務に従事する者に対し、環境保全意識の高揚を図ります。
- 7 市の環境に関する目標の達成を目指して、施策を推進します。

3 推進体制



4 環境目標と実績

鎌倉市役所の事務事業に伴う環境負荷を低減するため、本市では令和2年（2020年）3月に「鎌倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、温室効果ガスの排出量削減に向けて2030年度までにエネルギー起源CO₂排出量の40.2%削減（2013年度比）という目標を設定しています。

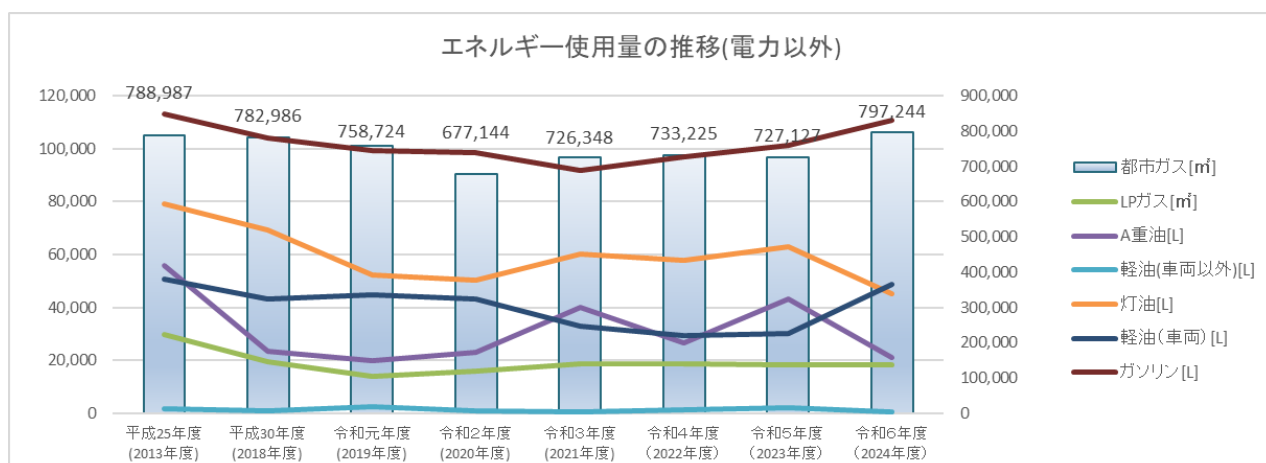
（1）エネルギー使用量

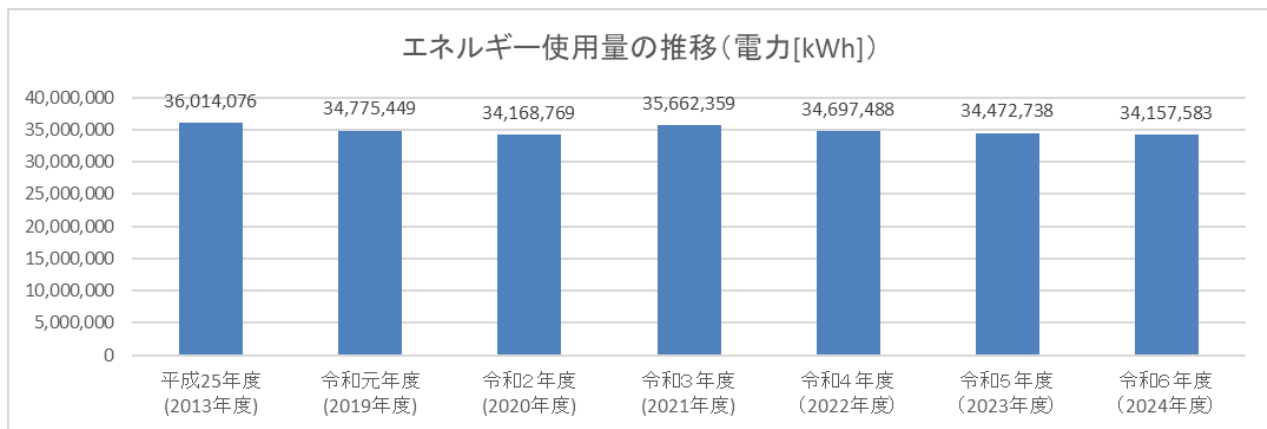
●令和6年度(2024年度)エネルギー使用量

施設分類	電力 [kWh]	都市ガス [m ³]	LPガス [m ³]	A重油 [L]	軽油 (車両以外) [L]	灯油 [L]	軽油 (車両) [L]	ガソリン[L]
①行政施設	1,952,274	193,422	0	0	0	0	0	0
②文化施設	3,119,493	143,130	0	0	0	0	0	0
③福祉施設	1,600,660	108,629	8,813	0	0	0	0	0
④スポーツ施設	544,370	1,978	0	0	0	0	0	0
⑤学校施設	4,513,639	265,497	8,910	0	0	5,210	0	0
⑥消防施設	699,906	21,582	0	0	0	0	0	0
⑦一般廃棄物処理施設	4,561,973	62,922	335	7,000	100	39,530	0	72
⑧公園施設	211,473	0	74	0	115	608	0	746
⑨下水道施設	15,342,573	84	115	13,957	361	0	0	0
⑩その他施設	1,611,222	0	0	0	0	0	48,826	110,057
合計	34,157,583	797,244	18,247	20,957	576	45,348	48,826	110,875

●エネルギー使用量の推移

エネルギー種別	平成25年度 (2013年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和6年度 減少率 (平成25年度 比)
電力[kWh]	36,014,076	35,267,449	34,775,449	34,168,769	35,662,359	34,697,488	34,472,738	34,157,583	5.2%
都市ガス[m ³]	788,987	782,986	758,724	677,144	726,348	733,225	727,127	797,244	-1.0%
LPガス[m ³]	29,834	19,307	13,841	16,074	18,705	18,602	18,320	18,247	38.8%
A重油[L]	55,786	23,327	19,876	23,165	40,227	26,695	43,239	20,957	62.4%
軽油(車両以外)[L]	1,846	1,013	2,316	1,107	579	1,238	2,053	576	68.8%
灯油[L]	79,131	69,483	52,175	50,151	60,075	58,043	63,081	45,348	42.7%
軽油(車両)[L]	50,666	43,158	44,853	43,267	33,100	29,535	30,003	48,826	3.6%
ガソリン[L]	113,385	104,098	99,186	98,591	92,030	97,111	101,349	110,875	2.2%





<コメント>

平成 25 年度（2013 年度）（基準年度）と比べて、令和 6 年度（2024 年度）のエネルギー使用量は全体的に低くなりました。

（２）温室効果ガス排出量（エネルギー起源）

●令和6年度（2024年度）CO₂ 排出量（施設分類別、エネルギー別） （単位：t-CO₂）

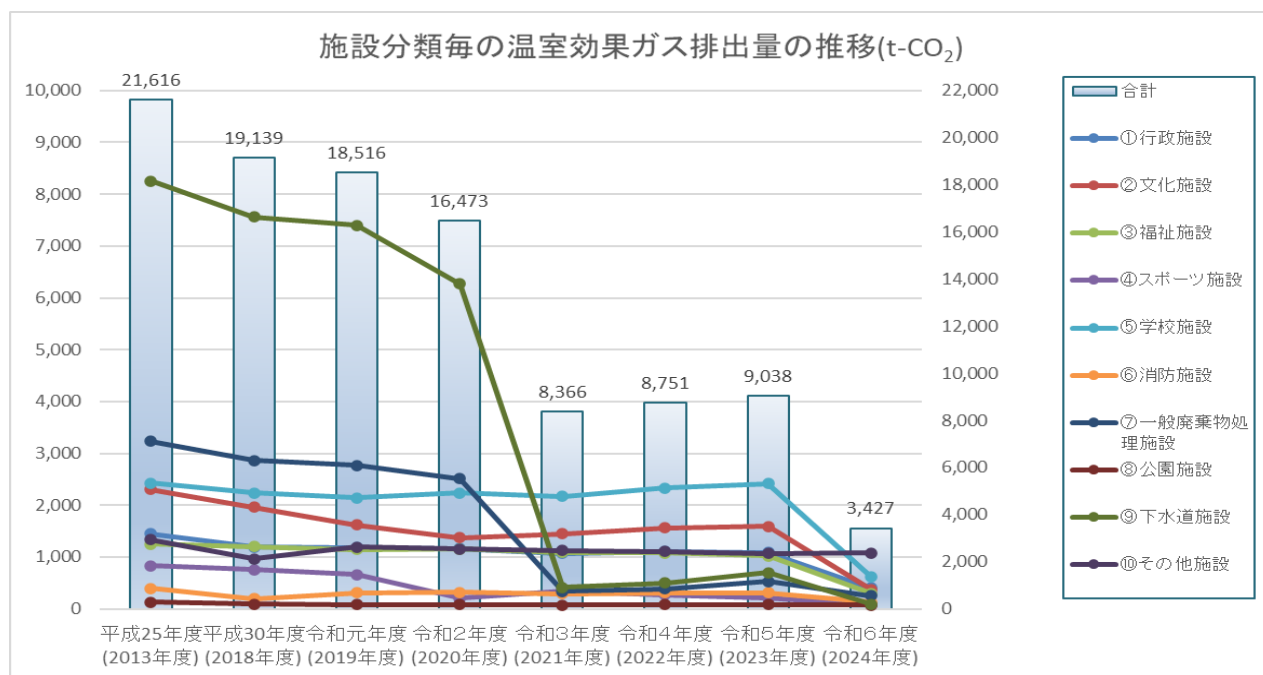
施設分類	電力	都市ガス	LPガス	A重油	軽油 (車両以外)	灯油	軽油 (車両)	ガソリン	車の走行	合計
①行政施設	11	397	0	0	0	0	0	0	0	408
②文化施設	85	293	0	0	0	0	0	0	0	378
③福祉施設	21	223	58	0	0	0	0	0	0	301
④スポーツ施設	79	4	0	0	0	0	0	0	0	83
⑤学校施設	7	544	58	0	0	13	0	0	0	622
⑥消防施設	91	44	0	0	0	0	0	0	0	135
⑦一般廃棄物処理施設	4	129	2	19	0	98	0	0	0	253
⑧公園施設	67	0	1	0	0	2	0	2	0	71
⑨下水道施設	56	0	1	38	1	0	0	0	0	96
⑩その他施設	694	0	0	0	0	0	126	256	5	1,081
小計	1,114	1,634	119	57	2	113	126	257	5	3,427
合計	3,427									

端数処理の関係上、小計及び合計が一致しないことがあります。

※車の走行による CO₂ 排出量は、走行距離に応じて発生する（燃料の燃焼による）CH₄ 排出量、N₂O 排出量に地球温暖化係数を乗じて算出したものです。

●施設分類毎の温室効果ガス排出量の推移 （単位：t-CO₂）

施設分類	平成25年度 (2013年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①行政施設	1,448	1,195	1,184	1,160	1,070	1,112	1,086	408
②文化施設	2,303	1,962	1,624	1,377	1,449	1,567	1,596	378
③福祉施設	1,246	1,202	1,144	1,152	1,087	1,077	1,020	301
④スポーツ施設	835	753	661	202	353	272	210	83
⑤学校施設	2,427	2,242	2,141	2,238	2,170	2,332	2,422	622
⑥消防施設	399	198	312	316	292	315	315	135
⑦一般廃棄物処理施設	3,234	2,868	2,771	2,517	336	385	530	253
⑧公園施設	134	89	82	84	75	86	86	71
⑨下水道施設	8,255	7,564	7,398	6,270	413	499	702	96
⑩その他施設	1,335	966	1,198	1,156	1,123	1,107	1,070	1,081
合計	21,616	19,139	18,516	16,473	8,366	8,751	9,038	3,427



<コメント>

平成 25 年度（2013 年度）（基準年度）と比べて、令和 6 年度（2024 年度）の温室効果ガス排出量は全体的に低くなりました。理由としては、令和 3 年 2 月に高圧受電施設（主に 24 時間稼働）で使用する電気が二酸化炭素排出係数（基礎排出係数（※））の低い電力事業者に切り替わったことにより、二酸化炭素排出量が低下したためです。

また、令和 6 年 2 月から高圧受電施設（主に 24 時間稼働）で使用する電気の二酸化炭素排出係数が更に低いメニューに切り替わったことにより、二酸化炭素排出量が低下したものと考えられます。

※基礎排出係数：電気の発電に伴う燃料の燃焼により排出された二酸化炭素の量を、当該電気事業者が供給（小売り）した電力量で除して算出した係数。契約内容に関わらず電力事業者毎に固定。

（３）事務事業編に基づく施設分類別の温室効果ガス削減目標達成状況

（排出量単位：t-CO₂）

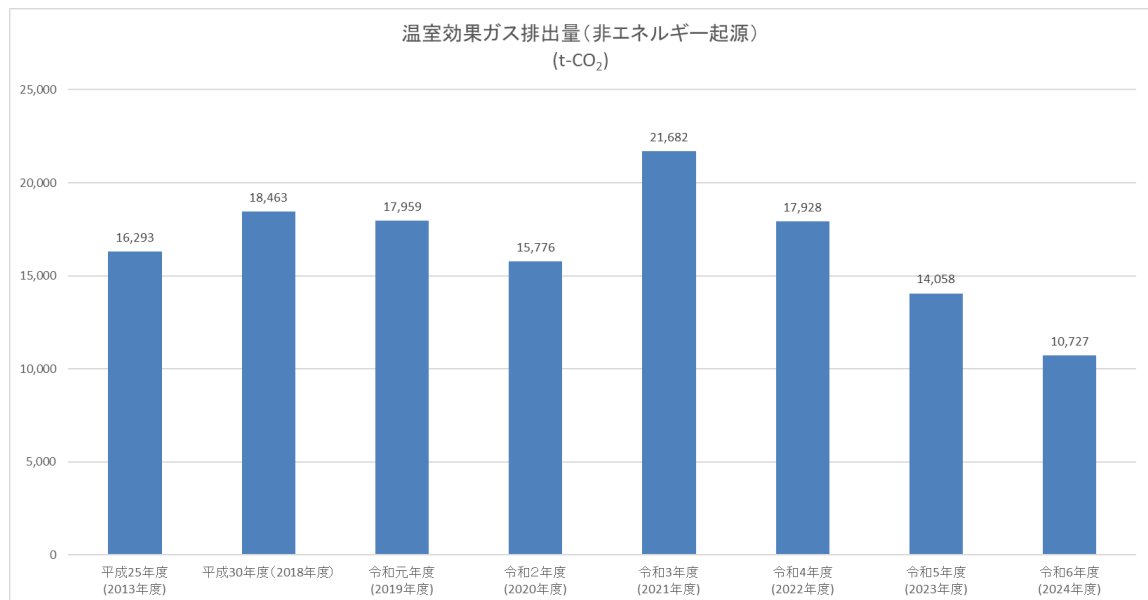
施設分類	2013年度 温室効果ガス 排出量	2030年度 目標排出量	2030年度 目標削減率	2024年度 排出量実績	現在の 削減率	目標への進 捗率	達成/ 未達成
①行政施設	1,448	625	56.8%	408	71.9%	126.5%	達成
②文化施設	2,303	667	71.0%	378	83.6%	117.7%	達成
③福祉施設	1,246	914	26.6%	301	75.8%	285.0%	達成
④スポーツ施設	835	589	29.5%	83	90.1%	305.4%	達成
⑤学校施設	2,427	1,773	26.9%	622	74.4%	276.5%	達成
⑥消防施設	399	256	35.8%	135	66.2%	185.0%	達成
⑦一般廃棄物処理施設	3,234	1,340	58.6%	253	92.2%	157.3%	達成
⑧公園施設	134	44	67.2%	71	47.1%	70.1%	未達成
⑨下水道施設	8,255	5,778	30.0%	96	98.8%	329.5%	達成
⑩その他施設	1,335	934	30.0%	1,081	19.1%	63.5%	未達成
合計	21,616	12,920	40.2%	3,427	84.1%	209.3%	達成

<コメント>

平成 25 年度（2013 年度）（基準年度）と比べて、令和 6 年度（2024 年度）の温室効果ガス排出量は電気事業者が切り替わったこと及び二酸化炭素排出係数が低いメニューに切り替わったことにより全体的に低くなり、目標への進捗率は 209.3% へとなり、目標を達成しました。

(4) 温室効果ガス排出量（非エネルギー起源）

	平成25年度 (2013年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和6年度減少率 (平成25年度比)
①一般廃棄物焼却量合計 (市内焼却分) (t)	30,541	29,992	29,993	29,994	28,483	22,375	22,218	21,541	29.5%
②メタン(CO2換算)排出量 [t-CO ₂]	1	1	1	1	1	1	1	1	-37.9%
③一酸化二窒素(CO2換算) 排出量[t-CO ₂]	516	507	507	507	481	378	252	244	52.7%
④廃プラスチック「プラスチック ごみ」焼却に伴うCO ₂ 排出量 [t-CO ₂]	8,258	10,071	9,988	7,869	13,624	10,402	7,303	8,079	2.2%
⑤廃プラスチック「合成繊維」 焼却に伴うCO ₂ 排出量 [t-CO ₂]	1,979	1,944	1,944	1,944	1,846	1,450	882	855	56.8%
⑥一般廃棄物焼却に伴う CO ₂ 排出量	10,754	12,522	12,439	10,321	15,952	12,231	8,439	9,179	14.6%
⑦下水汚泥焼却量(t)	12,456	13,127	12,445	12,191	13,034	13,101	11,659	11,509	7.6%
⑧メタン(CO2換算)排出量 [t-CO ₂]	3	3	3	3	3	3	3	1	66.9%
⑨一酸化二窒素(CO2換算) 排出量[t-CO ₂]	4,046	4,264	4,042	3,960	4,234	4,255	3,368	116	97.1%
⑩下水汚泥焼却に伴う CO ₂ 排出量[t]	4,049	3,795	4,045	3,963	4,237	4,259	3,371	117	97.1%
⑪下水処理に伴う CO ₂ 排出量[t]	1,490	1,425	1,474	1,492	1,494	1,438	2,118	1,431	3.9%
⑫非エネルギー起源 CO ₂ 排出量[⑥+⑩+⑪]	16,293	18,463	17,959	15,776	21,682	17,928	14,058	10,727	34.2%



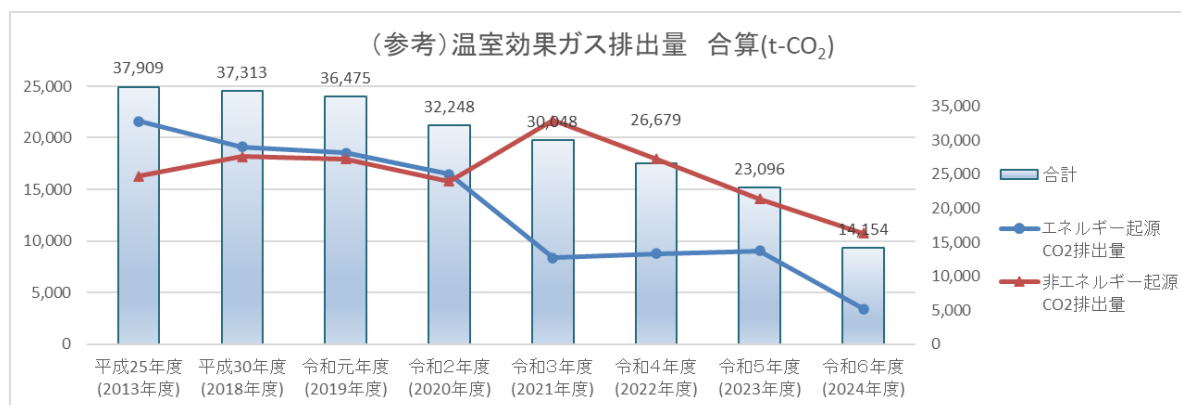
<コメント>

平成25年度（2013年度）（基準年度）と比べて、令和6年度（2024年度）は低くなりました。
要因として、下水汚泥焼却に伴う二酸化炭素排出量が減少した影響が考えられます。

(5) 参考・温室効果ガス排出量（合算）

(単位:t-CO₂)

	平成25年度 (2013年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和6年度減少率 (平成25年度比)
エネルギー起源 CO ₂ 排出量	21,616	19,139	18,516	16,473	8,366	8,751	9,038	3,427	84.1%
非エネルギー起源 CO ₂ 排出量	16,293	18,174	17,959	15,776	21,682	17,928	14,058	10,727	34.2%
合計	37,909	37,313	36,475	32,248	30,048	26,679	23,096	14,154	62.7%



<コメント>

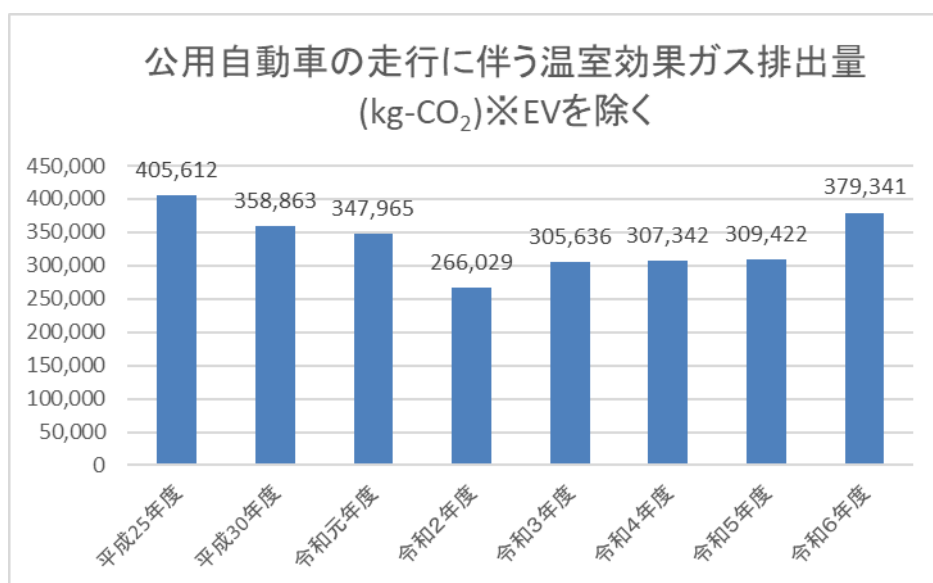
エネルギー起源 CO₂排出量が大きく減少したため、平成 25 年度（2013 年度）（基準年度）と比べて、合算した温室効果ガスの排出量は減少しました。

(6) その他

● 公用自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）の削減

		平成25年度 (参考)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ガソリン車両 (ℓ)		112,157	102,869	97,681	64,609	90,587	95,347	99,901	109,211
軽油車両 (ℓ)		50,666	42,238	42,825	41,426	32,736	29,535	30,003	48,826
都市ガス車両 (m ³)		632	0	0	0	0	0	0	0
総走行距離 (km)	EV以外	※未計測	851,325	823,207	611,705	781,241	712,133	711,252	679,754
	EV	※未計測	23,348	21,709	15,975	20,222	20,177	27,724	28,588
車両台数 (台)	EV以外	※未計測	190	188	182	191	180	183	209
	EV	※未計測	6	6	7	7	7	12	16
二酸化炭素排出量(kg-CO ₂)※ EVを除く		405,612	358,863	347,965	266,029	305,636	307,342	309,422	379,341
基準年に対する増減率		—	-37.8%	-39.7%	-53.9%	-47.1%	-46.8%	-46.4%	-34.3%

※燃料・走行・エアコン含む



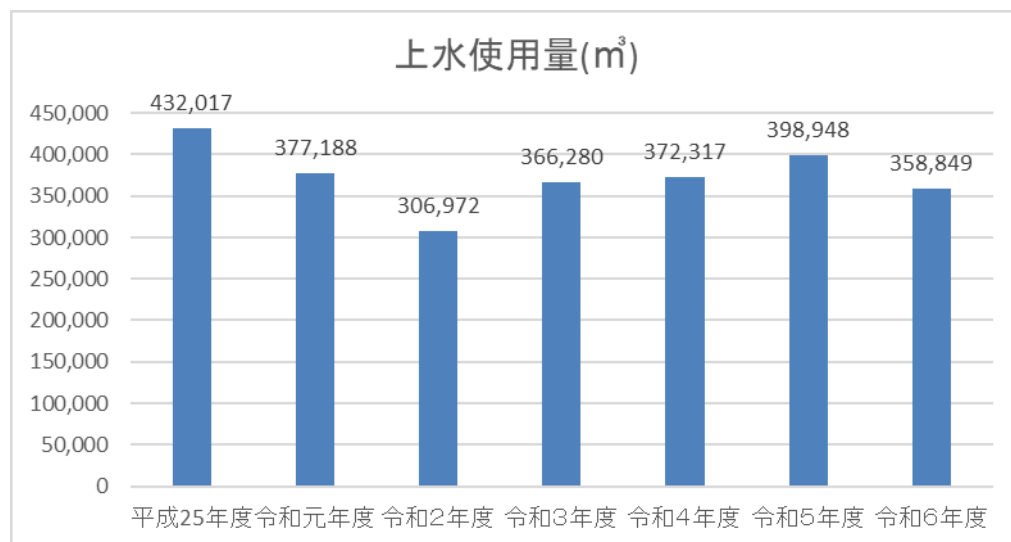
<コメント>

電気自動車の導入等により、平成25年度（2013年度）（基準年度）と比べて、温室効果ガスの排出量は低くなっています。令和6年度（2024年度）の排出量が令和5年度より増えているのは、ガソリン及び軽油の使用量等が増加したためと考えられます。

●その他

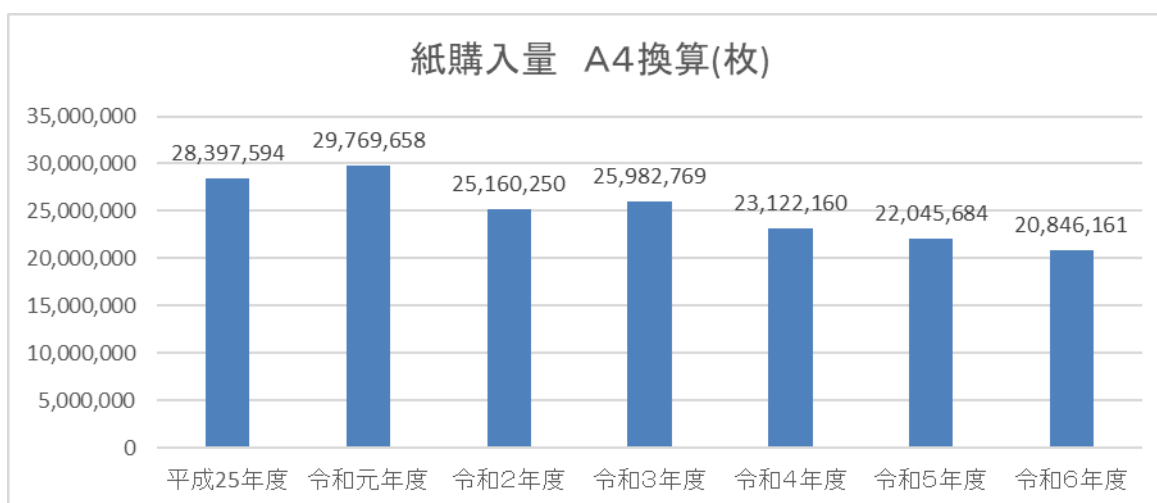
・公共施設における上水使用量の削減

	平成 25 年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
上水使用量 (m ³)	432,017	377,188	306,972	366,280	372,317	398,948	358,849



・紙購入量の削減

	平成 25 年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A4換算 (枚)	28,397,594	29,769,658	25,160,250	25,982,769	23,122,160	22,020,684	20,846,161



<コメント>

電気使用量や燃料使用量の他にも、鎌倉市役所では職員が上水道使用量や紙の購入量を把握し、削減に取り組むことで、環境負荷の低減を目指してきました。令和6年度（2024年度）は令和5年度（2023年度）と比べて、上水道使用量及び紙の購入量は低くなっています。

5 環境行動

鎌倉市役所では、職員の行動による環境負荷低減をめざし、庁内グループウェアを利用するなど、職員への、より効果的な環境負荷の低減を呼び掛けてまいります。

6 法律の遵守・緊急事態への準備

鎌倉市役所は事業所として環境関連法令を遵守し、環境上の緊急事態への準備体制を整備しています。

また、事業所の施設等により、様々な法令が対象になります。法令により定められた調査分析を実施しており、規制基準を満たしています。

7 研修

鎌倉市では、環境保全に関する職員の資質を高めるため、新採用職員を対象に研修会を実施しています。今後も環境行動についての理解を高め、市役所全体で環境マネジメントを徹底していくために、研修内容を充実させていきます。

8 まとめ

令和6年度（2024年度）の市役所の業務全体の温室効果ガス排出量は、基準年である平成25年度（2013年度）に比べ84.15%の削減となりました。

令和3年（2021年）2月から市役所本庁舎や小中学校、福祉センターなど市内57施設で使用する電気を再生可能エネルギー100%の電気に切替える等、電気の二酸化炭素排出係数が低下したことにより、温室効果ガス排出量を大きく削減しました。また、令和6年（2024年）2月からは、山崎浄化センターなど24時間稼働の施設についても使用する電気を再生可能エネルギー100%の電気に切り替えたことによって、より脱炭素化の取組を進めることができました。

温室効果ガスの削減を進めるためには、ハード面の省エネやソフト面である職員がより環境負荷に配慮して行動することが必要であり、そのような行動を促すよう周知を行い全庁的に取り組んでいきます。

今後は、鎌倉市役所エコアクション21の既存の体制を活用しつつ、より一層削減に向けて改めて体制作りをすすめ、温室効果ガス排出量の削減に努めていきます。

資 料

本市は、関東地方神奈川県南部に位置する、人口約17万2千人の小規模な都市です。東西8.75km、南北5.20km、面積は39.66km²であり、南は相模湾に面し、三方を多摩三浦丘陵群の小高い山々に囲まれた美しい自然環境に恵まれています。

自然の好条件を生かし、1192年に鎌倉幕府が開かれてから、伝統あるゆたかな文化と歴史的遺産が育まれてきました。近代では、急激な宅地造成がすすむ一方で、歴史的風土を守る為に市民運動が高まり、古都保存法発祥の地となりました。このように、鎌倉では環境への関心が高い市民が多く暮らしています。

また、豊かな環境資源に恵まれたため観光都市として栄え、現在では全国世界各地より年間約1,594万人（令和6年（2024年））もの人々が訪れています。



(1) 気 象

表1 月別平均気温（単位℃）

（令和6年（2024年））

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均
鎌倉市	8.4	9.0	10.7	17.4	20.1	23.3	28.7	28.9	26.8	21.2	14.4	9.0	18.2

※鎌倉の統計より

神奈川県は気候が温暖で、平地や山地など様々な環境があるために、生物多様性や個体数が豊富だといわれています。鎌倉の気候は中でも、南に面する海からの影響が大きく、内陸に比べて夏は涼しく冬は暖かい、県下でも気候にめぐまれた地域となっています。また風向きは、夏には南風が、冬には北風が吹く傾向があり、海岸に近い場所では一年中風通しがよいのが特徴です。

表2 気象状況

区分 年	気温（℃）			降水量 総量（mm）	湿度 年平均（%）
	年平均	日最高	日最低		
令和2	16.9	35.1	0.0	1,451.0	71.3
3	16.7	33.9	-3.7	1,883.0	68.7
4	16.7	34.3	-3.1	1,365.0	70.3
5	18.1	35.9	-3.5	1,045.0	69.9
6	18.2	36.7	-1.1	1,554.0	70.4

※鎌倉の統計より

(2) 人 口

本市の人口は、昭和 30 年代後半から 40 年代にかけて大きく増加しました。我が国の社会経済環境が変化するなかで、昭和 50 年代以降、本市の人口増加は沈静化し、平成 14 年から微増傾向でしたが、平成 23 年に減少に転じました。また、核家族化等により世帯数は徐々に増加し、さらに 65 歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は 30.8%と、年齢構成のバランスが懸念されます。

表3 人口 (各年10月1日現在)

年 \ 区分	世帯数（世帯）	人口（人）	人口の増減（人）
令和 2	75,722	172,710	448
3	76,418	172,772	62
4	76,939	172,428	-344
5	77,172	171,600	-828
6	77,173	170,206	-1,394

※鎌倉の統計より

(3) 産 業

本市の産業構成は、第 3 次産業が一番多く、次に第 2 次産業、第 1 次産業となっています。本市の商業の構成は、小売業が占める比率が高く、また観光都市という立地条件から飲食店と食料品小売業の比率が高いのが特徴です。工業は、少数の大規模事業所があるほかに、市全体では小規模事業所が今日では一部の住宅と混在しており、これに対応するために環境の調和を図りながら集団・共同化をめざしていく必要があります。

表4 産業 (令和 3 年 6 月 1 日現在)

年 \ 区 分	第 1 次産業 ＜農業・林業・漁業＞		第 2 次産業 ＜鉱業・建設業・製造業＞		第 3 次産業 ＜運輸業・飲食店・サービス業＞		総数	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
令和 3	10	39	588	9,035	6,609	60,666	7,207	69,740

※鎌倉の統計より

(4) 土地利用

大正時代末期の鉄道の電化、工業の立地、道路整備等により、大船地域などでも市街化が始まり、昭和 40 年代から首都圏のベッドタウンとして、急激に市街化が進みました。現在は緑豊かな住宅都市となっています。

表5 市街化区域および市街化調整区域

区分	市街化区域	市街化調整区域	総 計
面積 (ha)	約 2,569	1,384	3,953
比率 (%)	65.0	35.0	100.0

※令和 5 年度神奈川県土地統計データとリンク集より

表6 用途地域別面積

区分	住居第一種低層 専用地域	住居第一種中高層 専用地域	住居第二種中高層 専用地域	住居第一種 地域	住居第二種 地域	準住居 地域	近隣商業 地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業専用 地域	計
面積 (ha)	約 1,294	515	1.7	268	108	23	86	31	77	133	33	2,569
比率 (%)	50.4	20.0	0.1	10.4	4.2	0.9	3.3	1.2	3.0	5.2	1.3	100.0

※令和5年度神奈川県土地統計データとリンク集より

(5) 交通の状況

道路交通状況は、横浜横須賀道路、国道1号、国道134号などの広域幹線道路が市の外側または外縁部に位置し、市域を囲んでいます。また、公共交通の状況として、JR、江ノ電、湘南モノレールがあり、市の規模から見ると充実しています。バスのルートは、ほぼ市内の各所をカバーしており、サービス水準は高いものの、交通渋滞等による定時運行の困難さと運行速度の低下、一部の住宅地でのバス利用の困難さ、などが問題となっています。

(6) 財 政

本市の財源は、自主財源の割合が大きく、財政的に比較的自立した地方自治体と言えます。全体のうち市税収入が50.1%を占めていることも大きな特徴です。

表7 一般会計決算額 (歳入)

(令和6年度(2024年度))

区分	自主財源						依存財源				総額	
	市税	負担金	分担金及び	手数料	使用料及び	財産収入	諸収入	その他	地方譲与税	付税		交付金・交
決算額 (百万円)	37,255	352	1,177	602	1,102	9,788	312	6,902	17,626	2,617	77,770	
比率（％）	47.9	0.5	1.5	0.8	1.2	12.6	0.4	8.9	22.7	3.4	100	

※百万円単位の端数計算の関係上、総額が一致しません。

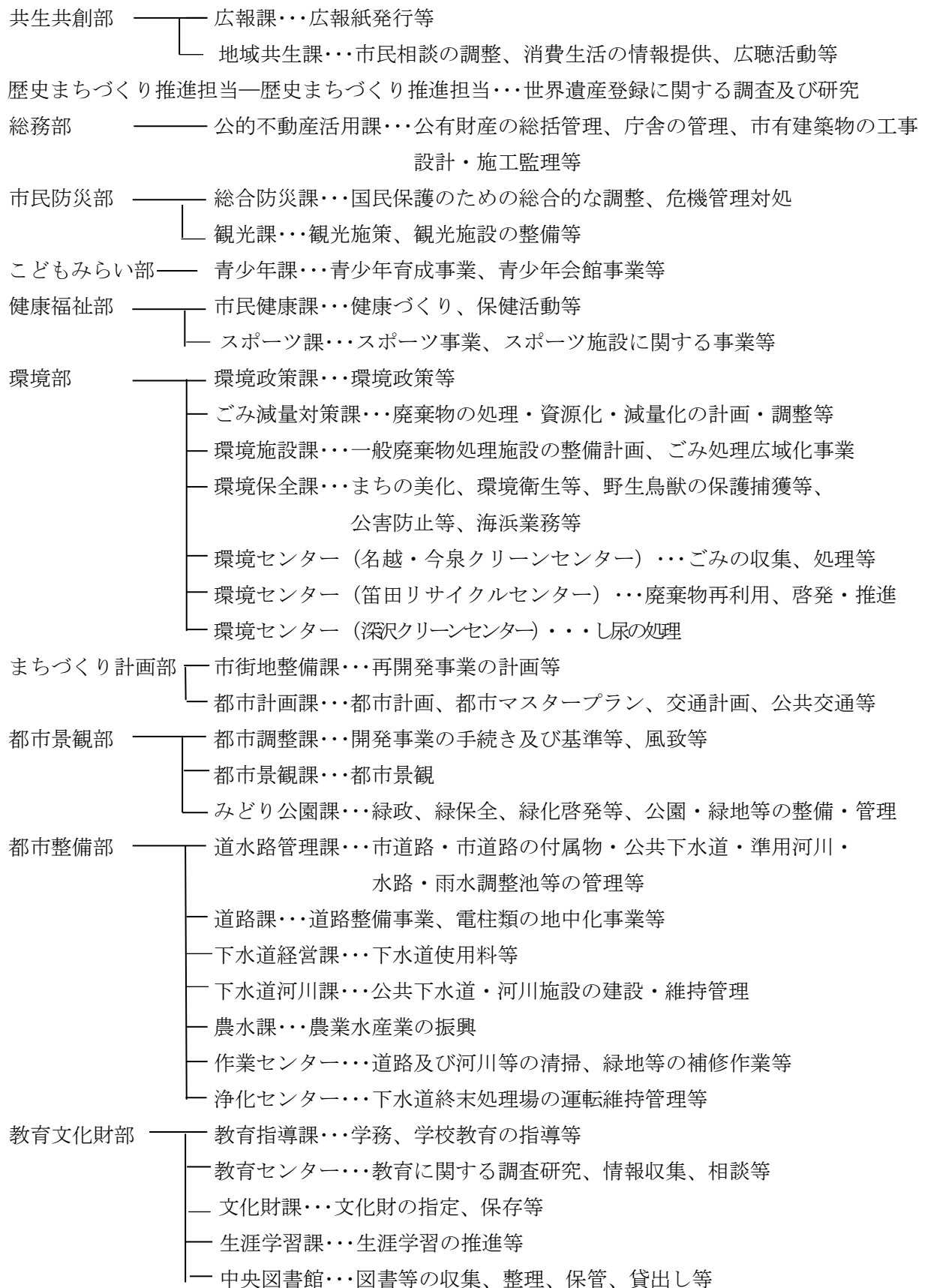
表8 一般会計決算額 (歳出)

(令和6年度(2024年度))

区分	総務費	民生費	衛生費	土木費	消防費	教育費	公債費	その他	総額
決算額 (百万円)	10,520	31,097	6,489	8,902	3,567	7,505	4,089	1,675	73,844
比率 (%)	14.2	42.1	8.8	12.1	4.8	10.2	5.5	2.3	100

※百万円単位の端数計算の関係上、総額が一致しません。

表9 かまくら環境白書作成に携わる関係各課の組織図（令和6年4月1日現在）



令和6年度(2024年度)自動車騒音常時監視調査結果図



表 10 鎌倉市環境基本計画目標達成状況

環境基本計画の目標	目標を達成するための指標	目標の達成状況
①地球環境 将来の世代も安全で快適に暮らせるよう、持続可能な地球環境の実現をめざします。	▶鎌倉市域における令和12年度(2030年度)の二酸化炭素排出量を、平成25年度(2013年度)に比べ46%削減する。	令和6年度の鎌倉市域における二酸化炭素排出量は795千t-CO ₂ で基準年度対比約 38.9% の減少を達成しました。
②大気 誰もが深呼吸を楽しめるまちにします。	▶二酸化窒素などの大気汚染物質の環境基準達成 ※令和6年度鎌倉市環境データ集参照	令和6年度において、二酸化窒素などの大気汚染物質は おおむね環境基準を達成 しました。
	▶ベンゼンなどの有害大気汚染物質の環境基準達成 ※令和6年度鎌倉市環境データ集参照	ベンゼンなどの有害大気汚染物質は経年環境基準を遵守できていることから事業の見直しにより、令和元年度をもって、廃止としました。
	▶大気中のダイオキシン類の環境基準の達成 ※令和6年度鎌倉市環境データ集参照	令和5年度において、大気の項目については 環境基準を達成 しました。 (隔年実施のため令和6年度実施なし)
③水・土 生物がすみやすい水や土壌の環境を広めます。	▶河川水質の環境基準の達成 ※令和6年度鎌倉市環境データ集参照	令和6年度において、環境基準が設定されている市内の主要7河川については、 環境基準を達成 しました。
	▶海域水質の環境基準の達成 ※令和6年度鎌倉市環境データ集参照	令和6年度において、海域水質については、 環境基準を達成 しました。
	▶地下水質の環境基準の達成 ※令和6年度鎌倉市環境データ集参照	令和6年度において、地下水質については、 環境基準を達成 しました。
	▶ダイオキシン類(水質、底質、土壌)の環境基準の達成 ※令和6年度鎌倉市環境データ集参照	令和6年度において、ダイオキシン類(水質)については、環境基準を達成しました。底質においては令和4年度、土壌においては令和元年度に実施しており、いずれも環境基準を達成しています。
	▶河川の水生生物を水質階級Ⅱ以上	令和6年度において、河川の水生生物による水質調査において水質階級による評価は実施していません。(直近の調査は令和元年度に実施しており、水質階級Ⅱでした。)

環境基本計画の目標	目標を達成するための指標	目標の達成状況
④化学物質・放射性物質 化学物質及び放射性物質の安全対策を徹底します。	▶揮発性有機化合物（VOC）の排出量の削減	令和6年度に提出があった県内の「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」に基づく事務所からの令和5年度の届出排出量は、3,770（kg/年）で前年度に比べ537（kg/年）減少、また、令和5年度の届出移動量は7,172（kg/年）で前年度に比べ6,644（kg/年）減少しています。
	▶大気・水質・土壌中の有害な化学物質の環境基準の達成（再掲） ※かまぐらの環境（令和5年度鎌倉市環境調査データ集）第3章Ⅲ化学物質参照	ベンゼンなどの有害大気汚染物質は経年環境基準を遵守できていることから事業の見直しにより、令和元年度をもって、廃止としたため、令和6年度に測定を行っていません。
	▶大気・水質・土壌・底質中のダイオキシン類の環境基準の達成 ※かまぐらの環境（令和5年度鎌倉市環境調査データ集）第3章Ⅲ化学物質参照	大気のダイオキシン類は 環境基準を達成 しました。その他は令和6年度において測定を行っていません。 （直近の調査は河川水質は令和6年度に、河川底質は令和4年度に、土壌及び地下水質については令和元年度に実施しており、いずれも環境基準を達成しています。）
⑤音 自然が醸し出す音を楽しめるまちにします。	▶環境騒音の環境基準の達成	環境騒音は環境基準と比較して100%（昼間・夜間）の適合率です。
	▶自動車騒音の要請限度の達成（面的評価の向上）	自動車騒音の測定結果は、3つの幹線道路に対して3つとも環境基準を達成しています。
⑥歴史的遺産 古都鎌倉の歴史的遺産と共生するまちづくりを進めます。	▶歴史的風致維持向上計画の推進	歴史的風致の維持向上に関する事業を実施しています。
	▶世界遺産登録に関する調査及び研究	世界遺産登録は中長期的な目標としており、登録に結びつく新たなコンセプトの構築に向けて調査・研究を行っています。
	▶史跡の公有地化	史跡の公有地化取得面積は、238,500.03㎡で取得計画面積に対して91.31%です。
⑦緑・水辺 緑と水辺を身近に感じられるまちにします。	▶都市公園等の施設緑地の面積を令和23年度(2041年度)に約191ha	令和6年度（2024年度）末、都市公園等の施設緑地の面積は178.31ha（93.4%）です。
	▶1人当たりの都市公園等の施設緑地の面積を令和23年度(2041年度)に約12.2㎡	令和6年度（2024年度）末、1人当たりの都市公園等の施設緑地の面積は10.48㎡（85.9%）です。
⑧景観 風格ある古都の景観を継承します。	▶鎌倉市景観計画の適切な運用	鎌倉市景観計画に基づき、都市景観形成事業を進めています。
	▶景観重要建造物等の保全に関する事業の拡大・運用	鎌倉市都市景観条例に基づき、貴重な景観資源である歴史的建造物の保存と活用を進めています。

環境基本計画の目標	目標を達成するための指標	目標の達成状況
⑨美化 ごみの散乱や落書きのない美しいまちをめざします。	▶アダプト・プログラムの実施区域を令和7年度(2025年度)までに10区域	アダプト・プログラムの実施区域は20区域と目標を達成しました。
⑩生態系の保全 鎌倉本来の生態系を守ります。	▶野生動植物の生態調査・研究の推進	鎌倉市緑の基本計画に位置づけのある保全すべき緑地において、自然環境のモニタリングを実施しました。
	▶生態系の保全体制の整備	市民団体と協働して生態系の保全体制の整備に努めています。
⑪自然とのふれあい 日常生活の中で、海、山、川など自然とふれあう機会を充実させます。	▶都市公園等の施設緑地の面積を令和23年度(2041年度)に約191ha	令和6年度(2024年度)末、都市公園等の施設緑地の面積は178.31ha(93.4%)です。
	▶1人当たりの都市公園等の施設緑地の面積を令和23年度(2041年度)に約12.2㎡	令和6年度(2024年度)末、1人当たりの都市公園等の施設緑地の面積は10.48㎡(85.9%)です。
⑫廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用 「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現をめざします。	▶ごみ・資源物の総排出量を令和7年度(2025)年度までに、平成26年度(2014年度)に比べ約13%削減	平成26年度に比べ、20.4%削減しました。
	▶一般廃棄物焼却量(家庭・事業所)を令和7年度(2025年度)までに、平成26年度(2014年度)に比べ約23%削減	平成26年度に比べ、42.2%削減しました。
⑬健全な水循環の推進 健全な水循環の維持や回復に取り組めます。	▶水の有効活用の推進	浄化槽雨水貯留施設の設置に係る補助を行うことで、水資源の有効利用等を推進しています。
⑭エネルギーの有効利用 「地域の力で、新たな豊かさ」と安心を次代へ紡ぐ、スマートエネルギー都市・鎌倉をめざします。	▶市内の年間電力消費量に対する再生可能エネルギー等による発電量の割合を令和12年度(2030年度)に25%	市内の年間電力消費量に対する再生可能エネルギーによる発電量の割合は2.4%です。 ※第6章グラフ6-6参照
⑮災害により想定される環境負荷への取り組み 大規模災害による環境負荷を低減できるまちにします。	▶鎌倉市地域防災計画を活用できる体制づくり	緊急輸送路に指定されている箇所のマンホール管口の耐震化及び液状化現象によるマンホールの浮上防止対策の実施を行っています。
	▶鎌倉市災害廃棄物等処理計画を活用できる体制づくり	浸水被害解消を図るため雨水管梁等の整備等の集中豪雨対策を実施しました。
⑯環境教育(鎌倉市環境教育行動計画) 意欲的に環境保全に取り組む人を育てます。	▶持続可能な社会の形成に向けた環境教育を推進します。 ▶自ら行動しようとする「こころ」を育てます。	鎌倉市環境教育行動計画に示す4つの目標を達成するための取り組みに基づき施策を実施しました。

図・表索引

第1章 地球環境の保全

グラフ1-1	鎌倉市の部門別二酸化炭素排出量の推移	3
グラフ1-2	我が国の温室効果ガス排出量の推移	4
グラフ1-3	神奈川県の一酸化炭素排出量の経年変化	5
グラフ1-4	神奈川県の一酸化炭素排出量の推移	5
表1-1	かまくらエコアクション21環境活動レポート提出事業者	7
表1-2	市役所における令和6年度調達物品に対するグリーン適合品調達率	7
表1-3	特定フロン処理量の推移	8
グラフ1-5	pH測定結果	8

第2章 人の健康の保護と生活環境の保全

表2-1	指定事業所数等年度末現在数	11
表2-2	一般環境大気測定局における環境基準の適合状況	11
表2-3	一般大気の大気環境基準の適合状況	11
表2-4	ダイオキシン類濃度調査結果	12
表2-5	排出ガスのダイオキシン類測定結果	12
表2-6	汚泥焼却排ガスのダイオキシン類測定結果	12
表2-7	注意報発令日数及び被害者数の推移	13
表2-8	自動車排出ガス測定局における環境基準の適合状況	14
表2-9	パーク&ライド等の利用状況	14
表2-10	公用車の低公害車導入状況	18
表2-11	BOD（生物化学的酸素要求量）環境基準適合状況	20
表2-12	水洗化普及・接続状況（令和6年度末）	20
表2-13	市街化区域と市街化調整区域の下水道整備状況（令和6年度末）	20
表2-14	河川（水質）のダイオキシン類測定結果	21
表2-15	河川（底質）のダイオキシン類測定結果	21
表2-16	土壌のダイオキシン類測定結果	21
表2-17	地下水のダイオキシン類測定結果	21
表2-18	最終処分場周縁地下水のダイオキシン類測定結果	21
表2-19	山崎浄化センター放流水のダイオキシン類測定結果	22
表2-20	市内における届出排出量及び届出移動量	24
表2-21	令和6年度対象路線	26
表2-22	令和6年度騒音測定結果	26
表2-23	令和6年度対象の面的評価結果	26
表2-24	環境騒音の環境基準適合状況	27
写真2-1	啓発用の看板（七里ガ浜 国道134号沿い）	28

第3章 歴史的文化的環境の確保

表3-1	歴史的風土特別保存地区の指定面積及び取得状況	29
表3-2	指定文化財件数一覧	30
表3-3	国指定史跡の公有地化の状況	31
表3-4	国庫補助に基づく緊急発掘調査	31
表3-5	令和6年度文化財保存修理事業	31

第4章 良好な都市環境の創造

表4-1	緑地保全基金の状況	35
表4-2	都市公園等の整備状況	36
写真4-1	鎌倉広町緑地	36
写真4-2	山崎・台峯緑地	37
表4-3	まち並みのみどりの奨励事業	38
表4-4	クリーンアップ実施状況	39
表4-5	河川清掃実績	39
表4-6	鎌倉市内の海岸でのごみの処理状況	39
表4-7	維持管理協力団体	40
表4-8	景観形成地区の指定状況	41
表4-9	景観法に基づく届出状況	42
表4-10	景観重要建築物等一覧	43
表4-11	景観重要建造物一覧	44
表4-12	飲料用自動販売機調査集計表	46
表4-13	不法投棄物処理の内訳	46
表4-14	不法投棄物処理件数	46
表4-15	奨励金交付状況	47
表4-16	あき地の調査状況	47
表4-17	愛護会による清掃実績	48
表4-18	アダプト・プログラム実施団体一覧	48

第5章 健全な生態系の保全、人と自然とのふれあいの確保

表5-1	鎌倉市自然環境調査結果概要	49
図5-1	鎌倉市自然環境調査対象地区位置図	54
表5-2	傷病野生動物保護通報実績	54
表5-3	傷病野生動物保護処理実績	55
写真5-1	鎌倉メダカ	55
表5-4	外来有害動物捕獲状況	55
写真5-2	鎌倉市役所	56
表5-5	鎌倉中央公園の教室・講座の開催	57
写真5-3	鎌倉広町緑地	58
表5-6	市民農園の区画数及び面積	58
表5-7	ハイキングコース	58
表5-8	自然の中で行うスポーツ・観察会等	59

第6章 循環型社会の構築

表6-1	鎌倉市のごみの発生量、焼却量及び減量化・資源化量の推移	62
表6-2	生ごみ処理機の助成件数及び台数	62
表6-3	市施設における生ごみ処理機設置状況	63
表6-4	啓発活動の実施状況	63
表6-5	資源物（家庭系）の推移	64
表6-6	植木剪定材受入量等の推移	64
グラフ6-1	鎌倉市役所における紙類回収量の推移	65
表6-7	不用品登録制度利用状況	65
表6-8	図書館不要本の無料配布冊数	66
表6-9	リサイクルマーケット等の開催状況	66
グラフ6-2	鎌倉市内の上水使用量の推移	67
表6-10	浄化槽雨水貯留施設補助金交付件数	67
表6-11	市施設の雨水利用状況	68
グラフ6-3	七里ガ浜浄化センター処理水の再利用	68
グラフ6-4	山崎浄化センター処理水の再利用	68
表6-12	本庁舎における電気・ガス・水道使用量	71
表6-13	住宅用太陽光発電システム等設置費補助件数	73
表6-14	廃棄物エネルギー導入施設	73
表6-15	再生可能エネルギー等（太陽光発電）導入施設	74
表6-16	再生可能エネルギー等（太陽熱）導入施設	74
表6-17	グリーンニューディール事業	74
写真6-1	電気自動車からの電気供給	75
グラフ6-5	鎌倉市内の年間電力消費量の実績	75
グラフ6-6	鎌倉市域の再生可能エネルギーの導入容量累積の経年変化	76

第7章 災害と環境への取り組み

第8章 鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画

第9章 鎌倉市環境教育行動計画

表9-1 環境保全関連講座開催状況…………… 85

表9-2 公立小・中学校における環境教育の取組…………… 87

表9-3 環境保全体に対する支援の実施状況…………… 102

第10章 鎌倉市環境基本計画の推進体制

第11章 令和6年度鎌倉市役所の環境マネジメント報告書

資 料

表1 月別平均気温…………… 128

表2 気象状況…………… 128

表3 人口…………… 129

表4 産業…………… 129

表5 市街化区域および市街化調整区域…………… 129

表6 用途地域別面積…………… 130

表7 一般会計決算額（歳入）…………… 130

表8 一般会計決算額（歳出）…………… 130

表9 かまくら環境白書作成に携わる関係各課の組織図（令和6年4月1日現在）…………… 131

図1 令和6年度（2024年度）河川水質調査地点図（BOD）…………… 132

図2 令和6年度（2024年度）自動車騒音常時的監視調査結果図…………… 133

表10 鎌倉市環境基本計画目標達成状況…………… 134